

宋令変容考

川村 康

はじめに

第一章 系譜的変容

第二章 性格的変容

第一節 唐令・天聖令の性格

第二節 元豊以後の令の性格

第三章 天聖令と『慶元条法事類』の比較

おわりに

はじめに

一九九九年に発見され、二〇〇六年に公刊された北宋天聖令三〇巻中の残本一〇巻は、唐宋を中心とする中国
法史研究のみならず、日本古代法史研究の進展にも大きく寄与している。⁽²⁾ この重要な法制史料を宋代法史の研究

宋令変容考

一

対象とするにあたっては、宋令の系譜と性格の理解が不可欠である。しかし、天聖令と、元豊・元祐・元符・政和・紹興・乾道・淳熙・慶元・淳祐の九次の令との間には大きな変容があったとされるにもかかわらず、その実状の解明はいまだに不十分な状況にある。本稿は、まず法典編纂等に関する記事を通じて宋令の系譜的変容を、次に性格的変容をさぐり、これらの考察から得られた仮説を天聖令と『慶元条法事類』の比較を通して検証することを試みるものである。

第一章 系譜的変容

最後の唐令となった開元二五年（七三七）令は、開元二五年律と同様、格、格後勅、編勅、あるいは単行の制勅によって補充修正を受けつつも、宋初に至るまで現行の法典として行用され続けた。^③このことは、『宋史』巻一九九、刑法志

宋の法制は唐の律令格式に因り、隨時損益して則ち編勅あり。一司一路一州一県に又た別に勅あり。および『宋会要輯稿』一六四冊、刑法一之一

国初は唐の律令格式を用いるの外、又た元和刪定格後勅、太和新編後勅、開成詳定刑法総要格勅、後唐同光刑律統類、清泰編勅、天福編勅、周広順統編勅、顕徳刑統、皆な焉を参用す。

からも明らかである。建隆四年（九六三）に『宋刑統』と建隆編勅が頒行されると、律を刑統に、格を編勅に置き換えたが、令と式は開元二五年のものを受け継いだ、刑統・令・編勅・式という法典の体系が成立した。^④唐代の律とそれを修正補充する部分の格からなる法規定の集合を仮に「律の法領域」、唐代の令とそれを修正補充す

る部分の格ならびに細則としての式からなる法規定の集合を仮に「令の法領域」と呼ぶとすれば、建隆には律の法領域には基本法典として刑統、副次法典⁽⁵⁾として編勅の関連部分が存在し、令の法領域には基本法典として唐令、副次法典として編勅の関連部分、細則法典として唐式が存在する、という法体系が形成されていたのである。なお、宋代では全国に通用する海行法とならんで、特定の官庁・地域・分野に限定して通用する一司一務一路一州一県法、略して一司法⁽⁶⁾と呼ばれる制定法の一群があり、多数の法典が編纂されていたが、本稿では海行法を中心として考察を進める。

律令の両法領域にまたがる副次法典である編勅が太平興国、淳化、咸平、大中祥符と編纂を重ねる一方で、律の法領域の基本法典である刑統は南宋末までそのまま受け継がれ、令の法領域の基本法典である令と細則法典である式の再編纂も、『宋会要輯稿』一六四冊、刑法一之四、天禧二年（二〇一八）一〇月一七日

右巡使王迎等言えらく「詔に准ずるに、趙安仁の請う所に依りて、重ねて令式を編定す。伏して諸処の供する所の文字に縁るに、悉く倫貫なく、以て刊緝し難し。望むらくは、具に旧に仍らんことを」と。之に従う。に、いったん抛棄されたことが記されている。結局、式は、同、刑法一之一二、元豊三年（二〇八〇）五月一三日⁽⁸⁾

詳定重修編勅所言えらく「見修の勅令は格式と兼行す。其れ唐式二十卷は、条目至って繁文、古今の事は殊にす。欲すらくは、事の海行すべき、及び一路一州一県、在外の一司の条件を取りて照会編修し、餘は詳定諸司勅式所に送らんことを」と。之に従う。

によれば、元豊年間に至って、主として一司法としての再編纂が試みられることになる。

[表1] 唐開元25年～宋末の主要海行法典

王朝	頒行年代 (西曆)	法典名
唐	開元25年 (737)	開元25年律・律疏・格・令・式
	貞元元年 (785)	貞元格後勅 (未公布)
	元和13年 (818)	元和格後勅
	太和7年 (833)	太和格後勅
	開成4年 (839)	開成詳定格
	大中5年 (851)	大中刑法總要格後勅
	大中7年 (853)	大中刑律統類
後梁	開平4年 (910)	大梁新定格式律令
後唐	同光3年 (925)	同光刑律統類
	清泰2年 (935)	清泰編勅
後晋	天福4年 (939)	天福編勅
後周	広順元年 (951)	大周統編勅
	顯德5年 (858)	大周刑統
北宋	建隆4年 (963)	宋刑統・新編勅
	太平興国3年 (978)	太平興国編勅
	淳化5年 (994)	淳化編勅
	咸平元年 (998)	咸平編勅・儀制勅・赦書德音
	大中祥符9年 (1016)	大中祥符編勅・儀制勅・赦書德音
	天聖10年 (1032)	天聖編勅・赦書德音・天聖令・附令勅
	慶曆8年 (1048)	慶曆編勅・統附令勅・赦書德音
	嘉祐7年 (1062)	嘉祐編勅・統附令勅・赦書德音
	熙寧6年 (1073)	熙寧編勅・赦書德音・附令勅・申明勅
	元豐7年 (1084)	元豐勅令格式・赦書德音・申明刑統
	元祐2年 (1087)	元祐勅令式・申明刑統・赦書德音
	元符2年 (1099)	元符勅令格式・申明刑統
	政和3年 (1113)	政和勅令格式
南宋	紹興2年 (1132)	紹興勅令格式・申明刑統・隨勅申明・赦書德音
	乾道6年 (1170)	乾道勅令格式・存留照用指揮
	淳熙4年 (1177)	淳熙勅令格式・隨勅申明
	淳熙7年 (1180)	淳熙条法事類
	慶元4年 (1198)	慶元勅令格式・隨勅申明
	嘉泰3年 (1203)	慶元条法事類
	淳祐2年 (1242)	淳祐勅令格式
淳祐11年 (1251)	淳祐条法事類	

論
說

四

令と式が現行法であり続けるかたわら、同、刑法一之一、咸平元年（九九八）二月二三日⁽⁹⁾

給事中柴成務、刪定編勅・儀制勅・赦書德音十三卷を上つる。詔して鏤版頒行す。……是に至つて成務等上言すらく「……又た儀制・車服等の勅十六道を以て、別に一卷と為し、儀制令に附す。違う者は違令の法の如し。本条に自ら刑名ある者は本条に依る。……」と。

によれば、咸平編勅の編纂の際に儀制勅という新たな法典が追加された。これは、唐の儀制令を修正補充する条項を編勅から析出して儀制令に附属させたものであるが、独自の罰則規定をもつものを除いて、その違反に対しては雑律六一條

諸そ令に違いたる者は、笞五十へ令に禁制ありて律に罪名なき者を謂う。

の違令罪が適用された。それは「違反があつてそれを罰する特別な規定が無い場合、編勅本体への違反ならば違令の罪となるに対して、儀制勅への違反は軽い違令の罪で済ます⁽¹⁰⁾」ことを意味するから、儀制勅は、律の法領域に属すべき自ら罰則をもつ規定と、罰則を雑律六一條に委ねた令の法領域に属すべき規定からなつていたとみてよい。前者は刑統に対する副次法、後者は令に対する副次法に位置づけられ、全体としては編勅と同様の性格を有していたことになる。儀制勅は、『宋会要輯稿』一六四冊、刑法一之三、大中祥符九年（一〇一六）九月二二日⁽¹¹⁾

編勅所、刪定編勅・儀制・赦書德音・目錄四十三卷を上つる。詔して鏤版頒行す。が示すように、大中祥符編勅にも受け継がれる。

このような流れのもとに編纂された天聖令は約三〇〇年ぶりに編纂された令であり、その頒行によって開元二

五年令はようやく現行法典としての地位を退くことになる。同、刑法一之四、天聖七年（一〇二九）五月一八日詳定編勅所、止だ令三十卷を刪修す。詔して将来の新編勅と一処に頒行す。是れより先、参知政事呂夷簡等に詔して令文を参定せしむ。……凡そ唐令を取りて本と為し、先に見行せる者を挙ぐ。其の旧文に因り、参えるに新制を以て之を定む。其の令の行われざる者も、亦た随いて焉に存す。又た、勅文内の罪名輕簡なる者五百餘条を取りて、逐卷の末に著け、附令勅と曰う。是に至つて之を上つる。

『続資治通鑑長編』卷一〇八、天聖七年五月己巳（一一一日）

詔して新令及び附令を以て天下に頒たしむ。始め、官に命じて編勅を刪定せしむるに、議者、唐令に本朝の事と異なる者あるを以て、亦た官に命じて修定せしむ。三十卷を成し、有司又た咸平儀制令及び制度を取りて之に約束す。勅に在りて、其の罪名輕き者五百餘条は、悉く令の後に附し、号して附令勅と曰う。

および『玉海』卷六六、詔令、律令下、天聖新修令・編勅

〔天聖〕七年五月己巳、詔して、新修令三十卷、又た附令勅を以て頒行せしむ。初め、修令官、令を修めて成り、又た罪名の輕き者五百餘条を録して附令勅一卷と為す。乃ち両制に下して看詳せしめ、既に上つりて之を頒行すへ是より先、参政呂夷簡等に詔して令文を参定せしむ。……唐令を取りて本と為し、参えるに新制を以てす……〕

などによれば、天聖令三〇卷の主体部分は、唐令を基礎としてこれに新制をまじえて作り上げられたものである。すなわち天聖令は開元二五年令を全面改正してその性格を繼承した令の法領域における基本法典だった。¹²⁾天聖令は天聖編勅などとともに「録写して諸路に下して行用しながら觀察せしめ、不便の点があれば一年以内に申告さ

せるとい手順が踏まれた」⁽¹³⁾うえて、『宋会要輯稿』一六四冊、刑法一之四、天聖一〇年（一〇三二）三月一日⁽¹⁴⁾

詔して、天聖編勅十三卷、赦書德音十二卷、令文三十卷を以て、崇文院に付して鏤版施行せしむ。
にあるように、三年後の天聖一〇年に頒行されたのである。

天聖令は、その主体部分すなわち現行天聖令のあとに、廃止された開元二五年令の条文、すなわち「不行唐令」を附録していた⁽¹⁵⁾。天聖令残本では、現行天聖令の条文が末尾に「右、並に旧文に因り、新制を以て参定す」と記して一括され、そのあとに廃止された不行唐令の条文が末尾に「右、令、行われず」と記して一括されている⁽¹⁶⁾。

さらに、天聖令残本では失われているが、本来の天聖令では、不行唐令のあとに附令勅が附されていた⁽¹⁷⁾。附令勅とは、前掲の『宋会要輯稿』刑法一之四、『統資治通鑑長編』卷一〇八、『玉海』天聖新修令・編勅、さらに同書卷六六、詔令、律令下、天聖附令勅

天聖四年、有司言えらく、勅復た六千餘条を増置すれば、官に命じて刪定せしめんことを、と。時に唐令の本朝と事の異なることある者を以て、亦た官に命じて修定せしむ。有司、乃ち咸平の儀制及び制度約束の秩に在る者五百餘条を取り、悉く令の後に附し、号して附令勅と曰う。〔天聖〕七年、令成り、之を頒つ。

によれば、儀制勅および編勅のなから適用刑名の軽微なもの約五〇〇条を取り出して天聖令各篇目の末尾に付したものである⁽¹⁸⁾。この約五〇〇条以外の儀制勅・編勅の条項は、その違反に対して独自の罰則規定をもつか、違制罪によって処断するものとして編勅に属することになり、編勅が律令の両法領域にまたがる副次法典であることと変わりはないが、附令勅は独自の罰則規定をもたず、その「違反は「違令」の軽い罪で済まされることにな

る¹⁹のであるから、令の法領域のみにおける副次法典として位置づけられる点で儀制勅とは区別される²⁰。ここに、令の法領域は、基本法典として開元二五年令に代わった天聖令、副次法典として附令勅と編勅の關係部分、細則法典としての唐式によって構成されるようになった。附令勅はこれ以後、『宋会要輯稿』一六四冊、刑法一之五、慶曆八年（一〇四八）四月二八日²¹

提挙管勾編勅宰臣賈昌朝、枢密副使吳育、刪定編勅・赦書德音・附令勅・目錄二十卷を上つる。詔して崇文院にて鏤版施行せしむ。

同、刑法一之六、嘉祐七年（一〇六二）四月九日²²

提挙管勾編勅宰臣韓琦・曾公亮、刪定編勅・赦書德音・附令勅・摠例・目錄二十卷を上つる。詔して編勅所にて鏤版頒行せしむ。

同、刑法一之九、熙寧六年（一〇七三）八月七日²³

提挙編勅宰臣王安石、刪定編勅・赦書德音・附令勅・申明勅・目錄、共せて二十六卷を上つる。詔して編勅所にて鏤版し、〔熙寧〕七年正月一日より頒行せしむ。

年（一〇六二）四月²⁴

宰相韓琦等、修むる所の嘉祐編勅を上つる。慶曆四年より、嘉祐三年に尽くまで、凡そ十二卷。其れ元降勅の但だ約束を行うのみにして刑名を立てざる者は、又た析ちて統附と為す。合帙して凡そ五卷。

によれば、これら慶曆以後の附令勅は統附令勅、すなわち天聖附令勅を補充するものとして添加されたのである²⁵。

したがって熙寧までの令の法領域は、基本法典としての天聖令、副次法典として附令勅・続附令勅と編勅の関係部分、細則法典としての唐式によって構成されたことになる。

元豊七年（一〇八四）、編勅の勅令格式への再編の中で、令も当然、変容のときを迎えたはずである。⁽²⁶⁾しかし、『宋会要輯稿』一六四冊、刑法二之一二、元豊六年（一〇八三）九月一日

詔すらく。内外の官司、見行の勅律令格式の文に、未だ事に便たらず、理に応に改むべき者あれば、並に尚書省に申して議奏せよ。輒く旨を画して衝革せる者は徒一年とす。即し面して旨を得、若くは一時の処分の応に著して法と為すべく、及び応に衝改すべき者は、所属に随いて中書省・樞密院に申して奏審せよ。

および同、元豊七年三月六日

詳定重修編勅書成る。刪定官・尚書刑部侍郎崔台符、中書舍人王震、各一官を遷す。前刪定官・知制誥熊本、宝文閣待制李承之、李定、銀絹百を賜う。

という元豊勅令格式の編纂記事は、制定の経緯や法典編纂の材料についてほとんど語るところがない。⁽²⁷⁾勅令格式の意義とその中における令の性格については第二章で検討することにして、ここでは、我が国における元豊令の編纂材料についての主要な言説を概観しておく。

梅原郁氏は元豊の令を含む勅令格式の編纂過程を「宋初以来「編勅」の中を含められ、排列されてきた、刑罰を伴なわぬ比較的簡単な規定や単純な禁令が、まず抽出されて新しい「令」（附令）となる」という附令勅の編纂過程の延長上にとらえ、「やがて、その動きが、刑罰規定を伴った複雑な「編勅」中の勅文にも及び、……全体が、「令」と「勅」、さらには「式」と「格」のように細分化されてゆく」とする。⁽²⁸⁾滋賀秀三氏は「編勅が体系

化したものが勅令格式に外ならないという両者の連続的發展の線」を認識したうえで、元豊令の「系譜的な起源は、唐代の法制の継承ではなく、編勅からの分化にあった」とし、儀制勅・附令勅・統附令勅という「勅からは放出される刑罰を伴わない多数の法規の受け皿」が「飛躍的に肥大化し、それ自体が令の名を称することになった」と理解して、これを「庇を借りて育つて来た附令勅が⁽²⁹⁾ついに母屋をも占領し、自らが令となって居すわったようなもの」と表現している。両氏の見解に文字通り従えば、元豊令は編勅の中から令の法領域の要素を析出してきたものにほかならず、唐令・天聖令とは系譜的に断絶していることになる。しかし、それならば令の領域の基本法典たる天聖令に盛り込まれた要素はどこに行ってしまったのだろうか。

ここで、滋賀氏が「この新しい令は唐から継承された令と式をも呑み込んだ。すなわち、唐令を僅かだけ改定した天聖令と唐代そのままの式とは、多くの部分が事実上死文となりながらも建前としてはなお現行法として生きていたのであるが、この時これらをも刪定の俎上にのせ、将来とも有用な要素は新しい令のうちに吸収し、残りは廃止する措置が取られた」とも述べていること⁽³⁰⁾、すなわち元豊令が唐令・天聖令の要素を取捨選択のうえ吸収した可能性を閑却してはならない。元豊令の主要素が、熙寧までの編勅とそれ以後の単行制勅中の令の法領域に属する規範、附令勅、統附令勅から抽出されたものだとしても、天聖令に含まれていた要素がまったく継承されずに捨てられたとは考えにくい。元豊令に流れ込んだ本流が令の法領域の副次法典たる編勅の流れだったとしても、令の法領域の基本法典たる唐令・天聖令の流れを少なくとも支流として受け入れた可能性はあるはずである。すなわち、唐令・天聖令と元豊以後の令との間で生じた系譜的変容は、基本法典の系譜から外れて副次法典の系譜のみを継承したということではなく、基本法典・副次法典の両系譜を継承したということなのではないだ

ろうか。

第二章 性格的変容

第一節 唐令・天聖令の性格

天聖令が令の法領域における基本法典としての性格を唐令から継承したものであるのならば、宋令の性格的変容を考察するためには、唐令の性格を把握しておく必要がある。ここでは、我が国における唐令の性格についての主要な言説を概観しておく。

まず伊藤東涯は、唐の律令について「令と云は、天下へ一通りの掟にて、萬事の上に就てかくのごとくせよ、かくのごとくすることなかれと、号令を定めおきたるものなり、律と云は、天下の人罪あるとき、かくのごとき罪は流罪に処し、かくのごときときは徒罪にすると云の差をあらはしたるものなり」と述べ、令を「号令を定めおきたるもの」すなわち命令規範とした。次いで浅井虎夫氏は、「律ハ犯罪者ニ科スヘキ刑罰ヲ規定シタル法典ニシテ令ハ行政ニ関スル各種ノ法令ヲ集メタル法典ナリ」として、令を行政法典と解した。さらに仁井田陞氏は、「律は一般に刑罰的制裁的法律であり、令は一般に命令的禁止的法律であつて、互に相表裏する場合が多い」、あるいは「隋唐では律は刑罰法典であり、令は非刑罰法典であり、律を陰とすれば令は陽である。律は禁止法であり、令は命令法である。律は犯人懲戒法であり、令は一般に行政法的規定である」として、東涯を継承した命令禁止的法律、浅井氏を継承した行政法的規定に、非刑罰法典という説明をつけ加えた。そして曾我部静雄氏は、「律は刑罰を専ら規定している刑法典であり、令はこの刑法を除いた残りの民法・商法・憲法・行政法・国際法

などを定めた民法法典、「律は制度に違反したり罪悪を犯すものを罰する定めであり、令は公私の階級や諸制度を定めてあるもの」、あるいは「律は刑法典、令は非刑法典⁽³⁵⁾」として、令を刑法を除いた非刑法典ないし民法法典と説いている。梅原氏は「律・令」と「格」とは本質的ともいうべき差異を持ち、さらに言えば「律」と「令」との間にも、次元の違いが横たわっている」とし、令を「その多くが行政と関係している法典⁽³⁶⁾」としている。「律とは刑法、令は行政法と民法にあたる⁽³⁷⁾」という教科書的理解は、これらの言説の上に成り立っているであろう。

ところで仁井田氏は、「律令は共に根本法ではある⁽³⁸⁾」、「律令は唐代の二大根本法であった⁽³⁹⁾」として、令を根本法のひとつとしてとらえ、滋賀氏はこれを発展させて、唐代を「律と令とが二つの基本法典として相並んで存在する法典形式」をもつ「律令古典期」として把握した⁽⁴⁰⁾。本稿がとりあえず唐令を令の法領域における基本法典とするのも、この見解を継承している。さらに仁井田氏は「令は陽であり律は陰であって、命令（令）に違反すれば、刑罰（律）がこれにともなうのである⁽⁴¹⁾」、「令に違えば違令の罪に問われた⁽⁴²⁾」として令に違反する行為が律による処罰の対象となることを指摘した。滋賀氏はこれを承けて「律は刑法典、令は行政の組織と執務準則の基本を定めた法典であり、令には刑罰規定は含まれていない。ただし律の中かなり多くの規定は、令の中の或る規定と対応してその違反に対する刑罰を定める形となっている。のみならず、律のうちに「違令」条なる一箇条があつて、令に違反する行為は、律に個別の規定がないならば、すべて笞五十という、比較的軽い一定の刑罰を科すべきものと定めている。このような仕方では律と令は連結しているのであつて、両者は決して、たとえば刑法と民法のように、基本原理を異にしているわけではない。このように刑罰・非刑罰の二本立ては法典編纂技術上の

一つの手法に過ぎない⁴³⁾と述べて教科書的理解に異を唱え、令を非刑罰法典ととらえるべきであるとしている。律を刑法典、令を行政法典・民法典とする、近代西欧的法概念にもとづく教科書的理解は、律令両者が扱う法分野が画然と区別されていることが前提である。しかし、令が確かに「行政の組織と執務準則の基本を定めた法典⁴⁴⁾」であるとしても、律は果たして近代西欧的法概念のもとに刑法典と呼びうるのだろうか。仁井田氏は「律令⁴⁵⁾には、家族や財産に関する法規が幾分含まれていた」として律にも民事的法規が含まれていたことを記しており、滋賀氏は「それが法律体系全体のうちにおいて占める地位について見るとき、律は近代国家の刑法典と異なった性質を有するものであったことが注目されねばならない。……刑罰を定めた基本法たる律は、我々の刑法典の如く法体系中の一つの限られた分野のみを支配する法典ではなくして、実に法そのものにとつての最も基本的な典籍たる地位を占めるものであった。中国人が国家的法規制の対象となすに適すると考えた社会生活の諸分野は、何らかの形、幾何かの程度で律のうちに顔を出し、律の底に流れる思惟の形式は、中国の法体系のすべてを支配しているといっても過言ではない⁴⁶⁾」とも指摘している。衛禁律以下の唐律各則の条項は、原則として禁止行為としてそれを行った者に科される刑罰を備えている。構成要件と法定刑を規定するという形式を見れば、律はまさしく刑法典である。しかし、その構成要件の対象範囲は近代西欧的刑法よりもかなり広汎にわたる。職制律は官僚の服務について詳細な規定をおき、戸婚律は均田制の運営に関する規定を含み、廐庫律は公有の牛馬や物資の管理についての規定を定め、擅興律は国家の労役や軍役への人民の動員などに関する手続を規定する。捕亡律と断獄律は近代西欧的法体系においては刑事訴訟法に置かれるべき手続規定が主要素である。呂志興氏が「民法あるいは行政法あるいは訴訟法などの内容を含み、あるいは完全にそれらに属する律条はあわせて六二箇条あり、唐律

の全律条の一二パーセント強を占める⁽⁴⁷⁾と指摘するように、律は近代西欧的法概念でいえば行政規範や民事規範にあたる内容をあわせもっていた。

たとえば、賊盜律一六条

脯肉に毒あり、曾經て人を病ましめて餘りある者は、速かに之を焚く。違いたる者は、杖九十。若し故らに人に与えて食せしめ、並びに出売し、人をして病ましめたる者は、徒一年。故を以て死に致したる者は絞。即し人、自ら食して死に致したる者は、過失にて人を殺したるの法に従う。

は、主として乾燥肉の販売業者に有毒な肉の即時焼却処分を義務づけ、その違反者に対する罰則を置く行政統制的規定であり、現代日本では食品衛生法に類似の規定を見出しうる⁽⁴⁹⁾。雑律七条

諸ぞ医、人の為に薬を合し、及び題疏・針刺するに、誤て本方の如くせず、人を殺したる者は、徒二年半。其れ故らに本方の如くせず、人を殺傷したる者は、故殺傷を以て論ず。人を傷つけざると雖も、杖六十。即し薬を売りたるに本方の如くせず、人を殺傷したる者も、亦た之の如し。

は、薬品製造販売業者に方書にもとづかない薬品の製造販売を禁じ、その違反の結果として人の死傷が生じた場合の罰則を置く行政統制的規定を含んでいる。現代日本では薬事法に類似の規定を見出しうる⁽⁵⁰⁾。現代日本でも、行政統制の違反に刑罰を科する法規を行政刑法という刑事法の一分野としてとらえるが、それらは一般的な刑法典を構成するものとはされていない。

また、雑律三四条

諸ぞ奴婢・牛馬駝驢驢を買い、已に価を過したるに、市券を立てずして三日を過ぎたれば、笞三十。売りた

る者は、一等を減ず。券を立てたるの後、旧病ありたる者は、三日の内は悔るを聴す。病なくして欺きたる者は、市ること法の如し。違いたる者は、笞四十。即し売買已に訖るに、而して市司の時に券を過ぎざる者は、一日は笞三十。一日ごとに一等を加え、罪は杖一百に止る。

は、奴婢・家畜の売買の際の市券発給申請義務と、それを発給する市司の即時発給義務を定め、その懈怠に関する罰則を定める行政統制的規定である。市券発給の手続は関市令復原二一条⁽⁵¹⁾

諸そ奴婢・牛馬駝驢等を売買したれば、皆な本部・本司を経て価を過し券を立て、朱印して給付す。

に定められ、律令一体としてひとつの規範を構成していた。これに加えて雑律三四条は、市券作成後三日以内に旧病すなわち「隠れたる瑕疵」が発見された場合の契約解除を許容するという瑕疵担保責任をも定め、現代日本では民法に類似の規定を見出しうる。⁽⁵²⁾ 雑律四六条

諸そ水火の損敗したる所ありて、故らに犯したる者は徴償す。誤失したる者は償せず。

は、水災・火災による財産上の損害を生じたとき、故意であった者には賠償責任を負わせるが、過失であった者は免責することを定めたものであり、現代日本では、失火者の賠償責任を免除する失火ノ責任ニ関スル法律に類似の規定を見出しうる。⁽⁵³⁾ これら雑律二箇条の規定は、近代西欧的な法観念では民法の領域に属する。

わずかな例証ではあるけれども、近代西欧的法概念では行政規範や民事規範に属するような規定を含む律を、同じく近代西欧的な法観念を当てはめて単純に刑法と呼ぶことはできない。律を刑法と呼ぶことができない以上、それと対照的な概念として令を行政法とか民法と称することも適当ではないのである。

令に刑罰規定がないからといって、その規定に反する行為が処罰の対象にならないわけではないことも、す

に仁井田氏や滋賀氏の指摘によって明らかである。令の規定に違反する行為は、前掲の雑律六一条註にいう「令に禁制ありて律に罪名なき者」への違反行為は雑律六一条による処断の対象となり、律が特別に罪名と刑罰を規定するものへの違反行為はその律の条項による処罰の対象となった。その例として仁井田氏は、封爵令復旧二二条⁵⁴

諸そ王公侯伯子男、皆な子孫の嫡を承けたる者、伝襲す。若し嫡子なく、及び罪疾あれば、嫡孫を立つ。嫡孫なければ、次を以て嫡子の同母弟を立つ。母弟なければ、庶子を立つ。庶子なければ、嫡孫の同母弟を立つ。母弟なければ、庶孫を立つ。曾玄以下、此に准ず。後なき者は国除す。

に定める封爵の承襲順位への違反行為は、戸婚律九条

諸そ嫡を立てるに法に違いたる者は、徒一年。即し嫡妻、年五十以上にして子なき者は、嫡を立てるに長を以てするを得。長を以てせざる者は、亦た之の如し。

よつて制裁を加えられること、ならびに戸令復旧八乙条⁵⁵

諸そ男女三歳以下は黄と為す。十五以下は小と為す。二十以下は中と為す。其れ男は、年二十一にて丁と為し、六十にて老と為す。夫なき者は寡妻妾と為す。

に定める黄小中丁老の五等の年齢区分に違反する記載を戸籍および計帳になし、課役を免ぜしめた官吏に對しては、戸婚律一条

口を脱し、及び年状を増減しへ疾老中小の類を謂う、以て課役を免れたる者は、一口は徒一年、二口ごと
に一等を加え、罪は徒三年に止む。

による処断がなされたことを示している。⁽⁵⁶⁾ ほかに、たとえば捕亡令復原一六条⁽⁵⁷⁾

諸そ闕遺の物を得たれば、皆な随近の官司に送る。市に在りて得たる者は、市司に送る。其れ金吾、各々両京に在り、巡察して得たる者は、金吾衛に送る。

は遺失物の拾得者に直近の官庁への届出を義務づけているが、これを果たさない場合は、雑律六〇条

諸そ闕遺の物を得て、五日に満ちて官に送らざる者は、各々亡失の罪を以て論ず。賊重き者は、坐賊もて論ず。私の物は、坐賊より二等を減ず。

よって処罰されることになる。⁽⁵⁸⁾ 雑律六〇条は取得後五日以内であれば処罰の対象にはならないことも定めているから、令に対する違反行為の処罰についての特則を律が定める場合、雑律六一条の違令罪の法定刑笞五十よりも加重するだけでなく、それよりも減輕あるいは免除することもあったのである。

これらのような律の規定は例外的なものではなく、滋賀氏が「律の中のかなり多くの規定は、令の中の或る規定と対応してその違反に対する刑罰を定める形となっている」⁽⁵⁹⁾と指摘しているとおり、令は法典ごと罰則規定を律に委ねていたのであり、その規定の遵守履行は刑罰によって担保されていた。それは構造的に刑事規範であり、あえて近代西欧的法概念を用いれば行政刑法と呼ぶことができる。現代日本の行政法規では、刑罰によって遵守履行が担保されるべき法条については、その条項中に罰則を置くのではなく、その法の各条項に関する罰則を最後にまとめて提示するのが一般的であるが、令はその全条項に関する罰則を、法典の最後にまとめるのではなく、まとめて律に委ねたのである。東涯のいうように、令を「号令を定めおきたる」⁽⁶⁰⁾命令規範と呼ぶことに支障はないが、律として命令規範を有していないわけではない。その命令規範に反した者への刑罰規定をその中に用意して

いるか否かということこそが、律と令との間に一線を画するのである。

唐の律令格式の性格を述べた、ほぼ同時代の史料としては、『唐六典』卷六、尚書刑部、郎中・員外郎

凡そ文法の名には四あり。一に曰く律、二に曰く令、三に曰く格、四に曰く式。……凡そ律は以て刑を正して罪を定め、令は以て範を設けて制を立て、格は以て違を禁じて邪を正し、式は以て物を軌して事を程す。

および『新唐書』卷五六、刑法志

唐の刑書には四あり。曰く、律令格式。令なる者は、尊卑貴賤の等数、国家の制度なり。格なる者は、百官有司の常に行う所の事なり。式なる者は、其の常に守る所の法なり。凡そ邦国の政、必ず此の三者に従事す。其の違う所あり、及び人の悪を為して罪戾に入る者は、一に断ずるに律を以てす。

が挙げられるが、これらの記事から「律は刑罰、令は非刑罰」という定義を見出すことはできても、律は刑法、令は行政法・民法という区別を見出すのは困難である。滋賀氏が指摘しているとおり、「律には、自然犯に対する処罰規定と、行政犯に対する罰則とが含まれている」⁽⁶²⁾のであるから、律と令の間に存する違いは、刑罰法典か非刑罰法典か、すなわち刑罰規定をその法典のなかに有するか否かという「法典編纂技術上の一つの手法」の違いでしかない⁽⁶³⁾。律令の二部からなる唐代の基本法典のうち、律を規範と罰則の双方を有する刑罰基本法典とすれば、令は規範は有するが罰則は律に委ねた非刑罰基本法典となる。そうすると、第一章で用いた「律の法領域」は「刑罰法の領域」、「令の法領域」は「非刑罰法の領域」と言い換えられる。最後の唐令である開元二五年令は宋初まで非刑罰法の領域における基本法典だったのであり、天聖令は開元二五年令に代わって非刑罰法の領域における基本法典の地位を受け継いだのである。

第二節 元豊以後の令の性格

元豊七年、元豊勅令格式の頒行により、編勅は勅令格式の四部編成となった。この形式の法典は南宋末まで継承されたから、元豊令に附与された性格は南宋最後の淳祐令まで継承されたはずである。『慶元条法事類』にのこされた慶元令も、当然にその性格を受け継いでいる。ここでは、我が国における元豊以後の令の性格についての主要な言説を概観しておく。

東涯の「神宗の時、律ばかりにては尽きざるによりて、律の載せざる事を勅を以てさだむ、その目をあらためて勅令格式と云、勅は名例より以下断獄まで十二門あり、令は品官より断獄まで三十五門あり」⁽⁶⁴⁾、浅井氏の「宋代法典ノ名称ヲ見ルニ或ハ勅令格式ヲ以テスルモノアリ……勅ハ律ニ相当ス唐ハ律令格式ト曰ヒ宋ハ勅令格式ト曰ヘルニテ察スヘシ即刑法典ナリ」⁽⁶⁵⁾は令の性格を明確にしていない。牧野巽氏は「勅は唐の律のように、すでに罪を犯した者を治する刑法であった。令は「未然に禁ずる」いわゆる教令的法規である」⁽⁶⁶⁾と述べて令を教令的法規とし、仁井田氏は「勅は犯したものを罰する法、令は未然に禁ずる法といわれる」⁽⁶⁷⁾として牧野氏の見解を踏襲している。

牧野、仁井田両氏までの言説は唐令・天聖令と元豊以後の令との性格的な差違を意識していないが、曾我部氏はその間の変化を意識して、「勅とは已に行つたことが禁令に違反しておれば罰することを規定している法典であり、令は勅の前の未然の約束禁止を規定している法典であり、格は賞罰・階級・給与・忌服などの限極等級を定めている法典であり、……令と格とは従前の律令格式の時のものとは、その性格がかなり異なっている。……勅令格式における令は、禁止約束が主となっており、格は以前の令においてその一部分をなす賞勲・等級・忌服

などの制度だけを盛っている法典となっていた。……勅令格式の場合の令は、多く刑法的な性質を持っていたのであって、以前の律令格式の場合の令とは、大いに異なっていたのである。このように令が著しく刑法的になっていたから、以前の令に規定していた賞勳・忌服・階級などの制度は、これを格に移すようになったのであろう⁽⁶⁸⁾と説明する。梅原氏も「令」にはより大きな変化が生じている」として、外観的な「唐令」の十六の令名が消滅し、新しく二十の令名が誕生する」変化だけではなく、三点にわたって内容的変化を指摘する。第一に、洪邁『容齋三筆』に三五とされる令の篇目数が現存『慶元条法事類』では三七となっていることから、「宋の令は、唐代基本法典の柱の一つだった「令」という一種の聖域が、かなりルースなカテゴリーつまり、「編勅」という副次法典内の区分の一つに下ってきていることをそれは示す」とする。第二に、「唐では截然と分れていた「律」と「令」の部門名が一つになり始めた、つまり「勅」と「令」に同名の門目が生じた」ことなどから、「それらが唐代の「律」「令」の理念とは別の次元に立つものと言わざるを得ない」とする。第三に、南宋の法典に「短く、内容的にも単純な、しかも狭い範囲の「条例」的な「令」が多いこと」、「それが制定される経緯もまた、極めてご安直な感触を受ける」こと、「罰則規定以外の部分は、令も勅もほとんど同文という事例が少からず出現してくる」ことから、「宋の「令」が、唐と違って、明確に現実の行政の各側面に対応し」「宋の行政に適するよう、アップ・トゥ・デイトな、吏卒、公用、場務、理欠等々の令をつけ加えた。そして、禄、駅、衣服、鹵簿、儀制、喪葬、公式などの、一定のヒエラルヒーをそなえ、皇帝や貴族階級の威厳や建前と関係した部分は、個別に独立した法規として編集、使用される方向となって」「著しく行政法規の色彩を濃くし始めた」としている⁽⁶⁹⁾。

滋賀氏は「勅は刑罰法規の集成、つまりは刑法典である。……律（刑統）と勅という二つの刑法典はまさしく基

本法典と副次法典の関係に立つ。……令は刑罰を含まない規範命題の集成であり、その限りでは唐代の令と性格を共通にする。ただし唐代には基本を令に細則を式に定めていたのに、ここでは、基本・細則の区別は取り払われて令という名に一本化している⁽⁷⁰⁾として、基本法典性の喪失にのみ唐令との差違を求めている。

基本法典・副次法典に関する議論を暫く措けば、唐令と元豊以後の令との間の性格的な変容は、曾我部氏が主張する著しく刑法的性質をもつ法典への変化か、梅原氏が主張する著しく行政法的性質をもつ法典への変化か、ということになる。しかし、曾我部氏の主張は、唐令が実質的に刑事規範として構成されていたことを度外視している点で受け入れ難い。梅原氏の主張は、宋代の国家事業の内容が複雑多様化し、それを反映して令の篇目数や篇目、規定内容が変化せざるをえなかったことを示している点については妥当であるけれども、唐令が「多くが行政と関係している法典」であり「行政と深くかわる」とした梅原氏自身の言説を充分に踏まえていない。さらに、篇目数の変動が令の性格の変動を示すのであれば、二七篇目の開元七年令と三一篇目の開元二五年令⁽⁷²⁾の間にも、開元二五年令と「容齋三筆」に記される三五篇目の宋令との間にも、性格の変動を見出さなければならぬ。「唐令」三十一篇に単純に六篇を足したものが、ここでとりあげている宋の「令」ではない⁽⁷³⁾ことが「最も重要な問題」⁽⁷³⁾ならば、問題は篇目数にあるのではないのだろう。律勅と令とに共通する篇目の出現が令の性格の変動を示すのであれば、捕亡令のない開元七年令とこれをもつ開元二五年令の間にも性格の変動を見出さなければならぬし、雑令はすでに隋開皇令に存在していたことも無視してはならない。律勅と令の篇目を「同名にしておく方が、現実には判りやすく利用にも便利」⁽⁷⁴⁾であるならば、職制・断獄よりも「宋の新しい行政法規の中核となる項目」⁽⁷⁵⁾としてふさわしい経済統制関係の規定をあつめた衛禁勅に対応する衛禁令が作られているべ

きだらう。令の内容が短くなり、単純になり、範囲が狭まり、制定経緯が安直になったことは唐令との比較検証が必要である。制定経緯については暫く措き、内容の短小化、単純化、狭小化という印象を、第三章での唐令・天聖令と慶元令との比較作業を通じて具体的に感じることは困難であった。⁽⁷⁶⁾ 罰則規定以外の令と勅の同文化は、本章第一節で述べた律と令の相互関係が、より直接的に示されるようになったということであろう。たとえば、雜律六条

諸そ機槍を施し、坑竄を作りたる者は、杖一百。故を以て人を殺傷したる者は、鬪殺傷より一等を減ず。若し標幟ありたる者は、又た一等を減ず。其れ深山迴沢、及び猛獸の犯暴することありたるの処にて、施し作りたる者は、聽す。仍て標幟を立つ。立てざる者は、笞四十。故を以て人を殺傷したる者は、鬪殺傷の罪より三等を減ず。

と唐雜令復原六五条⁽⁷⁷⁾

諸そ猛獸ありたるの処、檻竄・射窠等を作るを聽す。得たれば即ちに官に送る。一頭ごとに絹四疋を賞す。豹及び狼を捕殺したれば、一頭ごとに絹一疋を賞す。若し監牧の内に在りて獲たる者は、各一疋を加う。其れ牧監の内にて豺を獲たれば、亦た一頭ごとに絹一疋を賞得す。子は各々之を半ばす。

のなかの猛獸の罨に関する規定を並べると、文章は同一でないけれども、内容的重複は明らかに感じられる。これを梅原氏が勅令同文の例として挙げた慶元職制勅(『慶元条法事類』卷一〇、職制門七、輒入官舍)

諸そ差を被むり、公文を齎して取索するに、当官にて投下せずして、直ちに吏舎に入り、擅に文書を檢したる者は、杖一伯。

と慶元職制令（同前）

諸そ差を被むり、公文を齎して取索するは、並に所屬に於て〔於、もと誤つて終に作る〕当官に投下す。直ちに吏舎に入り、擅に文書を檢するを得ず。

の両条項と比較してみると、立法技術の巧拙は感じられるとしても、それが「唐と違つて、明確に現実の行政の各側面に対応し」⁽⁷⁸⁾「著しく行政法規の色彩を濃くし始めた」⁽⁷⁹⁾結果であると言いかどうか疑問である。

勅令格式の性格を述べた、ほぼ同時代の史料としては、『宋史』卷一九九、刑法志

神宗、律は以て事情を周くするに足らざるを以て、凡そ律の載せざる所の者は一に断ずるに勅を以てし、乃ち其の目を更めて勅令格式と曰い、律は恒に勅の外に存せしむ。……又た曰く「已然に禁ずるを之れ勅と謂い、未然に禁ずるを之れ令と謂い、此を設けて以て彼を待つを之れ格と謂い、彼をして之に効わしむるを之れ式と謂う。書を修める者は当に此を識るべきを要す」と。是に於て凡そ笞杖徒流死に入り、名例より以下断獄に至るまで、十有二門、刑名の軽重に麗く者は、皆な勅と為す。品官より以下断獄に至るまで、三十五門、約束禁止せる者は、皆な令と為す。命官の等十有七、吏・庶人の賞の等七十有七、又た倍・全・分・釐の級凡そ五等あり、等級高下ある者は、皆な格と為す。表・奏・帳・籍・関・牒・符・檄の類凡そ五卷、体制模楷ある者は、皆な式と為す。

『宋会要輯稿』一六四冊、刑法一之一二、元豊二年（一〇七九）六月二四日

左諫議大夫安燾等、諸司勅式を上つる。上、燾等に諭して曰く「此を設けて彼の至るを逆うるを格と曰う。此を設けて彼をして之に効わしむるを式と曰う。其れを未然に禁ず、之れ令と謂う。其れを已然に治む、之

れ勅と謂う。書を修める者は当に此を知るべきを要す。典あり則あり、厥れを子孫に貽す。今の格式令勅は、即ち典則なり。若し其の書全て具わり、政府之を総べ、有司之を守れば、斯れ事なからん」と。

『続資治通鑑長編』卷二九八、元豊二年六月辛酉（二四日）

左諫議大夫安燾等、諸司勅式を上つる。上、燾等に諭して曰く「此を設けて彼の至るを逆うるを格と曰う。此を設けて彼をして之に効わしむるを式と曰う。其れを未然に禁ず、之れ令と謂う。其れを已然に治む、之れ勅と謂う。書を修める者は当に此を知るべきを要す。典あり則あり、厥れを子孫に貽す。今の格式令勅は、即ち典則なり。若し其の書完具し、政府之を総べ、有司之を守れば、斯れ事なからん」と。

洪邁『容齋三筆』卷一六、勅令格式

法令の書、其の別四あり。勅令格式、是なり。神宗の聖訓に曰く「未然に禁ずるを之れ勅と謂う。已然に禁ずるを之れ令と謂う。此を設けて以て彼の至るを待つ、之を格と謂い、此を設けて彼をして之に効わしむ、之を式と謂う」と。凡そ笞杖徒流死に入り、例より以下断獄に至るまで、十有二門、刑名の軽重に麗く者は、皆な勅と為す。品官より以下断獄に至るまで、三十五門、約束禁止せる者は、皆な令と為す。命官・庶人の等、倍・全・分・釐の級（級、もと誤つて給に作る）、等級高下ある者は、皆な格と為す。表・奏・帳・籍・関・牒・符・檄の類、体制模楷ある者は、皆な式と為す。元豊編勅は此を用い、後來数々修定あると雖も、然れども大体は悉く之を循用す。今の假寧一門、実は格に載せ、公私の文書・行移、並に名づけて式と為すは、假にして則ち非なり。

『玉海』卷六六、詔令、律令下、元豊諸司勅式・編勅

〔元豊〕二年六月辛酉（二十四日。一に戊午と云う）、左諫議安燾等、諸司勅式を上つる。上、諭して曰く「此を設けて彼の至るを逆うるを格と曰う。此を設けて彼をして之に効わしむるを式と曰う。其れを未然に禁ず、之れ令と謂う。其れを已然に治む、之れ勅と謂う。書を修める者は当に此を知るべきを要す。典あり則あり、厥れを子孫に貽す。今の格式令勅は、即ち典則なり。若し其の書全具し、政府之を総べ、有司之を守れば、斯れ事なからん」と。……〔元豊〕七年三月乙巳（六日）、詳定重修編勅書成る（孫覺謂えらく、煩碎にして用い難く、一条分かちて四五と為すことあり、と）。書目。元豊勅令式七十一卷、〔元豊〕七年、刑部侍郎崔台符等撰す。元祐中、劉摯等刊修す（元豊は約束を以て令と為し、刑名もて勅と為し、酬賞もて格と為す。熙寧勅は嘉祐の旧文に拠り、元豊勅は熙寧の前例を用う）。

『朱子語類』卷一二八、本朝二、法制

元豊中、執政安燾等、定むる所の勅令を上つる。上、燾に諭えて曰く「此を設けて彼の至るを逆う、之を格と謂う。此を設けて彼をして之に効わしむ、之を式と謂う。未然に禁ず、之を令と謂う。其れを已然に治む、之を勅と謂う。書を修める者は当に此の如かるべきを要す。若し其の書完具し、政府之を総べ、有司之を守れば、斯れ事なからん」と。……格は、五服の制度の、某親は某服に当たり、某親は某時に当たるとは、各々限極あるが如し。所謂「此を設けて彼の至るを逆う」の謂いなり。式は、磨勸転官し、恩沢封贈を求めるの類は、只だ箇の様子に依りて写去するの如し。所謂「此を設けて彼をして之に効わしむ」の謂いなり。令は、則ち条例禁制、其の事為すを得ず、某事に違う者は罰あるの類、所謂「未然に禁ず」る者なり。勅は、則ち是れ已に此の事を結り、条に依りて断遣するの類、所謂「其れを已然に治む」者なり。……某事は合当に如

何にすべき、これ之を令と謂う。某功は幾等の賞を得、某罪は幾等の罰を得るかの如き、これ之を格と謂う。凡そ事に箇の様子あり、今の家保状式の類の如き、これ之を式と謂う。某事は当に如何に断すべき、某事は当に如何に行うべき、これ之を勅と謂う。……勅は是れ令格式の行処せざる所、故に之を断ずるに勅を以てす。

などが挙げられる。勅令格式の定義は元豊二年の諸司勅式の上呈に際して神宗が安燾らに賜ったものとされ、この区分理念がそれ以後の海行法と一司法を通じた編纂方針として墨守すべきものとされてゆくのであるが、そのなかで令は「未然に禁ずる」規定を集めた法典として定義されている。⁽⁸⁰⁾

元豊勅令格式の構成に即して『宋史』刑法志と『容齋三筆』にいう「約束禁止」、『玉海』にいう「約束」、あるいは『朱子語類』にいう「某事は合当に如何にすべき」、そして元豊二年の神宗による説諭の原型をなしたと思われる、『続資治通鑑長編』巻二六九、熙寧八年（一〇七五）一〇月辛亥（二三日）

編修内諸司勅式向宗儒言えらく「德音を面奉するに、修むる所の文字の賞格・刑名に干するものは勅と為し、指揮約束は令と為し、人物の名数、行遣の期限の類は式と為し、今、具草して勅令式、各々一事を編成す」と。詔して沈括をして編修内諸司式を兼ねしめ、仍お詳定一司勅を罷めしむ。

に記された令を「指揮約束」とする文言、あるいは後年、元豊勅令格式を改定した元祐勅令式の編纂記事である同書巻四〇七、元祐二年（一〇八七）一二月壬寅（二四日）

詔して元祐詳定編勅令式を頒つ。是れより先、蘇頌等詔を奉じて詳定し、既に成書して、之を表上して曰く「……熙寧以前の編勅を按ずるに、各々門目を分かち、類を以て相い従い、約束賞刑、本条に具載すれば、

是を以て官司は檢閲に便たり。元豊勅は則ち各々其の罪に随い、諸篇に釐入し、約束を以て令と為し、刑名は勅と為し、酬賞は格と為し、更に門を分かつたが、故に檢用の際、多く漏落を致す。今則ち並に熙寧以前の体例に依りて刪修し、更に別に賞格を立てず……」と。

の蘇頌らによる上表文のなかの「約束を以て令と為し」という言及を含めても、『唐六典』による唐令についての「範を設けて制を立て」との説と実質的に変化はない。すなわち、以上の史料の記載からは、元豊以後の令が唐令・天聖令よりも刑法的になったとも、行政法的になったとも言い難いのである。⁽⁸¹⁾

『朱子語類』が「未然に禁ず」を敷衍した「条例禁制、其の事為すを得ず、某事に違う者は罰あるの類」との説は、曾我部氏のいう「勅令格式の場合の令は、多く刑法的な性質を持っていた」「著しく刑法的になっていった」⁽⁸²⁾との主張を裏付けるようにもみえる。しかし、『朱子語類』のこの説は令の規定への違反が律勅によって処罰されたことを意味するにすぎず、同じ『朱子語類』が「勅は是れ令格式の行処せざる所、故に之を断ずるに勅を以てす」として令格式に反する行為の勅による処断を明確に述べていること、ならびに、嘉祐編勅と比較して政和勅令格式を批判した王洋『東牟集』卷九、筈、次論嘉祐政和法意不同筈

嘉祐勅なる者は、四門に分かつたが、具に勅に載す。謂うところ、一物を創造するが如きは、嘉祐勅に在りては、則ち曰く「凡そ某物を造るには、先に人工材植を集め、多寡を計り、某日を限りとす、之を為りて功成れば某賞を獲、工廢すれば某罪を定む」と。此れ嘉祐の文意なり。政和勅なる者は、勅令格式の四門に分かつ。人工材植を集めるは令なり。多寡を計り、某日を限りとするは式なり。功成りて某賞を獲るは格なり。功廢して某罪を定めるは勅なり。故に嘉祐勅は一閱にして尽き、法を習わざる者に在りても拏げて能く之を

知るは、此れ士人百姓の利なり。政和勅は反覆尋閲するも終日にして一事を尽くさざる者あるは、法吏の文を侮る者の利なり。

が、「某物を造る」ことを規定する勅令格式の箇条において、令は「人工材植を集める」こと、勅は「功廢して某罪を定める」ことを担うとして共通していることと共通している。『新唐書』刑法志による唐令についての「尊卑貴賤の等数、国家の制度」との説と、『宋史』刑法志の格についての「命官の等十有七、吏・庶人の賞の等七十有七、又た倍・全・分・釐の級凡そ五等あり、等級高下ある者」との説とを比べ、『朱子語類』の格についての「五服の制度の、某親は某服に当たり、某親は某時に当たるとは、各々限極あるが如し」「某功は幾等の賞を得」を含めて考えると、曾我部氏のように「以前の令に規定していた賞勳・忌服・階級などの制度は、これを格に移すようになった⁽⁸³⁾」とはいえるだろうが、それが「令が著しく刑法的になつていから⁽⁸⁴⁾」とまでいうことはできない。元祐勅令式の編纂を求めた劉摯『忠肅集』卷六、奏議、乞修勅令疏⁽⁸⁵⁾

神宗皇帝、因革の妙に達し、慎んで憲禁を重んず。元豊中、有司に命じて勅令を編修せしめ、凡そ旧と勅に載す者は、多く之を令に移せり。蓋し違勅の法は重く、違令の罪は軽ければなり。此れ、以て神宗皇帝の仁厚の徳、萬方を哀矜し、斯の人の犯す所を寛さんと欲し、恩施の甚大たるを見るに足るなり。

に記されているように、元豊の法典編纂において、旧来の編勅中に含まれていた規定の多くが令に移されたのは、それに対する違反行為を雑律六一一条の違令罪によって処断することを目指したものであったとすれば、令の規定に反する行為は律によって処断するという唐代以来の構造は基本的に変化していないのである。⁽⁸⁷⁾

以上の史料から、元豊以後の令が直接刑罰規定をもたず、その全条項に関する罰則を律勅に委ねていたという

意味での非刑罰法典である点で、唐令・天聖令と性格を共通にすることが明らかにされた。ここで、第一章で示した元豊以後の令は基本法典・副次法典の両系譜を継承したとの仮説に立ち返り、元豊以後の令を令の法領域における副次法典に位置づけることは是非を検討しなければならない。滋賀氏は、編勅・勅令格式について「それらの中の或る文言が不適当だ」という議論が起ると、次期の全面改修を待たずに、どこそこでどの字句を削るとか加えるとか、またはどう改めるかといった類の単行指令が出されることが稀ではなかった。この点でも勅令格式は唐の律令のような基本法典とは性格の異なるものであった⁽⁸⁸⁾とし、部分的改正を容れる点で元豊以後の令には基本法典としての性格は失われ、「編勅から分化した産物だ」という素性は変えようもなく、随時の宣勅の集積を或る時期ごとに整理・吸収することによって改修を繰り返すという性格を、「令」自体が負い続け⁽⁸⁹⁾たとする。梅原氏の「宋の令は、唐代基本法典の柱の一つだった「令」という一種の聖域が、かなりルーズなカテゴリーつまり、「編勅」という副次法典内の区分の一つに下ってきている⁽⁹⁰⁾」という認識は、滋賀氏の主張の延長上にとらえることができる。両氏とも、宋代を通じて基本法典を律ないし刑統、副次法典を編勅ないし勅令格式とし、元豊以後の令は副次法典の一部をなすと認識しているのである⁽⁹¹⁾。

たしかに、『宋会要輯稿』一六四冊、刑法一之三七、紹興六年（一一三六）八月一八日刑部員外郎周三畏言の「国家昨て承平日久きを以て事に因りて増勅し、遂に一司一路一州一県・海行の勅令格式ありて、律法刑統と兼行す。已に是れ詳尽たるに、又た或いは法の載せざる所は、則ち律に挙明議罪の文ありて、勅に比附定刑の制あり。織悉備さに具わると謂うべし。

という記述、政和名例勅（同、刑法一之二八、政和四年（一一一四）七月五日中書省言）

諸そ律・刑統・疏議及び建隆以来の赦降は、勅令格式と兼行す。文意相い妨ぐ者は勅令格式に従う。其れ一司へ学制・常平・免役・将官・在京通用法の類も同じ」一路一州一県に別制ある者は、別制に従う。ならびに慶元名例勅（『慶元条法事類』卷七三、刑獄門三、検断）

諸そ勅令に例なき者は、律に従うへ謂うところ、血を見るを傷と為す、強いてしたる者は貳等を加う、加う者は加えて死に入らずの類の如し。律に例なく、及び例同じからざる者は、勅令に従う。

などは、勅令格式全体が律ないし刑統を外から修正補充する存在、つまりは副次法典として存在し、「律（刑統）」と宋代の勅令格式は正・副のセットであり、「律」を中核とし、同心円的に大きな拡がりで「勅令格式」がそれを包みこんでいた⁹³ことを示している。律の法領域すなわち刑罰法の領域において「律（刑統）」と勅という二つの刑法典はまさしく基本法典と副次法典の関係に立つ⁹⁴ことに疑いはない。だが、それまで天聖令を基本法典、編勅の関連部分と附令勅・統附令勅を副次法典、唐式を細則法典としていた令の法領域すなわち非刑罰法の領域が、元豊以後、刑統を基本法典、令格式を副次法典とする構造に代わったと理解してよいのだろうか。「唐代には基本を令に細則を式に定めていたのに、ここでは、基本・細則の区別は取り払われて令という名に一本化している⁹⁵」という元豊以後の令が、刑統を基本法典に迎えて副次法典の座を占めたと解してよいのだろうか。それはなにより、律ないし刑統が、その形式も内容もまったく変更しないまま、刑罰法の領域における基本法典から、刑罰・非刑罰の両法領域における基本法典へと変身したことになるからである。

『宋刑統』は律、律疏、令、格、式、開成格、勅、起請から構成されるが、「嘉祐編勅は宋刑統に附載される勅および起請をも編纂素材のうちに加えて検討の対象とし、有用の件はこれを編勅の中に取り込み、その他は将

来に向かつて行用を停止することとした⁽⁹⁶⁾のならば、その基本法典性は律の部分に局限された可能性もある。滋賀氏は「唐令（および式）のうち宋刑統に収められた条文は、他の新法と抵触しない限りにおいて効力を持ち続けたことを忘れてはならない。たとえば戸令応分条はその一つであり、大きく抵触する新法も存在せず（少なくとも検証されておらず）、長く行用されたと考えられる」とも指摘する。天聖令残本に戸令が含まれない以上、『宋刑統』巻一二、戸婚律一三条附載の戸令復旧二七条⁽⁹⁸⁾については検証の術がないが、刑統に附載される唐令が天聖令に継承されなかったとは思われない。

滋賀氏は「喪葬令戸絶条もその一つであるが、こちらは、宋の新法の定める特異なシステムと抵触して実用性を失った⁽⁹⁹⁾」としているが、『宋刑統』巻一二、戸婚律、戸絶資産所載の喪葬令復原三三條⁽¹⁰⁰⁾

諸身喪りて戸絶したる者は、ある所の部曲・客女・奴婢・店宅・資財は、並に近親をしてへ親は本服に依り、出降を以てせず、転易貨売せしめ、将て葬事を営み、及び功德を量營するの外、餘財は並に女に与うへ戸は同じくすと雖も、資財は先に別ちたる者は、亦た此に準ず。女なければ、以次の近親に均入す。親戚なき者は、官にて検校を為す。若し亡りたる人、存せる日に、自ら処分を遺囑することありて証驗の分明なる者は、此の令を用いず。

は、天聖喪葬令宋二七條⁽¹⁰¹⁾

諸身喪りて戸絶したる者は、ある所の部曲・客女・奴婢・店宅・資財は、近親をしてへ親は本服に依り、出降を以てせず、転易貨売せしめ、将て葬事を営み、及び功德を量營するの外、餘財は並に女に与うへ戸は同じくすと雖も、資財は先に別ちたる者は、亦た此に準ず。女なければ、以次の近親に均入す。親戚なき

者は、官にて檢校を為す。若し亡りたる人、存せる日に、自ら処分を遺囑することありて証驗の分明なる者は、此の令を用いず。即し別勅に制ある者は、別勅に従う。

に、「即し別勅に制ある者は、別勅に従う」という文言を追加されただけで、ほぼ同文で継承されている。この文言は、とりあえず唐令そのままの令文を存置したうえで、これを修正補充する『宋刑統』卷一二、戸婚律、戸絶資産附載の起請

臣等參詳すらく。請うらくは、今後、戸絶したる者は、ある所の店宅・畜産・資財は、營葬功德するの外、出嫁したる女ある者は、三分して一分を給与し、其餘は並に官に入る。如し莊田あれば、近親に均与して承佃せしむ。如し出嫁したる親女、出され、及び夫亡なりて子なく、並に曾て分割して夫家の財産を得て入己せず、父母の家に還歸し、後に戸絶したる者あれば、並に在室の女の例と同じ。餘は令勅に准じて処分せんことを。

のような規定を附令勅に収めたことを意味しているのであろう。すなわち、嘉祐に先立つ天聖において、『宋刑統』に附載される令は天聖令に、これに関連する起請は附令勅に取り込まれたと想定することは可能なのである。

また、天聖雜令宋二二条⁽¹⁰²⁾

諸そ田宅・婚姻・債負へ法に於て合に理すべき者を訴うるは、十月一日より官司受理し、正月三十日に至りて詞狀に接するを住め、三月三十日に至りて断じ畢る。停滞せる者は狀を以て聞す。若し先に文案あり、及び交々相い侵奪せる者は、時に隨て受理す。

は、『宋刑統』卷一三、戸婚律、婚田入務所載の唐雜令復原三五条⁽¹⁰³⁾

諸そ田宅・婚姻・債負を訴うるは、十月一日より、三月三十日に至るまで検校す。以外は合にすべからず。若し先に文案あり、交々相い侵奪せる者は、此の例に在らず。

を継承するだけでなく、本条附載の起請

臣等参詳すらく。ある所の田宅・婚姻・債負の類を論競するはへ債負は、法の微理を許す者を謂う、十月一日を取りて以後、官司の受理を許し、正月三十日に至りて詞状に接するを住め、三月三十日以前に断遣は須く畢るべし。如し未だ畢らざれば、刑獄を停滞せる事由を具して聞奏す。如し是れ交々相い侵奪し、及び諸般の詞訟の但そ田農の人戸に干せざる者は、所在の官司は時に随て受理し断遣すること、上件の月日の限に拘わらず。

に従つて修正したものであることは疑いない。天聖雜令宋二三条⁽⁰⁴⁾

諸そ家長在れば、子孫・弟姪等は輒く奴婢・六畜・田宅及び餘の財物を以て私自に質拵し、及び田宅を売るを得ずへ質なくして拵したる者も亦た此に準ず。其れ家長の速きにて卑幼をして質拵し、売らしめたる者あれば、皆な官司に検し、実を得れば、然る後に之を聴す。若し相い本問せず、違いて輒く与え、及び買ひたる者は、物は追して主に還す。

も、『宋刑統』卷二三、戸婚律、典売指当論競物業所載の唐雜令復原三六条⁽⁰⁵⁾

諸そ家長在ればへ在るとは、三百里内にして、関を隔てるに非ざる者を謂う、子孫・弟姪等は、輒く奴婢・六畜・田宅及び餘の財物を以て私自に質拵し、及び田宅を売るを得ずへ質なくして拵したる者も亦た此に準ず。其れ質拵し、売りたる者あれば、皆な本司の文牒を得て、然る後に之を聴す。若し相い本問せず、

違いて輒く与え、及び買いたる者は、物は即ちに追して主に還し、錢は没して追せず。

を継承するとともに、本条附載の起請

臣等參詳すらく。応そ物業を典売し、或は指名して質拵するは、須く是れ家主尊長の錢主に對い、或は錢主の親信人の当面して契帖に署押すべし。或は婦女の面對に難き者は、須く簾幕を隔て親から商量を聞き、方めて交易を成すべし。如し家主尊長、外に在れば、遠近を計らず、並に須く此に依るべし。若し隔てて化外に在り、及び兵戈に阻隔せらるれば、即ち州県の相い事理を度り、憑由を給与するを須ち、方めて商量して交易するを許す。如し是れ卑幼骨肉、尊長を蒙昧し、專擅に典売・質拵・倚當し、或は尊長の姓名を偽署したれば、其の卑幼及び牙保引致人等は、並に當に重斷すべし。錢業は各々両主に還す。其れ錢、已經に卑幼の破用し、徴償すべきなき者は、更に家主尊長の処にて徴理するの限に在らず。応そ田宅・物業、是れ骨肉と雖も合に分を有すべからざるに、輒く將て典売したる者は、盜に准じて論じ、律に従て処分す。を取り入れて修正されたことは確實である。

すなわち、天聖令は『宋刑統』に収められた令の法領域の諸規定をその要素として取り込んだうえで、唐令が占めていた令の法領域の基本法典の座を受け継いだのであり、元豊以前については刑統を令の法領域における基本法典とすることはできない。またそうであれば、天聖令と唐式をも「刪定の組上」にのせ、將來とも有用な要素は新しい令のうちに吸収し¹⁰⁶た元豊以後の令を副次法典とし、刑統をこれに對応する令の法領域の基本法典に据え直すことにはためらいを感じなければならない。とはいっても、副次法典が基本法典の存在を前提としてこそ想定しうるものである以上、この法領域に副次法典だけが残存するということもありえない。ここはむしろ、滋

賀氏の元豊令に対する「基本・細則の区別は取り払われて令という名に一本化している⁽¹⁰⁷⁾」という理解を發展させ、元豊以後の令の法領域においては基本・副次・細則という階層的な構造は融解したとすべきである。元豊令が、編勅のなかの令の法領域の部分と附令勅・続附令勅という副次法典の要素を本流としつつも、そこに唐令・天聖令という基本法典の要素をも合流させ、これを規定形式別に令・格・式に整理したうえで形成されたものであれば、これを副次法典としてのみ理解するのは困難である。元代の法典の喪失を経て、明清の法体系においては、律の法領域では律を基本法典、問刑条例ないし条例を副次法典とする階層構造が復活するものの、令の法領域では法典の再興はならなかった⁽¹⁰⁸⁾。その状況に至る前段階として、宋代の多様化した国家事業は、枚挙に暇がないほどの一司法を生み出す一方で、海行法においても基本法典をもちうる状態を超えてしまい、基本・副次・細則という階層構造を融合して、令格式という規定形式ごとに整理しなおした体系の形成を余儀なくさせたのではないだろうか。

第三章 天聖令と『慶元条法事類』の比較

前二章における検討を通じて、元豊以後の令は、令の法領域の基本法典である唐令・天聖令と、副次法典である編勅の双方の系譜を継承したものであり、その結果として令の法領域における基本・副次・細則という法典の階層構造は融合され、令格式という規定形式別の法典が形成されたとの仮説を得るに至った。しかしこの仮説は、唐令・天聖令と元豊以後の令の間に「内容的には天地もただならぬ相違がある⁽¹⁰⁹⁾」としたら成り立ち得ない。この仮説を検証するためには、唐令・天聖令と元豊以後の令の比較検討を通じて、その間に継承関係をどの程度見出

し得るかを検討してゆくしかないが、その具体的方針としては、稲田奈津子氏が行った、天聖令と慶元令格式の対応関係の検証を応用することとする。稲田氏が直接的に目指したものは唐令復原研究の新たな方法論の構築であったが、假寧・喪葬の二篇目について天聖令と慶元令格式の対応を検証した結果、この二篇目に属する天聖令の「ほぼすべての条文について、慶元条法事類中にその内容が残されていたことになろう」⁽¹⁰⁾との結論を得ている。稲田氏の検証は「唐宋間の変化が比較的少なく、慶元条法事類に唐令の踏襲を多く残すものと予想される」⁽¹¹⁾二篇目を対象としたのであるが、本稿では、元豊以降において律勅との同一篇目化が生じた獄官―断獄、ならびにすでに開元二五年段階で律と共通の篇目となっていた捕亡と雑の三篇目を検証の対象とした。獄官―断獄を検証の対象としたのは、梅原氏によって令と勅の同一篇目化が令の変容を示す第二点として挙げられ、それが「宋の新しい行政法規の中核となる項目」⁽¹²⁾として数えられているからであり、捕亡と雑はそれとの対照としての意味合いをもたせるためである。その結果、対応・継承関係がある程度存在すると判断されたものをまとめたのが「表2」⁽¹³⁾「表3」⁽¹⁴⁾「表4」である。対応・継承関係の検討については批判を仰ぐべき点が少なくないけれども、大体の傾向は読み取れるであろう。

〔表2〕天聖令・慶元条法事類対応表（獄官―断獄）

<p>天聖獄官令</p>	<p>慶元条法事類</p>	<p>対応典拠</p>
<p>宋一条 諸犯罪、皆於事発処州県推断。在京諸司人事発者、巡察糾捉到罪人等、並送所屬官司推断。在京無所</p>	<p>断獄令（卷73刑獄門3決遣・推駁） 諸犯罪、皆於事発之所推断。杖以下、県決之。徒以上へ編配之類、応比徒者、同。餘条、縁推断録</p>	

<p>屬者、送開封府（雖有所屬官司、無決罰例者、準此）。</p>	<p>問、稱徒以上者、准此）及應奏者、並須追証勸結口備、方得送州。若重罪已明不礙檢斷、而本州非理駁退者、提点刑獄司覈察按治。</p>
<p>宋二条</p> <p>諸犯罪、杖罪以下、梟決之。徒以上、送州推斷。若官人犯罪、具案錄奏、下大理寺檢斷、審刑院詳正其罪、議定奏聞、聽勅處分。如有不當者、亦隨事駁正、其心州斷者、從別勅。</p>	<p>斷獄令（卷9 職制門 6 去官解役）</p> <p>諸州県官（從政郎以下、任監当官者、同）在官犯罪杖以下、本州斷罰、訖奏（違法決人至死者、非）。即場務課利虧欠、已去官而心勘結者、移文所在勘奏。不知所在、及在京者、具申尚書刑部。</p>
<p>宋三条</p> <p>諸在京及諸州見禁囚、每月逐旬錄囚姓名、略注犯狀及禁時月日・処断刑名、所主管署奏、下刑部審覆。如有不當及稽滯、隨即拳駁、本部來月一日奏。</p>	<p>斷獄令（卷9 職制門 6 去官解役）</p> <p>諸命官犯罪、心本州斷罰（自首覈拳会恩全原、若去官勿論者、同）而情輕者、断訖、申提点刑獄司審察。如情法允當、即具尚書吏部・刑部・大理寺。</p>
<p>宋四二条</p> <p>諸囚、当处长官十日一慮、無長官、次官慮。其囚延引久禁、不被推問、若事狀可知、雖支証未足、或告一人數事、及被告人有數事者、若重事得実、輕事未了、如此之徒、慮官並即断決。</p>	<p>職制令（卷7 職制門 4 監司巡歷）</p> <p>諸州県禁囚、監司每季親慮（不能偏詣、及有妨碍者、聽差官）。若有冤抑、先疎放、訖具事因以聞（謂囚人本無罪而不心禁繫者）。</p>
<p>職制令（卷7 職制門 4 監司巡歷）</p> <p>諸監司、每歲被旨分詣所部点檢催捉結絶見禁罪人者、各隨置司州地里遠近、限五月下旬起發（雖未被旨、亦行遇本司闕官、或專奉指揮躬親幹辦、及鞠獄捕盜救護河防、不可親詣、或屬梟非監司經由路、即委通判幕職官、仍具事因申尚書省。其被委</p>	<p>路、即委通判幕職官、仍具事因申尚書省。其被委</p>

	<p>官經過州梟月日、慮囚名件、申提点刑獄司、至柒月拾伍日以前巡徧、仍具所到去処月日、被委官申到者、同、申尚書省。</p> <p>職制令（卷7職制門4監司巡歷）</p> <p>諸監司巡按、遇諸州州院・司理院并梟禁罪人、及品官命婦公事、各徒以上者、雖非本司事、聽審問。若情涉疑慮、或罪人声冤、或官司挾情出入而应移推者、牒所屬監司行。若承報不行、或雖行而不當者、具事因奏。</p> <p>職制令（卷7職制門4監司巡歷）</p> <p>諸監司每歲点檢州梟禁囚淹留不決、或有冤濫者、具当職官職位・姓名、按劾以聞。</p>
<p>宋四條</p> <p>諸拳轄刑獄官、常檢行獄囚鎖枷・鋪席及疾病・糧餉之事、有不如法者、隨事推科。</p>	<p>斷獄令（卷75刑獄門5刑獄雜事）</p> <p>諸獄、州梟当職官、半年壹次躬行檢視。修葺所費、及獄司、当直司、同、应供官用、若給囚之物、皆以贓罰錢充。不足者、修葺支轉運司錢、餘支本司頭子錢、如不足、亦許支轉運司錢、仍聽州梟隨宜支撥。轉運司不得令申請待報。</p>
<p>宋五條</p> <p>諸決大辟罪、在京者、行決之司一覆奏、得旨乃決。在外者、決訖六十日録案奏、下刑部詳覆、有不当者、得隨事拳駁。其京城及駕所在、決囚日、内教</p>	<p>斷獄令（卷73刑獄門3決遣）</p> <p>諸決大辟日、本処官司不得拳樂。</p> <p>斷獄令（卷73刑獄門3決遣）</p> <p>諸州大辟案已決者、提点刑獄司類聚、具録情款刑</p>

坊及太常並停音樂。外州決囚日、亦不拏樂。

宋六条

諸決大辟罪皆於市、量囚多少、給人防援至刑所。五品以上聽乘車、並官給酒食、聽親故辭訣、宣告犯狀、皆日未後乃行刑（犯惡逆以上、不在乘車之限。決經宿、所司即為埋瘞。若有親故、亦任收葬）。即囚身在外者、斷報之日、馬遞行下。

宋七条

諸決大辟罪、在京及諸州、遣它官与掌獄官監決。春夏不行斬刑、十惡内、惡逆以上四等罪不拘此令。乾元・長寧・天慶・先天・降聖節各五日（前後各二日）、天貺・天祺及元正・冬至・寒食・立春・立夏・太歲・三元・大祠・国忌等日、及雨雪未晴、皆不決大辟（長寧節、惟在京則禁）。

宋八条

諸監決死囚、若囚有称冤者、停決別推。

名、及曾与不曾駁改、並駁改月日、有無稽留、季申尚書刑部（諸州歲終、仍別類聚決過大辟都數、限伍日、依式申提点刑獄司。本司類聚、限拾日、依式申尚書刑部）。

斷獄令（卷73刑獄門3決遣）

諸決大辟皆於市、遣佗官、同所勘官吏監決、量差人護送。仍先令長吏、集当職官、引囚親行審問鄉貫年甲姓名來歷。別無不同、給酒食、聽親戚辭訣、示以犯狀（陸品以上官、犯非惡逆以上者、聽乘車）。不得壅塞口耳、蒙蔽面目、及誑呼奔逼。仍以未申二時行刑。不得別加傷害。經宿、聽親故收瘞（無親故者、差職員）。

斷獄令（卷73刑獄門3決遣）

諸決大辟、不以時日。即遇聖節、及天慶・開基・先天・降聖（以上各參日、前後各壹日）、天貺・天祺節、丁卯・戊子日、元正・寒食・冬至・立春・立夏・太歲・三元・大祠・国忌（以上各壹日）、及雨雪未晴、皆不行決。其流以下罪、遇聖節・正節日、及丁卯・戊子日、並准此（令衆遇聖節、免）。

校証
328
辻
477

<p>宋九条 諸犯流以下、免除免官当、未奏身死者、告身不追。即奏時不知身死、奏後云先死者、依奏定。其常赦所不免者、依常例。若雜犯死罪、獄成会赦全原者、解見任職事。</p>	<p>斷獄令（卷75刑獄門5移鄉・編配流役） 諸配流編管羈管移鄉及諸軍移降者、聽家屬隨行（配沙門島者、不許）。家在佗所者、移文發遣。若罪人已死、而家屬願還者、亦聽（謂非外界人、及本条不許還者）。其願隨而在佗所、或願還而不能自致、若配軍放停而願歸本鄉或佗州者、差遞鋪伝送。</p>	
<p>宋一〇条 諸流人科断已定、及移鄉人、皆不得棄放妻妾。如兩情願離者、聽之。父母及子孫、去住從其私便、至配所、又不得因便還鄉。如有妄作逗留・私還及逃亡者、隨即申省（若別勅配流者、奏聞）。</p>	<p>斷獄令（卷75刑獄門5編配流役） 諸編配計地里者、以住家之所、諸軍以住營之所、各不得過里数參伯里（參伯里内無州者、配以次最近州）。應配本州及本城者、在京配近京州。應配鄰州者、縁辺・次辺配近裏州。即再犯者、仍計元住或見住之所、從壹遠編配。</p>	
<p>宋一一條 諸流人應配者、各依所配里数、無要重城鎮之処、仍逐要配之、唯得就遠、不得就近。</p>	<p>斷獄令（卷75刑獄門5移鄉・部送罪人） 諸部送罪人、量轻重多寡、差兵級或院虞候（外界及兩地供輸入送佗州者、准此。編管羈管移鄉人、止差院虞候部送）。柒人以上（婦人及男子年拾伍</p>	
<p>宋一二条 諸遞送囚者、皆令道次州县量罪轻重・強弱、遣人接送、明相付領。其臨時有旨、遣官部送者、從別勅。</p>		

<p>宋一三条</p> <p>諸流移人在路、皆遞給程糧。每請糧、無故不得停留。</p>	<p>給賜令（卷75刑獄門5部送罪人）</p> <p>諸部送罪人及家屬、皆給緣路口券（參歲以下不給）。所過倉馱、即時勘支、不得責写文旁。有故住程者、亦給。</p>
<p>宋一四条</p> <p>諸流移人至配所、付領訖、仍勘本所發遣日月及到日、準計行程。若領送使人在路稽留、不依程限、領処官司隨事推斷。或罪人在路逃亡、皆具事以聞。</p>	<p>斷獄令（卷75刑獄門5移鄉・編配流役）</p> <p>諸配流編管羈管移鄉者、斷訖、節錄所犯、及以隨行家屬財物數、住家之所、具載於牒（元是命官、不錄家屬財物）、付部送人。仍給行程麻、經由縣鎮批書月日。病者、仍保明。若須財物支用、聽經官自言、於牒內書印給付。應替者、檢視交受。入別路界者、所至州縣、即時申提点刑獄司檢察。至所隸州、受訖、回報元斷官司。若未至而身死或逃亡、隨処受牒点檢、仍報元斷、若住家、及所隸州。</p> <p>斷獄令（卷75刑獄門5移鄉・編配流役）</p> <p>諸配流編管羈管移鄉人應部送者、皆注籍（先移文所詣州。內配軍、仍計定程數報配所）、俟得已至</p>

校証 329

<p>宋一五条</p> <p>諸犯徒宍配居作者、在京分送東西八作司、在外州者、供当処官役。当処無官作者、留当州修理城隍・倉庫及公廨雜使。犯流宍住居作者、亦準此。若婦人待配者、為鍼工。</p>	<p>之報、即時勾銷（在路報逃死之類、同）。以上、計程宍至而未報者、根治。内配軍、仍牒会縁路州県輒截留者、許元断州申所属監司究治。</p>
<p>宋一六条</p> <p>諸流配罪人居作者、不得着巾帶。每旬給假一日、臘・寒食、各給假二日、不得出所居之院。患假者、不令陪日。役滿則放。</p>	<p>断獄令（卷75刑獄門5編配流役） 諸流囚決訖、髡髮、去巾帶、給口食、貳拾日外居作、量以兵級或將校防轄。假日不得出所居之院。以病在假者、免陪日。役滿或恩、則放。</p>
<p>宋一七条</p> <p>諸配流囚決訖、二十日外居作、量以配所兵校防轄。</p>	<p>假寧格（卷11職制門8給假） 流囚居作／每旬／壹日／元日／寒食／冬至／參日</p>
<p>宋一三条</p> <p>諸流人至配所、並給官糧、令其居作。其見囚絶餉者、亦給之。</p>	<p>給賜格（卷75刑獄門5編配流役） 流囚居作者、決訖、日給每人／米貳升</p>
<p>宋一八条</p> <p>諸流移人在路有産、並家口量給假。若身及家口遇患、或逢賊難・津濟水漲不得行者、並經随近官司申牒請記、每日檢行、堪進即遣。若患者伴多不可停待者、所送公人分明付属随近州県、依法將養、</p>	<p>假寧令（卷11職制門8給假・卷75刑獄門5移郷・編配流役） 諸配流編管羈管移郷人在道、聞祖父母父母喪、及随行家属有疾或死若産者、申所在官司量事給住程假。</p>

<p>待損、即遣遞送。若祖父母父母喪、及家口有死者、亦量給假。</p>	<p>斷獄令（卷75刑獄門5部送罪人） 諸部送罪人、有故住程者、申所至官司聽留。官司每日檢察、可行即遣。如因疾病而同行人多者、餘人遣行、留病者医治、甚者免枷（強盜及兇惡人、不免）。損日、別差人部送。非庇差人處、申所屬。</p>
<p>唐七条 諸流移人未達前所、而祖父母父母在鄉喪者、當處給假七日發哀、周喪給假三日。其流配在役而父母喪者、給假百日舉哀、祖父母喪、承重者亦同、周喪給柒日、並除給程。</p>	
<p>宋一九条 諸婦人在禁臨產月者、責保聽出。死罪產後滿二十日・流罪以下產滿三十日、並即追禁、不給程。</p>	
<p>宋二〇条 諸婦人犯死罪產子、無家人者、付近親収養。無近親、付四鄰。有欲養為子者、雖異姓、皆聽之。</p>	<p>斷獄令（卷75刑獄門5刑獄雜事） 諸大辟囚、本宗同居親年拾歲以下、無家人者、責付近親収養。無近親者、付鄰人。其不願養、而有餘人欲以為子孫者、聽。異姓者、皆從其姓。</p>
<p>宋二一条 諸公坐相連、應合得罪者、諸司尚書並同長官（若無、其主判正官亦準此）。以外皆為佐職、流外官以下行署文案者、皆為主典、即品官勘署文案者、亦同主典之坐。</p>	
<p>宋二二条 諸因父祖官蔭出身得官、父祖犯除名罪者、子孫不在解限。若子孫復犯除名者、後叙之日、從無蔭法。</p>	

宋令要考

其父祖因犯降叙者、亦從後蔭叙。

宋二三条

諸婦人因夫子受邑号、而夫子犯除免官当者、其母妻邑号亦随除。即被棄放及改適者、亦準此。若夫子因犯降叙者、母妻亦降。夫子雖降而邑号不移者、不在降限。

宋二四条

諸官人因犯移配及別勅解見任、若本罪不合除免及官当者、告身各不在追例。

宋二五条

諸犯罪、应除免及官当者、計所除免官当給降至告身、贖追納庫。奏報之日、除名者官爵告身悉毀（婦人有邑号者、亦準此）。官当及免官・免所居官者、唯毀見当免及降至者告身。降所不至者、不在追限。应毀者、並送省、連案、注毀字納庫。不应毀者、断処案呈付。若推檢合復者、皆勘所毀告身、状同、然後申奏。

宋二六条

諸犯罪、应除免官当者、不得釐事及朝会。其被勅推、雖非官当除免、徒以上不得入内。

宋二七条

諸犯罪事發、有贓状露驗者、雖徒伴未尽、見獲者

断獄令（卷6 職制門3 批書・卷76 当贖門 追当）

諸除名者、出身補授以來文書、皆毀。当免者、計所当免之官毀之。断後限拾日、追取批書毀抹、申納尚書刑部（將校应追毀所授文書者、准此）。其印紙、亦捩所追任数、批書用印書字給還。

<p>先依狀斷之、自外從後追究。</p> <p>宋二八条</p> <p>諸犯罪未發及已發未斷決、逢格改者、若格重、聽依犯時。格輕者、聽從輕法。</p>	<p>斷獄勅（卷73刑獄門3檢斷）</p> <p>諸犯罪未發及已發未論決而改法者、法重、聽依犯時。法輕、從輕法。即此事已用旧法理斷者、不得用新法追改。</p>	<p>宋二九条</p> <p>諸告言人罪、非謀叛以上者、受理之官皆先面審、示以虛得反坐之罪、具列於狀、判訖付司。若事有切害者、不在此例（切害、謂殺人・賊盜・逃亡、若強姦及有急速之類）。不解書者、典為書之。若前人合禁、告人亦禁、辦定放之。即鄰伍告者、有死罪、留告人散禁。流以下、責保參對。</p>	
<p>宋三〇条</p> <p>諸告密人、皆經当处长官告。長官有事、經次官告。若長官・次官俱有密者、任經比界論告。受告官司丁寧示語、確言有實、即禁身、拋狀檢校。若須掩捕者、即掩捕。應与餘州相知者、所在官司準狀收掩。事当謀叛以上、雖檢校、仍馳駙奏聞（其大將臨戎・出師在外及本处留守、並迎要州都督・刺史、雖被告、不得即禁）。指斥乘輿及妖言惑衆者、檢校訖總奏。承牒掩捕者、若無別狀、不須別奏。其有告密、示語確不肯道、云須面奏者、受告官司更</p>			

宋令要容考

四五

分明示語虛得無密反坐之罪、又不肯道事狀者、禁身、馳駢奏聞。若稱是謀叛以上者、給駢、差使部領送京へ若勘問不道事狀、因失罪人者、与知而不告者同。其犯死罪囚、及緣辺諸州鎮防人、若配流人告密者、並不在送限。応須檢校及奏聞者、準前例。

宋三一条

諸囚逮引人為徒侶者、皆審鞠由狀、然後追撰。若追而雪放、又更妄引、及囚在獄死者、本処精審案覆。

宋三二条

諸察獄之官、先備五聽、又驗諸証信、事狀疑似猶不首實者、然後考掠。每訊相去二十日、若訊未畢、更移它司、仍須考鞠者へ囚移它司者、連写本案俱移、則連計前訊、以充三度。即罪非重害、及疑似処少、不必皆須滿三度。若囚因訊致死者、皆具申牒当処長官、委它官親驗死狀。

宋三三条

諸訊囚、非親典主司、皆不得至囚所聽問消息。其考囚及行罰者、皆不得中易人。

宋五〇条

諸杖、皆削去節目。官杖長三尺五寸、大頭闊不得

断獄令（卷73刑獄門3決遣）

諸訊囚、聽於臀腿及兩足底分受。非当行典獄、不得至訊所。其考訊及行決之人、皆不得中易。

断獄令（卷73刑獄門3決遣旁照法）

諸獄具、每月当職官依式檢校。杖、不得留節目、

<p>過二寸、厚及小頭徑不得過九分。小杖長不得過四尺五寸、大頭徑六分、小頭徑五分。訊囚杖長同官杖、大頭徑三分二釐、小頭徑二分二釐。其官杖用火印為記、不得以筋膠及諸物裝釘。考訊者臀腿分受。</p>	<p>亦不得釘飾及加筋膠之類。仍用火印、從官給。</p> <p>斷獄式（卷73刑獄門3決遣旁照法）</p> <p>獄具／杖／重壹拾伍兩、長止參尺伍寸、上闊貳寸、厚玖分、下徑玖分／笞／止肆尺、上闊陸分、厚肆分、下徑肆分</p>
<p>宋三四条</p> <p>諸死罪囚、雖已奏報、猶訴冤枉、事有可疑、須推覆者、以狀奏聞、聽旨別推。</p>	
<p>宋三五条</p> <p>諸問囚、皆判官親問、辭定、令自書辦。若不解書者、主典依口寫訖、對判官說示。</p>	
<p>宋三六条</p> <p>諸禁囚、死罪枷杻、婦人及流罪以下去杻、其杖罪散禁。若隱情拒訊者、從別勅。年八十以上・十歲以下及廢疾・懷孕・侏儒之類、雖犯死罪、又散禁。</p>	
<p>宋三七条</p> <p>諸犯罪應入議請者、皆奏。應議者、諸司七品以上、並於都座議定。雖非入議、但本罪應奏・処斷有疑及經斷不伏者、亦衆議、量定其罪。別勅付議者、武職不在集限。此外与奪之事、連判之官不同者、聽於後別判、不得退付曹司、抑令改判。如錯失者、聽退付改正。凡議事、皆牒御史台、令御史一人監</p>	

宋令要考

議、仍令司別各為議文。其意見有別者、人別自申其議、所司科簡、以狀奏聞。若違式及不委議意而署者、御史糾彈。

宋三八条

諸判官断事、悉依律令格式正文。若牒至檢事、唯得檢出事狀、不得輒言与奪。

宋三九条

諸文武官犯罪合禁、在京者皆先奏後禁、若犯死罪及在外者、先禁後奏（其職事及散官三品以上有罪、勅令禁推者、所推之司皆覆奏、然後禁推）。五品以上、並聽別所坐牀。婦人有官品者、亦聽。若宿衛官及諸軍衛士以上犯罪須追、及為支証者、制獄則聽直隸本衛司追掩（獄係京府者、從府牒、餘州準此）。衛司即依發遣。其上番入宿衛者、本衛司錄奏發遣、並不得隨便追取。即主兵馬帳官人・主典須追者、亦準此。

宋四〇条

諸奉使有所掩撰、皆告本部・本司、不得徑即收捕。若急速・密者、且捕捉獲、取本司公文發遣。奉勅使者亦同。

宋四一条

諸婦人在禁、皆与男夫別所、仍以雜色婦女伴獄。

断獄令（卷73刑獄門3檢断）

諸事應檢法者、其檢法之司、唯得檢出事狀、不得輒言与奪。

校証 334

断獄令（卷5職制門2奉使）

諸奉使有所追撰、雖被制、皆報所屬官司、不得直行收捕。事涉機速、聽先捕獲、仍取所屬公文發遣。

校証 631

断獄令（卷75刑獄門5刑獄雜事）

諸婦人在獄、以倡女伴之、仍与男子別所。

校証 335

<p>宋四五条</p> <p>諸犯罪、須驗告身。若告身失落、或在遠者、皆驗案。無案、聽挾保為實。其告身在遠、從後追驗。</p>	<p>宋四四条</p> <p>諸鞠獄官与被鞠人有五服内親、及大功以上婚姻之家、並受業師、經為本部都督、刺史、県令、及有讎嫌者、皆須聽換推。經為屬佐、於府主亦同。</p>	<p>宋四三条</p> <p>諸盜發、所在官司具發年月・事狀、聞奏附中。</p>
<p>断獄令（卷76当贖門贖贖）</p> <p>諸犯罪、以蔭心贖者、追告驗寔。如真偽不明、或毀失、若在遠者、召保貳人（内命官壹員）。</p>	<p>断獄令（卷8職制門5親嫌）</p> <p>諸被差請鞠獄録問檢法、而与罪人若干繫人有親嫌應避者（親、謂同居或袒免以上親、或總麻以上親之夫子妻、或大功以上婚姻之家、或母妻大功以上親之夫子妻、或女、婿子婦總麻以上親、或兄弟妻及姊妹夫之期以上親。嫌、謂見任統屬官、或經為授業師、或會相荐舉、有讎怨者。其縁親者、仍兩相避）、自陳改差。所屬勘会詣寔、保明及具改差訖因依、申刑部。仍報御史台即録問檢法与鞠獄。若檢法与録問官吏有親嫌者、准此。</p>	<p>捕亡令（卷6職制門3批書・卷7職制門4監司巡歷）</p> <p>諸賊盜發、本州即時注籍強盜及殺人賊、限參日奏（兇惡群盜入界、或已經奏至出界、雖不曾作過、准此）、及申提点刑獄提举盜賊司（謀反、及州県鎮寨内劫盜、或諸軍結集強盜、若強盜柒人以上者、仍申轉運司）、仍批書捕盜官印紙、監司所至取索印紙点檢。提点刑獄司、每歲陸月・拾貳月終、各具諸州已獲及滿百日未獲火數、限次季以聞（強盜、每月壹次具已未獲人數、申尚書刑部）。</p>

<p>宋四六条 諸州有疑獄不決者、奏讞刑法之司。仍疑者、亦奏下尚書省議。有衆議異常、堪為典則者、錄送史館。</p>		
<p>宋四七条 諸赦日、主者設金雞及鼓於宮城門外、勒集囚徒於闕前、撾鼓千声訖、宣制放。其赦書依程頒下。</p>		
<p>宋四八条 諸贖、死刑限八十日、流六十日、徒五十日、杖四十日、笞三十日。若無故過限不輸者、會赦不免。雖有披訴、捩理不移前斷者、亦不在免限。若庇理官物者、準直、五十疋以上、一百日。三十疋以上、五十日。二十疋以上、三十日。不滿二十疋以下、二十日。若欠負官物、庇理正贓及贖罪銅、貧無以備者、欠無正贓、則所屬保奏聽旨。贖罪銅則本屬長吏取保放之、會恩者從勅处分。</p>	<p>断獄令（卷76当贖門総法旁照法・罰贖） 諸以銅贖罪者、死罪限捌拾日、流陸拾日、徒伍拾日、杖肆拾日、笞及罰俸・罰直・罰食直錢各參拾日。身死、或限内未輸而遇恩者、並免。</p> <p>断獄令（卷76当贖門総法旁照法・罰贖） 諸贖銅而貧乏無可理者、本州長吏取保放之。</p> <p>断獄令（卷32財用門3理欠） 諸庇理官物、准直、五十匹以上、百日。三十匹以上、五十日。二十匹以上、三十日。不滿二十匹、二十日。</p> <p>理欠令（卷32財用門3理欠） 諸欠官物、有疑弊者、尽估財產償納。不足、以保人財產均償。又不足、闕理欠司（抵保不足而差主持官物者、元差干繫人与保人均備）。又不足、保奏除放。</p>	<p>拾遺 789 校証 336</p> <p>校証 336</p> <p>校証 336</p>

	<p>理欠令（卷32財用門3理欠） 諸欠無疑弊、限滿應拘收欠人・保人財產、而失行拘收、因致典壳倒塌費用之類、而無可備償、或不足者、勒失行干繫人均備。</p> <p>理欠令（卷32財用門3理欠） 諸欠無疑弊而身死者、除放。有疑弊應配及身死、而財產已竭者、准此（應均備者、雖未均定、亦除己分之數）。</p>
<p>宋四九条 諸枷、大辟重二十五斤、流徒二十斤、杖罪一十五斤、各長五尺以上・六尺以下。頰長二尺五寸以上・六寸以下。共闊一尺四寸以上・六寸以下。徑三寸以上・四寸以下。仍以乾木為之、其長闊・輕重、刻志其上。柵長一尺六寸以上・二尺以下、広三寸、厚一寸。鉗重八兩以上・一斤以下、長一尺以上・一尺五寸以下。鎖長八尺以上・一丈二尺以下。</p>	
<p>宋五一条 諸獄皆厚鋪席薦、夏月置漿水。其囚每月一沐。其紙筆及酒・金刃・錢物・杵棒之類、並不得入。</p>	<p>断獄令（卷75刑獄門5刑獄雜事） 諸獄、凡金刃及酒、及紙筆・錢物・瓷器・杵棒之屬、皆不得入。</p>
<p>宋五二条 諸獄囚有疾病者、主司陳牒、長官親驗知実、給医薬救療、病重者脫去枷鎖柵、仍聽家内一人入禁看</p>	<p>断獄令（卷74刑獄門4病囚） 諸囚在禁病者、即時申州（外県不申）、差官視驗。杖以下（品官流以下）、情款已定、責保知在。餘、</p>
	<p>校証 337</p>
	<p>校証 337 拾遺 790</p>

侍へ若職事・散官二品以上、聽婦女・子孫内二人入侍。其有死者、亦即同檢、若有它故、随状推科。

別牢医治、官給藥物、日申加減へ在州、仍差職員監医。其取会未円、責送官司知管者、准此。輕者、不妨取問。稍重者、去枷鎖杻、仍量病勢聽家人壹名入侍へ肆品以上官、若婦人有官品封邑者、聽婦女・子孫貳人入侍。其困重者、州差不干礙官押医看驗、有無佗故、及責囚得病之因申州。雖犯徒流罪而非兇惡、情款已定者、亦聽責保知在。元差官每參日壹次看驗病損、日勾追結絶。

断獄令（卷74刑獄門4病囚）

諸囚在禁病死、即時具因依申州、州申提点刑獄司、歲終檢察。

宋五四条

諸奉勅处分、令著律令及式者、雖未附入、其有違者、即依違律令式法科。

宋五五条

諸京城内繫囚及徒役之処、常令提轄官司月別巡行、有安置・役使不如法者、随事推科。

宋五六条

諸犯罪及欠損官物、經赦降合免、別勅遣推者、依赦降例執奏。

宋五七条

諸犯罪資財入官者、若緣坐得免、或依律不坐、各

<p>計分法還之。即別勅降罪從輕、物見在、亦還之（其本罪不合緣坐而別勅沒家者、罪止及一房）。若受人寄借及質錢之屬、當時即有言請、券証分明者、皆不在錄限。其有競財、有司未決者、權行檢校。</p>	<p>宋五八条 諸辨証已定、逢赦更翻者、悉以赦前辨証為定。</p>	<p>宋五九条 諸傷損於人、及誣告得罪、其人必合贖者、銅入被告及傷損之家。即兩人相犯俱得罪、及同居相犯者、銅並入官。</p>	<p>唐一条 諸州斷罪應申覆者、刑部每年正月共吏部相知、量取歷任清勤・明識法理者充使、將過中書門下、定訖奏聞、令分道巡覆。若心勾会官物者、量加判官及典。刑部錄囚姓名、略注犯狀、牒使知（嶺南使人以九月上旬、馳駢發遣）。見囚事尽未斷者、催斷即覆、覆訖、使牒与州案同封、申牒刑部（若州司枉斷、使人推覆無罪、州司款伏、灼然合免者、任使判放、仍錄狀申。其降入流徒者、自從流徒。若使人与州執見有別者、各以狀申。其理狀已尽、可斷決而使人不斷、妄生節目盤退者、州司以狀錄申、附使人考）。其徒罪、州斷得伏辨及贓狀露驗</p>
		<p>斷獄令（卷73刑獄門3決遣・卷76当贖門罰贖） 諸誣告及傷損於人得罪應贖者、銅入被誣及傷損之家。即考決罪人、或在任官於所部有犯、若兩俱有罪及同居相犯者、銅入官。</p>	
		<p>拾遺792 校証338・640</p>	

者、即役、不須待使、以外待使。其使人仍總按覆、覆訖、同州見者、仍牒州配役。其州司枉斷、使判無罪、州司款伏、及州・使各執異見者、準上文。

唐二条

諸犯罪在市、杖以下、市決之。応合蔭贖及徒以上、送原。其在京市、非京兆府、並送大理寺。駕幸之處、亦準此。

唐三条

諸決大辟罪於市。五品以上犯非惡逆以上、聽自尽於家。七品以上及皇族、若婦人犯非斬者、絞於隱處。

唐四条

諸囚死、無親戚者、皆給棺、於官地內權殯（其棺並用官物造給。若犯惡逆以上、不給棺。其官地去京七里外、量給一頃以下、擬埋諸司死囚、大理檢校）。置塋銘於塋內、立榜於上、書其姓名、仍下本屬、告家人令取。即流移人在路、及流徒在役死者、亦準此。

唐五条

諸流移人、州斷訖、応申請配者、皆令專使送省司。

断獄令（卷74刑獄門4病囚・卷75刑獄門5部送罪人）
諸禁囚若居作人身死、無親屬者、官為殯瘞標識。仍移文本屬、告示家人般取。即罪人部送、在道死者、准此。以上所費、無隨身財物、或不足者、皆支贓罰錢。

断獄令（卷75刑獄門5部送罪人）
諸部送罪人、在道身死、無家屬同行、而有財物者、官為支充殯瘞之費。有餘、估壳納官、以錢數報住家之所、支軫運司錢給還。

拾遺
稻田
91
768

令量配訖、還附專使報州、符至、季別一遣（若符在季末至者、聽與後季人同遣）。具錄所隨家口及被符告若發遣日月、便移配處、遞差防援（其援人皆取壯者充、餘心防援者、皆準此）。專使部領、送達配所。若配西州・伊州者、並送涼州都督府。江北人配嶺以南者、送付桂・広二都督府。其非劍南諸州人而配南寧以南及騫州界者、皆送付益州大都督府、取領即還。其涼州都督府等、各差專使、準式送配所。付領訖、速報元送處、並申省知（其使人、差部內散官充、仍申省以為使勞。若無散官、兼取勳官強幹者充。又無勳官、則參軍事充。其使並給伝乘）。若妻子在遠、又無路便、豫為追喚、使得同筓。其妻子未至間、囚身合役者、且於隨近公役、仍錄已役日月下配所、即於限內聽折。

唐六条

諸流移人（移人、謂本犯除名者）至配所、六載以後聽仕（其犯反逆縁坐流、及因反逆免死配流、不在此例）。即本犯不应流而特配流者、三載以後聽仕。有資蔭者、各依本犯叙叙法。其解見任及非除名移鄉者、年限・叙法準考解例。

唐八条

諸犯流罪以下、辞定、欲成婚者、責保給假七日、正・冬三日。已配役者亦聽。並不給程。無保者、

宋令要容考

五五

唯給節日假、不合出。

唐九条

諸心議請減者、犯流以上、若除免官当、並鎖禁。公坐流・私罪徒（並謂非官当者）、責保参对。其九品以上及無官心贖者、犯徒以上若除免官当者、枷禁。公罪徒、並散禁、不脱巾帶、辦定、皆聽在外参对。

唐一〇条

諸犯死罪在禁、非惡逆以上、遭父母喪、婦人夫喪、及祖父母喪承重者、皆給假七日免哀、流徒罪三十日、悉不給程。並待辦定、責保乃給。

唐一一條

諸道士・女冠・僧尼犯罪、徒以上及姦・盜・詐・脫法服、依律科断、餘犯依僧道法。

唐一二条

諸放賤為部曲・客女及官戶、逃亡經三十日、並追充賤。

断獄令（卷77服制門喪葬）

諸犯杖以下罪在禁、而遭父母及夫喪、聽責保量給限殯葬。即期喪、本家無男夫成丁者、准此（以上、事干要切、仍責無漏泄狀、差人監管）。

名例勅（卷50道積門1總法）

諸僧道犯私罪杖以下、及僧道錄犯贓私罪杖（以上、称私罪・贓罪、並謂非重害者）・公罪徒以下、並贖。

名例勅（卷50道積門1總法）

諸僧道犯盜・詐・恐喝財物（未得者同）、若博賭、及故毆傷人、并避罪逃亡、或犯私罪徒・公罪流并編管、及再犯私罪杖（不以赦前後）、並還俗。

[表3] 天聖令・慶元条法事類対応表（捕亡）

<p>天聖捕亡令</p>	<p>慶元条法事類</p>	<p>対応典拠</p>
<p>宋一条</p> <p>諸囚及征防・流移人逃亡及欲入寇賊者、經附近官司申牒、即移亡者之家居所屬及亡処比州比県追捕。承告之処、下其鄉里村保、令加訪捉。若未即擒獲者、仰本屬錄亡者年紀・形貌可驗之狀、更移鄰部切訪。捉得之日、移送本司科斷。其失処・得処並各申所屬。若追捕經三年不獲者、停。</p>	<p>捕亡令（卷75刑獄門5移郷）</p> <p>諸移郷人逃亡者、隨処即時具郷貫年顔犯狀、報鄰近捕盜官司、并本貫若元斷及藏匿州県。事理重者、牒本路及鄰路州取捕、仍申尚書刑部（犯人元係縁辺及兩地供輸人、仍每季具已未獲人數、申刑部）。</p>	<p>拾遺728</p>
<p>宋二条</p> <p>諸有賊盜及被傷殺者、即告隨近官司・村坊耆保。聞告之処、率隨近軍人及捕盜人從發処尋蹤、登共追捕。若転入比界、其比界共追捕。若更入它界、須共所界官司對量蹤跡、付訖、然後聽比界者還。其本發之所、吏人須待蹤窮。其蹤跡尽処、官司精加推討。若賊在甲界而傷盜乙界及屍在兩界之上者、兩界官司對共追捕。如不獲狀驗者、不得即加追考、又不得逼斂人財、令其募賊。即人欲自募者、聽之。</p>		
<p>宋三条</p> <p>諸追捕罪人、合發人兵者、皆隨事斟酌用多少堪濟。其当界有巡檢処、即与相知、隨即討捕。若力不能制者、即告比州比県。得告之処、審知是實、先須</p>		

宋令要考

五七

發兵相知除剪、仍馳駢申奏。若其遲緩逗留、不赴警急、致使賊得鈔掠及追討不獲者、當処録狀奏聞。其得賊・不得賊、捕盜之官皆附考。

宋四條

諸亡失奴婢雜畜貨物等、於附近官司申牒案記。若已入蕃境・還壳入國、券証分明、皆還本主、本主酬直。奴婢自還者歸主。

宋五條

諸地分有死人、不知姓名・家屬者、經附近官司申牒推究、驗其死人。委無冤橫者、当界藏埋、立榜於上、書其形狀、以訪家人（檢屍之条自從別勅）。

宋六條

諸奴婢訴良、未至官府為人捉送、檢究事由、知訴良有実応放者、皆勿坐。

宋七條

諸博戲賭財、在席所有物及句合出玖得物、為人糾告者、其物悉賞糾人。即輸物人及出玖句合容止主人能自首者、亦依賞例。官司捉獲者、減半賞之、餘没官。唯賭得財者自首、不在賞限、其物悉没官。

雜令（卷74刑獄門4病囚・卷75刑獄門5驗屍）

諸死人、未死前無總麻以上親在死所、若禁囚（責出拾日内、及部送者、同）、並差官驗屍（人力・女使、經取口詞者、差公人）。囚及非理致死者、仍覆驗。驗覆訖、即為収瘞（仍差人監視、親戚収瘞者、付之）。若知有親戚在佗所者、仍報知。

賞令（卷80雜門博戲財物）

諸博戲賭財物、或停止出九和合人自首、若地分干繫人獲者、在席及停止出九和合人所得之物、悉給之。伍貫以上者給伍貫、拾貫以上者減半給之（為首者自首、止給己物）、餘没官。

賞令（卷80雜門博戲財物）

校証
311

	<p>諸告獲開樞坊或出軍營內停止博戲賭財物者、在席及停止出九和合人所得之物、悉給之。</p> <p>賞格（卷80雜門博戲財物）</p> <p>諸色人／告獲開樞坊停止博戲財物、或於出軍營內停止者／錢壹拾貫</p>	
<p>宋八条</p> <p>諸兩家奴婢俱逃亡、合生男女、及略盜奴婢、知而故買配奴婢者、所生男女從母。</p>		
<p>宋九条</p> <p>諸得闌遺物者、皆送隨近官司、封記収掌、錄其物色、榜於要路、有主識認者、先責伍保及其失物隱細、狀驗符合者、常官隨給。其非緘封之物、亦置它所、不得令認者先見、滿百日無人識認者、沒官附帳。</p>	<p>雜令（卷80雜門闌遺）</p> <p>諸得闌遺物者、送所在官司、封記籍定、榜諭召人識認。有人認者、先責隱細、狀驗同、取保給付。滿百日無人認者、沒官。</p>	<p>拾遺補 801 校証 312</p>
<p>唐一条</p> <p>諸追捕盜賊及逃亡、先尽壯馬、二日以内、一日一夜馬行二百里、步行一百里。三日以外、一日一夜馬行一百五十里、步行八十里。若人馬有代易者、自依初制。如期会須速及力堪進者、不用此数。</p>		
<p>唐二条</p> <p>諸糾捉賊盜者、所徵倍贓、皆賞糾捉之人。家貧無財可徵及依法不合徵倍贓者、並計所得正贓準為五</p>		

分、以二分賞糾捉人。若正贓費尽者、官出一分以賞捉人。即官人非因檢校而別糾捉、並共盜及知情主人首告者、亦依賞例。

唐三條

諸奴婢逃亡經三宿及出五十里外、若度關棧捉獲者、六分賞一。五百里外、五分賞一。千里外、四分賞一。千五百里外、三分賞一。二千里外、賞半。即官奴婢逃亡、供公廩者、公廩出賞、餘並官酬。其年六十以上及殘廢不合役者、並奴婢走投前主及鎮戍關津若禁司之官於部內捉獲者、賞各減半。若奴婢不識主、勝召周年無人識認者、判入官、送尚書省、不得外給、其賞直官酬。若有主識認、追賞直還之。私勝者、任依私契。

唐四條

諸捉獲逃亡奴婢、限五日內送隨近官司、案檢知實、評備、依令徵賞。其捉人欲徑送本主者、任之。若送官司、見無本主、其合賞者十日內且令捉人送食。若捉人不合酬賞及十日外承主不至、並官給衣糧、隨能銅役。

唐五條

諸捉獲逃亡奴婢、未及送官、限內致死失者、免罪不賞。其已入官、未付本主而更逃亡、重被捉送者、

<p>從遠處徵賞。若後捉者遠、三分以一分賞前捉人、二分賞後捉人。若前提者遠、中分之。若走歸主家、徵半賞。</p>		
<p>唐六条 諸逃亡奴婢身犯死罪、為人捉送、会恩免死、還官主者、依式徵賞。若遂從戮及得免賤徒良、不徵賞物。</p>		
<p>唐七条 諸評逃亡奴婢備者、皆將奴婢对官司評之、勸捉処市備。如無市者、準送処市備。若經五十日無賞可酬者、令本主与捉人对壳分賞。</p>		

〔表4〕天聖令・慶元条法事類対応表（雜）

<p>天聖雜令</p>	<p>慶元条法事類</p>	<p>対応典拠</p>
<p>宋一条 諸度、以北方秬黍中者、一黍之広為分、十分為寸、十寸為尺（一尺二寸為大尺一尺）、十尺為丈。</p>		
<p>宋二条 諸量、以秬黍中者、容一千二百黍為龠、十龠為合、十合為升、十升為斗（三斗為大斗一斗）、十斗為斛。</p>		

<p>宋三條 諸權衡、以秬黍中者、百黍之重為銖、二十四銖為兩、三兩為大兩一兩、十六兩為斤。</p>		
<p>宋四條 諸積秬黍為度・量・權衡者、調鐘律・測晷景・合湯藥・造制冕、及官私皆用之。</p>		
<p>宋五條 太府寺造秤・斗・升・合等樣、皆以銅為之、尺以鐵。</p>		
<p>宋六條 諸度地、五尺為步、三百六十步為里。</p>		
<p>宋七條 諸禁屠宰、正月・五月・九月全禁之。乾元・長寧節各七日（前後各三日）。天慶・先天・降聖等節各五日（前後各二日）。天賜・天祺節・諸国忌各一日（長寧節唯在京則禁）。</p>	<p>時令（卷79畜產門採捕屠宰） 諸禁屠宰、天慶・先天・降聖・開基節、丁卯・戊子日、各壹日（丁卯・戊子日、仍禁魚獵）。聖節參日（用前拾日為始、禁參日。魚獵同）。即崇奉神御及緣祠事、不在禁止之限。</p>	<p>校証 369</p>
<p>宋八條 諸雜畜有孕、皆不得殺。仲春不得採捕鳥獸雛卵之類。</p>	<p>時令（卷79畜產門殺畜產・採捕屠宰） 諸畜有孕者、不得殺。鳥獸雛卵之類、春夏之月（謂式月至四月終）禁採捕。州県及巡尉、常切禁止覺察。仍歲首檢拳条制曉諭。</p>	<p>三上 92 稻田 96</p>
<p>宋九條</p>		

<p>諸每年司天監預造來年曆日、三京・諸州各給一本、量程遠近、節級送。樞密院散頒、並令年前至所在。司天監上象器物・天文圖書、不得輒出監。監生不得說占書、其仰觀所見、不得漏泄。若有祥兆・災異、本監奏訖、季別具錄、封送門下省、入起居注。年終總錄、封送史館（所送者不得載占言）。</p>		
<p>宋一〇条 諸州界內有出銅鑛處官未置場者、百姓不得私採。〔金・銀・鉛・鐵等亦如之。西北緣邊無問公私、不得置鉄冶。自餘山川藪沢之利非禁者、公私共之。〕</p>	<p>田令（卷49農桑門農田水利） 諸江河山野陂沢湖塘池澗之利、与衆共者、不得禁止及請佃承買、監司常切覺察。如許人請佃承買、并犯人糾劾以聞。河道不得築堰或束狹、以利種植。即澗水之地、衆共溉田者、官司仍明立界至注籍（請佃及買者、追地利入官）。</p>	拾遺 848
<p>宋一一條 諸知山沢有異宝・異木及金・玉・銅・銀・彩色雜物處、堪供国用者、皆具以狀聞。</p>	<p>雜令（卷80雜門雜犯） 諸山沢有異宝・異木、若雜物（並謂堪供国用者）、許人告、州具狀申尚書本部。</p>	拾遺補 853 稻田 96
<p>宋一二條 諸每年皇城司藏冰、每段方一尺五寸、厚三寸。孟冬、先以役兵護取冰河岸、去其塵穢。季冬冰結、運送冰井務。</p>		
<p>宋一三條 諸親王府文武官、王在京日（在京、謂任京官及不出藩者）、令條無別制者、並同京官。出藩者各同</p>		

外官（即從王入朝者、賜會・朝參同京官）。車駕巡幸、所在州県官人見在駕前祇承者、賜會並同京官。

宋一四條

諸竹木為暴水漂失有能接得者、並積於岸上、明立標榜、於附近官司申牒。有主識認者、江河五分賞二、餘水五分賞一。非官物、限三十日外、無主認者、入所得人。官失者不在賞限。

宋一五條

諸取水溉田、皆從下始、先稻後陸、依次而用。其欲緣渠道碾礮、經州県申牒、檢水還流入渠及公私無妨者、聽之。即須修理渠堰者、先役用水之家。

宋一六條

諸要路津濟不堪涉渡之處、皆置船運渡、依至津先後為次。州県所由檢校、及差人夫充其渡子。其沿河津濟所給船艘・渡子、從別勅。

宋一七條

諸官船筏行及停住之處、不得約止私船筏。

宋一八條

諸州県及関津所有浮橋及貯船之處、並大堰斗門須開閉者、若遭水泛漲並凌漸欲至、所掌官司急備人

雜令（卷80雜門闕遺）

諸取救得漂失竹木、具數申官。

賞格（卷80雜門闕遺）

諸色人／：／收救得漂失私竹木／諸河／給貳分／江淮黄河／給肆分／無主者／全給

河渠令（卷49農桑門農田水利）

諸以水溉田、皆從下始、仍先稻後陸。若渠堰應修者、先役用水之家。其碾礮之類、壅水於公私有害者、除之。

拾遺 850

拾遺 850
三上 94

<p>功救助。量力不足者、申牒。所屬州県随給軍人並船、共相救助、勿使停壅。其橋漂破、所失船木即仰当所官司、先牒水過之处兩岸州県、量差人収接、遞送本所。</p>	<p>宋一九条 諸在京諸司官、応官給牀席・氈褥・帳設者、皆儀鸞司供備。及諸処使人在馭安置者、亦量給氈被。若席經二年、氈經五年、褥經七年有破壞者、請新納故。諸司自有公解者、不用此令。</p>	<p>宋二〇条 諸官人縁使及諸色行人請賜訖停行者、並却納。已發五百里外者、納半。一千里外者、勿納。応納者若已造衣物、仍聽兼納。其官人有犯罪追還者、但未達前所、賜物並復納。</p>	<p>宋二一条 諸内外諸司所須紙・筆・墨等、及諸館閣供写文書者、並從官給。若別使推事、及大辟獄按者、聽兼用当司贓贖物充。</p>	<p>宋二二条 諸訴田宅・婚姻・債負（於法合理者）、起十月一日官司受理、至正月三十日住接詞狀、至三月三十日斷畢。停滯者以狀聞。若先有文案、及交相侵奪</p>

宋令要考

六五

者、隨時受理。

宋二三條

諸家長在、子孫・弟姪等不得輒以奴婢・六畜・田宅及餘財物私自質拳、及売田宅（無質而拳者亦準此）。其有家長遠令卑幼質拳・売者、皆檢於官司、得實、然後聽之。若不相本問、違而輒与、及買者、物追還主。

宋二四條

諸以財物出拳者、任依私契、官不為理。每月取利不得過六分。積日雖多、不得過一倍、亦不得週利為本（其放物者準此）。若違法積利、契外掣奪、及非出息之債者、官為理斷。取質者若計利過本不贖、聽從私納。如負債者逃、保人代償。

宋二五條

諸以粟麥出拳、還為粟麥者、任依私契、官不為理。仍以一年為斷、不得因旧本生利、又不得週利為本。

唐一四條

諸出拳、兩情同和、私契取利過正條者、任人糾告。本及利物並入糾人。

宋二六條

諸於官地內得宿藏物者、皆入得人。於他人私地得者、与地主中分之。若得古器形制異者、悉送官酬

關市令（卷80雜門出拳債負）

諸以財物出拳者、每月取利、不得過肆釐。積日雖多、不得過壹倍。即元借米穀者、止還本色、每歲取利、不得過伍分（謂每斗不得過伍升之類）。仍不得准折餽錢。

關市令（卷32財用門3理欠・卷80雜門出拳債負）

諸負債違契不償、官為理索。欠者逃亡、保人代償。各不得留禁。即欠在伍年外、或違法取利、及高擡売餽、若元借穀米而令准折餽錢者、各不得受理。其取質者過限不贖、聽從私約。

雜令（卷80雜門關遺）

諸官地內得宿藏物者、聽取。若他人地內得者、与地主中分之。即器物形制有異者、悉送官酬其直。

拾遺 854

拾遺 854

拾遺 856
校証 372

<p>直。</p> <p>宋二七条 諸畜產觶人者、截兩角。踰人者、絆之。鬻人者、截兩耳。其有狂犬、所在聽殺之。</p>	<p>廐牧令（卷79畜產門畜產傷人） 諸畜產觶人者、截兩角。鬻人、截兩耳。踰人者、絆之。</p>	<p>拾遺補 855</p>
<p>宋二八条 諸州縣字館牆宇頽壞、牀席几案須修理者、用当処州縣公廩物充。</p>		
<p>宋二九条 諸州縣官私珍奇・異物・滋味・鷹狗・玉帛・口馬之類非正勅索者、皆不得進獻。其年常貢方物者、不在此限。</p>		
<p>宋三〇条 諸王・公主及官人不得遣官屬・親事・奴客・部曲等在市肆興販、及於邸店沽壳・出拳。其遣人於外処壳買給家、非商利者、不在此例。</p>		
<p>宋三一条 諸官人赴任及以理去官、雖無食券欲投馭止宿者、聽之。並不得輒受供給。</p>	<p>馭令（卷10職制門7舍馭） 諸馭、品官之家、及未入官人、若校尉、雖不請券、並聽入。</p>	
<p>宋三二条 諸貯橐及菱草成積者、皆以苦覆、加笆籬泥之。其大不成積者、並不須笆籬。在京冬受、至夏用尽者、</p>		

<p>皆量為小積、不須苦覆。貯經夏者、苦覆之。其所須苦・櫛・笆籬等調度、官為出備。若有旧物堪用、及計貯年近者、無須調度。</p>		
<p>宋三三條 諸貯稟及貯菱草、高原処、稟支七年、菱支四年。土地平処、稟支五年、菱支三年。土地下処、稟支四年、菱支二年。</p>		
<p>宋三四條 諸給百司炭、起十月、尽九十日止（宮人及蕃客、隨時量給）。</p>		
<p>宋三五條 諸蕃使往還、当大路左側、公私不得畜当方蕃夷奴婢、有者聽輒雇与内地人。其婦朝人色類相似者、又不得与客相見、亦不得充援夫等。</p>	<p>雜令（卷78蠻夷門入貢・婦明附籍約束） 諸蕃使往來道路、公私不得養雇本蕃人。其婦明人、与蕃使同類者、回避。</p>	<p>拾遺補 858 校証 373・745</p>
<p>宋三六條 諸犯罪人被戮、其緣坐應配没者、不得配在禁苑內供奉、及東宮・親王所左右驅使。</p>		
<p>宋三七條 諸外官親屬經過、不得以公廡供給。凡是賓客、亦不得於百姓間安置。</p>	<p>雜令（卷9職制門6饋送） 諸任外官者親戚經過、不得以公使例外供給。凡賓客、亦不得令於民家安泊。</p>	<p>三上 96 稻田 96</p>
<p>宋三八條</p>		

<p>諸外任官人、不得於部內置莊園・店宅、又不得將親屬・賓客往任所請占田宅、營造邸店・碾磑、与百姓爭利。雖非親屬・賓客、但因官人・形勢請受造立者、悉在禁限。</p>	<p>宋三九条 諸在京及外州公廨雜物、皆令本司自句、錄財物五行見在帳、具申三司、並隨至句勘。</p>	<p>倉庫令（卷37庫務門2給納） 諸倉庫見在錢物（諸司封樁者、非）、所屬監司委通判、歲首躬詣倉庫点檢、前一年实在數、令審計院置簿抄上、比照帳狀。</p>	
<p>宋四〇条 諸道士・女冠・僧尼、州縣三年一造籍、具言出家年月・夏臘・學業、隨處印署。案留州縣、帳申尚書祠部。其身死及數有增減者、每年錄名及增減因由、狀申祠部、具入帳。</p>	<p>道积令（卷51道积門2供帳） 諸僧道及童行帳、三年壹供。每壹供全帳、三供刺帳、周而復始。限三月以前、申尚書禮部。</p> <p>道积式（卷51道积門2供帳） 僧道童行等帳／某州／今具本州某年僧道童行等如後／：／道士女冠僧尼／在州／某觀係古跡或勅額（內有同名宮觀、即各開著望鄉村去處。童行項、及刺帳有同名者、並准此）／道士／旧管若干／壹名道士、姓、法名、見年若干、本貫某處、元礼某宮觀某人為師、某年月日請到某恩例度牒披戴（僧尼仍云、某年月日于某處受戒、請到六念戒牒）、某年月日請到某恩例紫衣文牒、某年月日請到某恩例某師号（無紫衣・師号、即不開）、某年帳在某州某縣某宮觀供申（累次行遊供帳去處、並准此）。</p>	<p>拾遺補 856</p>	<p>宋令要考考</p>

	<p>宋四一条</p> <p>諸有猛獸之処、聽作檻穿・射窠等、不得当人行之路。皆明立標幟、以告往来。</p>	<p>唐一条</p> <p>太常寺二舞郎、取太常樂舞手年十五以上・二十以下容貌端正者充。教習成訖、每行事日追上、事了放還本色。光祿寺奉饌・太僕寺羊車小史、皆取年十五以下。其漏刻生・漏童、取十三・十四者充<small>（其羊車小史、取容貌端正者）</small>。茲十九放還。其司儀署及嶽瀆齋郎、取年十六以上中男充、二十放還。太史局曆生、取中男年十八以上・解算數者為之、習業限六年成。天文生・卜筮生並取中男年十六以上・性識聰敏者、習業限八年成、業成日申補觀生・卜師<small>（其天文生・卜筮生初入學、所行束修一同按摩・咒禁生例）</small>。</p>
<p>兩名以上、依此開<small>（新収若干（依旧管開）／開落若干（各開姓法名）／見在若干（止開人數）／餘寺觀等、依前項開／女冠僧尼、依道士開／外県、依在州開／：／右件狀如前所供前項並是詣実、謹具申尚書礼部謹狀／具官姓名点勘／年月日、依常式／以上等厚実表紙為籍供申（若數名、聽相度州県、或僧道童行、分為數帳）</small></p>	<p>雜令（卷79畜産門捕猛獸）</p> <p>諸有猛獸、聽施設坑穿之類、不得当人行之路。仍明立標幟。</p>	

<p>唐二条 諸習馭・翼馭・執馭・馭士・駕士・幕士・称長・門僕（門僕取京城内家口重大・身強者充）・主膳・典食・供膳・主酪・典鐘・典鼓・防閣・庶僕・佃人（佃人取商賈、及能市易・家口重大・識文字者充）・邑士、皆於白丁内家有兼丁者為之（令条取軍内人為之者、準別制）。其主膳・典食・供膳・主酪、兼取解營造者（若因事故停家、及同色子弟内有閑解者、亦取）。典鐘・典鼓、先取旧漏刻生成丁者。每年各令本司具録須數、申戸部科下、十二月一日集省分配。門僕・称長・佃人四周一代、防閣・庶僕・邑士則二周一代。年滿之日不願代者、聽。</p>	<p>唐三条 諸王及大長公主・長公主・公主応賜物者、並依本品給。</p>	<p>唐四条 諸親王府給雜匠十人・獸医四人・供膳五人、仍折充帳内之數。其公主家、供膳給二人。</p>	<p>唐五条 諸船運粟一千五百斛以下、給水匠一人。一千五百斛以上、水匠二人。率五十斛給丁一人。其塩鉄雜</p>

宋令麥容考

七一

物等、並準粟為輕重。若空船、量大小給丁・匠。

唐六条

諸三師三公參朝著門籍、給人馬供給、並從都省。
太子三師三少、即從詹事府。

唐七条

諸文武職事・散官三品以上及爵一品在兩京、若職事・散官五品以上及郡縣公在諸州縣、欲向大街開門、檢公私無妨者、聽之。

唐八条

諸在京諸司流内九品以上、及国子監諸學生及俊士、流外官太常寺謁者・贊引・祝史、司儀署司儀、典客署典客、秘書省・弘文館典書、左春坊掌儀、司經局典書、諸令史・書令史・楷書手、都水監河堤謁者、諸局書史、諸録事・府・史・計史・司直史・評事史・獄史・監膳史・園史・漕史・医学生・鍼學生、尚食局・典膳局主食、薩宝府府・史、並長上。其流外非長上者及僮人、皆分為二番へ番期長短、各任本司量長短定準。当庫藏者、不得為番。其太史局曆生・天文生・巫師・按摩・咒禁・卜筮生・藥園生、藥童・羊車小史・獸医生・嶽瀆祝史・齋郎・内給使・散使・奉饗、司儀署齋郎、郊社・太廟門僕、並品子任雜掌、皆分為三番。餘

門僕・主酪・習馭・翼馭・執馭・馭士・駕士・幕士・大理問事・主膳・典食・供膳・獸医・典鐘・典鼓、及薩宝府雜使・漏刻生・漏童、並分為四番。其幕士・習馭・掌閑・駕士隸殿中省・左春坊者、番期上下自從衛士例。其武衛稱長、須日追上、事了放還。

唐九条

諸司流内・流外長上官、国子監諸學生、医・鍼生、俊士（視品官不在此例）、若宿衛当上者、並給食（京兆・河南府並萬年等四県佐・史、闕府・史亦同。其国子監學生・俊士監等、雖在假月假日、能於学内習業者、亦準此）。其散官五品以上当上者、給一食。

唐一〇条

諸在京諸司、並準官人員数、量配官戸・奴婢、供其造食及田園驅使。衣食出当司公廩。

唐一条

諸州朝集使至京日、所司準品給食。親王赴省考日、依式供食、衛尉鋪設。

唐二条

諸流外番官別奉勅、及合遣長上者、賜同長上例。

<p>唐一三条 諸勳官及三衛諸軍校尉以下、諸蕃首領・歸化人・ 辺遠人・遙授官等告身、並官紙及筆為寫（其勳官 ・三衛校尉以下、附朝集使立案分付。辺遠人、附 便使及馭送）。若欲自寫、有京官職及總麻以上親 任京官為寫者、並聽。</p>	<p>唐一五条 諸司流外非長上者、総名番官。其習馭・掌閑・翼 馭・執馭・馭士・駕士・幕士・称長・門僕・主膳 ・供膳・典食・主酪・獸医・典鐘・典鼓・佃人・ 大理問事、総名庶士。内侍省・内坊闈人無官品者、 皆名内給使。親王府闈人、皆名散使。諸州執刀・ 州県典獄・問事・白直、総名雜職。州県録事・市 令・倉督・市丞・府・史・佐・帳史・倉史・里正 ・市史、折衝府録事・府・史、兩京坊正等、非省 補者、総名雜任。其称典史者、雜任亦是。</p>	<p>唐一六条 諸貯草及木槿・柴炭、皆十月一日起輸、十二月三 十日納畢。</p>	<p>唐一七条 諸官戸・奴婢男女成長者、先令当司本色令相配偶。</p>

<p>唐一八条 諸犯罪配没、有技能者、各隨其所能配諸司、其婦人、与内侍省相知、簡能縫作巧者、配掖庭局。自外無技能者、並配司農寺。</p>		
<p>唐一九条 諸官戸皆在本司分番上下。每年十月、都官案比。男年十三以上、在外州者十五以上、各取容貌端正者、送太樂へ其不堪送太樂者、自十五以下皆免入役。十六以上送鼓吹及少府監教習、使有工能、官奴婢亦準官戸例分番（下番日則不給糧）。願長上者、聽。其父兄先有技業堪伝習者、不在簡例。雜戸亦在本司分番上下。</p>		
<p>唐二〇条 諸官奴婢賜給人者、夫妻・男女不得分張。三歲以下聽随母、不充數限。</p>		
<p>唐二一条 諸官戸奴婢死、官司檢驗申牒、判訖埋藏、年終總申。</p>		
<p>唐二二条 諸雜戸・官戸・奴婢居作者、每十人給一人充火頭、不在功課之限。每旬放休假一日。元日・冬至・臘・寒食、各放三日。産後及父母喪、各給假一月。</p>		

宋令要容考

七五

葦喪、給假七日。即官戸奴婢老疾、準雜戸例。応侍者、本司每聽一人免役扶持、先尽当家男女。其官戸婦女及婢、夫子見執作、生兒女周年、並免役（男女三歳以下、仍從輕役）。

唐二三条

諸官奴婢及雜戸・官戸給糧充役者、本司明立功課案記、不得虚費公糧。其丁奴每三人当二丁役。中奴若丁婢、二当一役。中婢、三当一役。

唐二四条

諸官奴婢春衣每歳一給、冬衣二歳一給。丁奴春頭巾一、布衫・袴各一、牛皮鞆一量並氈。官婢春給裙・衫各一、絹褲一、鞵二量。冬給繻・複袴各一、牛皮鞆一量並氈。十歳已下男春給布衫一・鞵一量、女給布衫一・布裙一・鞵一量。冬、男女各給布繻一・鞵一量。官戸長上者準此。

〔表2〕〔表3〕〔表4〕凡例

天聖令は『天聖令校証』下冊の清本（獄官令は四一五―四二〇頁、捕亡令は四〇六―四〇八頁、雜令は四二九―四三三頁）によるが、句読点は適宜、獄官令と雜令は校証に従って改め、雜令唐二四条は黄正建（二〇〇六）七四七頁により補った。へゝ内は原註を示す。

慶元条法事類は『静嘉堂文庫所蔵 慶元条法事類』古典研究会、一九六八によるが、誤脱は適宜改めた。（ ）内は巻・総門・別門、へゝ内は原註、／は改行を示す。

対応典拠は当該条文の対応を示す文献と頁（複数頁にわたる場合は最初の頁）を記す。文献の略号は以下のとおり。

稲田Ⅱ 稲田奈津子（二〇〇八）。校証Ⅱ 『天聖令校証』下冊。拾遺Ⅱ 『唐令拾遺』。拾遺補Ⅱ 『唐令拾遺補』。注Ⅱ 注正博（二〇〇八）。三上Ⅱ 三上喜孝（二〇〇七）。

天聖獄官令五九箇条中『慶元条法事類』に対応条文が見出せないのは二六箇条であるが、この篇目にもっとも密接な関係をもつであろう刑獄門全五巻のうち冒頭の二巻が散逸し、五分の三しか残存していないことを考慮すれば、かなり高い程度での対応・継承関係が示されているといえる。天聖捕亡令九箇条中、対応条文が見出せないのは五箇条であるが、うち宋四条・宋六条・宋八条の三箇条は逃亡奴婢の扱いに関する宋代では現実性のない規定であるし、追捕に関する宋二条・宋三条の二箇条も失われた刑獄門冒頭に対応条文が存在していたと推測される。天聖雜令四一箇条中、対応条文が見出せないのは二五箇条で半数を超えるが、訴訟の受理に関する宋二二条は失われた刑獄門の冒頭に対応条文があったと考えられ、宋一条から宋六条までの度量衡に関する六箇条も散逸部分に対応条文がまとめて収められていたと推測される。

この対応検証の結果から、三篇目ほぼ共通して相当程度の対応・継承関係を見出せることがわかり、これは稲田氏による検証とも傾向を同じくしている。すなわち、格式を含めて考えれば慶元令はかなりの程度で天聖令との継承関係をもつのであり、元豊以後の令も基本法典たる唐令・天聖令との間に相当程度の継承関係をもつと言いうる。ここに、いくつか具体的な条文について、唐令復原条文を交えて検討を加えてゆくことにする。

1 ほぼ同文・同趣旨の対応

女性を拘禁する際には男子や夫と拘禁場所を別にし、召使いの女性を世話につけることを定めた規定である、天聖獄官令宋四一条⁽¹⁵⁾

諸そ婦人、禁に在れば、皆な男夫と所を別つ。仍お雑色の婦女を以て獄に伴せしむ。

は、慶元断獄令（『慶元条法事類』卷七五、刑獄門五、刑獄雜事）

諸そ婦人、獄に在れば、倡女を以て之に伴せしむ。仍お男子と所を別つ。

との間ではほぼ同文・同趣旨の対応が見られる。⁽¹⁶⁾ 夫との同禁を認めない規定の有無で違いがあるが、『慶元条法事類』が「夫」を「子」と誤写したとも考えられる。唐獄官令復原四八条⁽¹⁷⁾

諸そ婦人、禁に在れば、皆な男夫と所を別つ。

を参照すれば、男女同禁の禁止は唐宋を一貫して継承されていることがうかがわれる。

有用な天然資源の存在の報告制度について規定した、天聖雜令宋一一條⁽¹⁸⁾

諸そ山沢に、異宝・異木、及び金・玉・銅・銀、彩色せる雜物ある処の、国用に供するに堪うるを知りたる者は、皆な具に状を以て聞す。

は、慶元雜令（『慶元条法事類』卷八〇、雜門、雜犯）

諸そ山沢に、異宝・異木、若くは雜物あればへ並に国用に供するに堪うる者を謂う、人の告するを許す。

州は具に状して尚書本部に申す。

に継承され、鉞産物は削除されているものの、同様の報告制度が設けられていることがうかがえる。これらの条項も、唐雜令復原一三条⁽¹⁹⁾

諸そ山沢に、異宝・異木、及び金・玉・銅・鉄、彩色せる雜物ある処の、国用に供するに堪うるを知りたる者は、皆な奏聞す。

を見れば、唐代以来の継承関係を理解することができる。⁽²⁰⁾

これらの事例から、元豊以後の令と唐令・天聖令との間にある程度の継承関係が存在することが認識されるであろう。

2 天聖令と慶元格式の対応

天聖令と慶元令の対応は一對一とは限らず、一對多、あるいは多対多の対応関係も見られる。天聖令と慶元格式との間にも対応関係が見られることは、稲田氏の検証によっても示されている。⁽¹²¹⁾

流刑受刑者が居作すなわち労役に服する際の処遇に関する規定である、天聖獄官令宋一六条⁽¹²²⁾

諸そ流配罪人の居作せる者は、巾帯を着するを得ず。毎旬、假一日を給し、臘・寒食には、各々假二日を給するも、居する所の院を出づるを得ず。患いて假したる者は、陪日せしめず。役満つれば則ち放つ。

同宋一七条⁽¹²³⁾

諸そ配流の囚、決し訖れば、二十日外に居作す。量りて配所の兵校を以て防轄す。

同宋五三条⁽¹²⁴⁾

諸そ流人、配所に至れば、並に官糧を給し、其れをして居作せしむ。其れ囚せられて餉を絶つ者も、亦た之を給す。

の三箇条は、徒刑は脊杖によって代替されて居作を行わず、流刑は脊杖執行後居作に服して遠方への追放を行わないとする折杖法に対応して、⁽¹²⁵⁾居作服役者の衣服、休暇、釈放、脊杖執行後の服役開始時期、警護、および食糧の支給について定めている。『慶元条法事類』でこれらに対応する規定は、慶元断獄令⁽¹²⁶⁾（『慶元条法事類』卷七五、

刑獄門五、編配流役)

諸そ流囚、決し訖れば、髡髮し、巾帯を去り、口食を給し、貳拾日外に居作す。量りて兵級或は將校を以て防轉す。假日には居する所の院を出づるを得ず。病を以て假に在る者は陪日を免す。役満ち、或は恩あれば、則ち放つ。

のほか、慶元假寧格（同書卷一一、職制門八、給假）

流囚の居作は、毎旬、壹日。元日・寒食・冬至は、參日。

および慶元給賜格（同書卷七五、刑獄門五、編配流役）

流囚の居作せる者は、決し訖れば、日ごとに每人、米貳升を給す。

に見出せる。天聖獄官令の規定のうち、休暇日程の定めは慶元假寧格に、食糧支給についての定めは慶元給賜格に、それぞれ補充修正を経て継承されている。これらの規定の源流は、唐獄官令復原二一条⁽¹⁷⁾

諸そ流徒罪の居作せる者は、皆な鉗を著く。若し鉗なき者は盤枷を著く。病み、及び保ある者は脱するを聽す。巾帯を著くるを得ず。毎旬、假一日を給し、臘・寒食は、各々二日を給するも、役する所の院を出づるを得ず。患いて假したる者は、陪日せしむ。役満つれば、本属に遞送す。

同復原二二条⁽¹⁸⁾

諸そ徒流の囚、役に在る者は、囚一人ごとに、兩人にて防援す。京に在る者は、衛士を取りて充つ。外に在る者は、当処の兵士を取り、分番して防守す。

同復原六一條⁽¹⁹⁾

諸そ流人、配所に至りて居作する者は、並に官糧を給す（加役流は此に準ず）。若し家を去ること懸遠にして餉を絶ち、及び家人の未だ知らざる者は、官にて衣糧を給し、家人の至る日に、數に依りて徴納す（其れ囚せられて餉を絶つ者も、亦た之に準ず）。

の三箇条の唐令に見出すことができる。⁽¹³⁰⁾すなわち、ここにおいて、唐令・天聖令と慶元格との間に継承関係の一事例を見出すことができるのである。

拷問の事情聴取者、拷問と笞杖の執行者の途中交代の禁止、刑具の規格、および拷問の執行部位に関する規定である、天聖獄官令宋三三條⁽¹³¹⁾

諸そ囚を訊するに、親典の主司に非ざれば、皆な囚の所に至りて消息を聴問するを得ず。其れ囚を考し、及び行罰する者は、皆な人を中易するを得ず。

および同宋五〇條⁽¹³²⁾

諸そ杖は、皆な節目を削去す。官杖は長さ三尺五寸、大頭の闊さは二寸を過ぎるを得ず、厚さ及び小頭の径は九分を過ぎるを得ず。小杖は長さ四尺五寸を過ぎるを得ず、大頭の径は六分、小頭の径は五分。訊囚杖は長さ官杖と同じ、大頭の径は三分二釐、小頭の径は二分二釐。其れ官杖は火印を用て記と為し、筋膠及び諸物を以て装釘するを得ず。考訊する者は、臀腿に分受す。

の二箇条は、『慶元条法事類』では慶元断獄令（『慶元条法事類』卷七三、刑獄門三、決遣）

諸そ囚を訊するに、臀腿及び両足底に分受するを聴す。当行の典獄に非ざれば、訊所に至るを得ず。其れ考訊し、及び行決するの人は、皆な中易するを得ず。

別の慶元断獄令（同、旁照法）

諸そ獄具は、毎月、当職官、式に依りて檢校す。杖は節目を留めるを得ず〔目、もと誤って日に作る〕、亦た釘飾し及び筋膠の類を加えるを得ず。仍お火印を用てし、官より給す。

ならびに慶元断獄式（同前）

獄具。杖は、重さ壹拾伍両、長さ參尺伍寸に止め、上の闊さ貳寸、厚さ玖分、下の径は玖分。笞は、肆尺に止め、上の闊さ陸分、厚さ肆分、下の径は肆分。

に対応關係を見出せる。天聖獄官令の定めのうち、刑具の規格は補充修正を経て断獄式に繼承されている。これらの規定の源流は、唐獄官令復原三九条⁽¹³³⁾

諸そ囚を訊するに、親典の主司に非ざれば、皆な囚の所に至りて消息を聴問するを得ず。其れ囚を拷し、及び行罰する者は、皆な人を中易するを得ず。

および同復原五八条⁽¹³⁴⁾

諸そ杖は、皆な節目を削去す。長さ三尺五寸。訊囚杖は、大頭の径は三分二釐、小頭は二分二釐。常行杖は、大頭は二分七釐、小頭は一分七釐。笞杖は、大頭は二分、小頭は一分半。其れ笞を決する者は、腿臂に分受す。杖を決する者は、背腿臂に分受す。須く数等しかるべし。考訊する者も亦た同じ。笞以下、背腿に均受せんと願う者は、聴す。即し殿庭にて決する者は、皆な背に受く。

の唐令二箇条に求められる。ここにおいて、唐令・天聖令と慶元式との間にも繼承關係の一事例を見出すことができる。

元豊以後の格式は、東涯によって「命官の等級高下あるものを格とす、表奏帳籍等の類、体制模楷あるものを式と云」⁽¹³⁵⁾、牧野氏によって「格は「彼の至るを逆ゆる」といい、例えば賞格とか服制格とか、いかなることをすればいかなる賞をやるか、いかなる人の死にはいかなる喪に服すべし、とかいうようなことを定めたものである。式は「彼をして之に効わしむ」というのであるが、多くは手続規定、特に書式を定めたものである」⁽¹³⁶⁾、仁井田氏によって「格は賞格、服制格の類、式はとくに書式を定めたものである」⁽¹³⁷⁾、曾我部氏によって「格は賞罰・階級・給与・忌服などの限極等級を定めている法典であり、令〔式の誤り〕は様式を定めている法典である」⁽¹³⁸⁾、滋賀氏によって「格は要件を柱としてその下に対応する効果ないし該当する事物を記す。言うなれば図表のようなものであり、要件と効果・事物が段階的に変化する対応関係を示すのに――それだけで意味が通ずるような事例を処理するのに――用いられる。……式とは様々の要務について必要とされる各種公文書の書式を、それぞれの雛型を列挙することによって法定したものである」⁽¹³⁹⁾と説明され、梅原氏が格を「褒賞を主に、高下段階をつけた施行細則」、「文章化する必要のない施行細則の集成で、胥吏を始めとした実務担当者が日常業務で使う一覽表にも相当」するような、あるいは「本来、行政乃至司法の個別の現場において必要とする規定であり、……大筋が詔勅で認められれば、事務当局で細目を作って発効させればそれで済んだ」ようなもの、式を「官署の報告、個人の申請など公文書書式」、「純然たる各種行政文書の雛型であり、その限りでは極めて実務的な法典形式」と解説するように、唐代の格式とは形式も内容も異なるものであった。⁽¹⁴¹⁾これらの説明に、滋賀氏の「編勅が体系化したものが勅令格式に外ならない」、⁽¹⁴²⁾梅原氏の「宋初以来「編勅」の中に含められ、排列されてきた、刑罰を伴わず比較的小規模な規定や単純な禁令が、まず抽出されて新しい「令」(附令)となる。……やがて、その動

きが、刑罰規定を伴った複雑な「編勅」中の勅文にも及び、……全体が、「令」と「勅」、さらには「式」と「格」のように細分化されてゆく⁽¹⁴³⁾という編勅の勅令格式への分化の過程に関する主張を加えて理解すれば、元豊以後の格式は、副次法典たる編勅を起源とする要素を、国家事業の実務の利便に適合させるために図式化ないし様式化して形成されてきたものと想定できるだろう。

たしかに慶元格式は図式あるいは様式そのものと言ってもよく、梅原氏が言うように唐令が「仁井田陞氏の『唐令拾遺』によってもうかがえるように、莊重な文体で、制度などの骨組を列挙し、まことに「文辭古質」の形容に相応しい代物である⁽¹⁴⁴⁾」のならば、唐令・天聖令と元豊以後の格式との間に継承関係は見出されるべきではない。だが、すでに曾我部氏は「格は以前の令においてその一部分をなす賞勳・等級・忌服などの制度だけを盛っている法典となっていた。……令が著しく刑法的になっていたから、以前の令に規定していた賞勳・忌服・階級などの制度は、これを格に移すようになったのであろう⁽¹⁴⁵⁾」として唐令と元豊以後の格との間の継承関係を、仁井田氏は「唐令と慶元令とは令・式分類の標準が変つてゐる。たとへば前者に於いては、官公文書の形式を規定した諸条は公式令に存するが、後者に於いては之を文書式に見出す如きである⁽¹⁴⁶⁾」として唐令と慶元令との間の継承関係を示唆していた。ここに改めて、元豊以後の令は、格式とも一体として、唐令・天聖令との間にある程度の継承関係をもっていたことを認識しなければならないのである。

3 篇目の移動

稲田氏の検証によっても、「天聖令から慶元条法事類に至る過程で、……篇目を移動した条文⁽¹⁴⁷⁾」があることは

示されている。灌漑用水について規定した、唐雜令復原一九条⁽⁴⁸⁾

諸そ水を取りて田に溉ぐは、皆な下より始め、次に依りて用う。其れ渠に縁り碾磑を造らんと欲し、州県を経て申牒し、公私に妨げなき者は、之を聴す。即し須く渠堰を修理すべき者は、先に用水の家を役す。

天聖雜令宋一五条⁽⁴⁹⁾

諸そ水を取りて田に溉ぐは、皆な下より始め、稻を先にし陸を後にし、次に依りて用う。其れ渠に縁り碾磑を造らんと欲し、州県を経て申牒し、検するに水、還流して渠に入り、及び公私に妨げなき者は、之を聴す。即し須く渠堰を修理すべき者は、先に用水の家を役す。

慶元河渠令（『慶元条法事類』卷四九、農桑門、農田水利）

諸そ水を以て田に溉ぐは、皆な下より始め、仍お稻を先にし陸を後にす。若し渠堰の応に修すべき者は、先に用水の家を役す。其れ碾磑の類、水を壅ぎ公私に害ある者は、之を除く。

の三箇条の間には、とくに「水を取りて田に溉ぐは、皆な下より始め」という部分について明確な継承関係を見出すことができる⁽⁵⁰⁾とともに、雜令から河渠令へという篇目の移動が指摘できる。

篇目の移動について、仁井田氏は、「慶元令には軍防令と軍器令、雜令と河防令（河渠令の誤り）」との如く……軍防令雜令なる各一篇を分つて二としたと見得るものもある⁽⁵¹⁾として、篇目の分割にその一因を求めている。しかし、篇目の移動の原因は篇目の分割や新設だけではない。人に危害を与える恐れのある家畜の取扱に関する規定である、唐雜令復原四一条⁽⁵²⁾

諸そ畜産の人に觚つく者は、両角を截る。人を躪る者は、之を絆ぐ。人を齧る者は、両耳を截る。其れ狂犬

あれば、所在にて之を殺すを聴す。

および天聖雜令宋二七条⁽⁵³⁾

諸そ畜産の人に舐つく者は、両角を截る。人を躪る者は、之を絆ぐ。人を齧る者は、両耳を截る。其れ狂犬
あれば、所在にて之を殺すを聴す。

が、狂犬の扱いに関する部分を除いて、慶元厩牧令〔慶元条法事類〕卷七九、畜産門、畜産傷人)

諸そ畜産の人に舐つく者は、両角を截る。人を齧れば、両耳を截る。人を躪る者は、之を絆ぐ。

に繼承されていることは明らかであるが、⁽⁵⁴⁾ここでは雜令から厩牧令へと篇目が移動している。厩牧令は唐代にす
でに存在している篇目である。

遺失物の取扱について規定する、唐捕亡令復原一六条⁽⁵⁵⁾

諸そ闕遺の物を得たれば、皆な随近の官司に送る。市に在りて得たる者は市司に送る。其れ金吾、各々兩京
に在り、巡察して得たる者は金吾衛に送る。得たる所の物は、皆な門外に懸く。主の識認する者あれば、記
を檢驗し保を責して之を還す。未だ案記あらざると雖も、但そ証拋、灼然として驗すべき者は、亦た此に準
ず。其れ三十日を経て主の識認する者なければ、収掌し、仍お物の色目を録し、村坊の門に榜す。一周年を
経て人の認する者なければ、没官して帳に録し、省に申して処分す。没入せるの後、物猶お見在し、主の来
りて識認し、証拋の分明なる者は、之を還す。

および天聖捕亡令宋九条⁽⁵⁶⁾

諸そ闕遺の物を得たる者は、皆な随近の官司に送る。封記して収掌し、其の物色を録し、要路に榜す。主の

識認する者あれば、先に伍保及び其の失物の隠細を責し、状験して符合したる者は、常官にて随給す。其れ緘封の物に非ざれば、亦た它所に置き、認する者をして先に見さしめるを得ず。百日に満ちて人の識認する者なければ、没官して帳に附す。

が、若干の内容的改変を経つつ、慶元雜令（『慶元条法事類』卷八〇、雜門、闕遺）

諸そ闕遺の物を得たる者は、所在の官司に送る。封記して籍定し、傍諭して人を召して識認せしむ。人の認する者あれば、先に隠細を責し、状験して同じければ、保を取りて給付す。百日に満ちて人の認する者なければ、没官す。

へと継承されていることは明らかであろう。⁽¹⁵⁷⁾ここでは捕亡令から雜令へと篇目が移動しているが、雜令も唐代から存在している篇目である。この篇目移動の理由については、占有離脱物の取扱に関する規定をまとめて見る必要がある。埋蔵物の取得に関する規定である、唐雜令復原四〇条⁽¹⁵⁸⁾

諸そ官地の内に於て宿蔵の物を得たる者は、皆な得たる人に入る。他人の私地に於て得たる者は、地主と之を中分す。若し古器の形制異なるを得たる者は、悉く官に送り直を酬す。

および天聖雜令宋二六条⁽¹⁵⁹⁾

諸そ官地の内に於て宿蔵の物を得たる者は、皆な得たる人に入る。他人の私地に於て得たる者は、地主と之を中分す。若し古器の形制異なるを得たる者は、悉く官に送り直を酬す。

は、ほぼ同文・同趣旨のまま、慶元雜令（『慶元条法事類』卷八〇、雜門、闕遺）

諸そ官地の内にて宿蔵の物を得たる者は、収するを聴す。若し佗人の地の内にて得たる者は、地主と之を中

分す。即し器物の形制異なる者は、悉く官に送り其の直を酬す。

へと継承されている。⁽¹⁶⁰⁾漂流竹木の取得に関して規定する、唐雜令復原一八条⁽¹⁶¹⁾

諸そ公私の竹木、暴水に漂流せられ、能く接得する者あれば、並に岸上に積み、明かに標榜を立て、随近の官司に申牒す。主の識認する者あれば、江河は五分して二を賞し、餘水は五分して一を賞す。三十日を限るの外、主の認する者なければ、得たる所の人に入る。

および天聖雜令宋一四条⁽¹⁶²⁾

諸そ竹木、暴水に漂流せられ、能く接得する者あれば、並に岸上に積み、明かに標榜を立て、随近の官司に申牒す。主の識認する者あれば、江河は五分して二を賞し、餘水は五分して一を賞す。官物に非ざれば、三十日を限るの外、主の認する者なければ、得たる所の人に入る。官の失せる者は賞するの限に在らず。

は、内容を若干変えつつも、慶元雜令（『慶元条法事類』卷八〇、雜門、闕遺）

諸そ収救して漂失せる竹木を得たれば、数を具して官に申す。

および慶元賞格（同前）

諸色人。……収救して漂失せる私の竹木を得たれば、諸河は貳分を給す。江淮黄河は肆分を給す。主なき者は全給す。⁽¹⁶³⁾

へと継承されている。⁽¹⁶³⁾すなわち、元豊以後のある段階で、占有離脱物の取扱に関する令の規定を、賞格に定めるべき部分を除いて、雜令へと統合するために、遺失物に関する規定を捕亡令から雜令へと移動したと考えられる。律では埋藏物に関する規定も遺失物に関する規定も同じ雜律に置かれていたから、占有離脱物の取扱を雜という⁽¹⁶⁴⁾

篇目に統合することによって国家事業の便宜を図ったのであろう。律勅と令の同一篇目化も「同名にしておく方が、現実には判りやすく利用にも便利」⁽¹⁶⁵⁾であることが一因であろうが、国家事業上の利便性の向上は令の規定の篇目間の移動という形においても追究されていたと考えられる。

4 天聖令と慶元勅の対応

法改正の時間的効力について、重法の不遡及と軽法の遡及を規定した、唐獄官令復原三四条⁽¹⁶⁶⁾

諸ぞ犯罪未発、及び已発せるも未だ断決せざるに、格の改めらるるに逢いたる者は、若し格重ければ、犯時に依るを聴す。若し格軽ければ、軽法に従うを聴す。

ならびに天聖獄官令宋二八条⁽¹⁶⁷⁾

諸ぞ犯罪未発、及び已発せるも未だ断決せざるに、格の改めらるるに逢いたる者は、若し格重ければ、犯時に依るを聴す。格軽き者は、軽法に従うを聴す。

を継承した条項は、『慶元条法事類』⁽¹⁶⁸⁾では慶元断獄勅(『慶元条法事類』卷七三、刑獄門三、検断)

諸ぞ犯罪未発、及び已発せるも未だ論決せずして法を改めたる者は、法重ければ、犯時に依るを聴す。法軽ければ、軽法に従う。即し応そ事、已に旧法を用て理断したる者は、新法を用て追改するを得ず。

に見出すことができる。令の法領域の基本法典である唐令・天聖令の規定が、律の法領域の副次法典である勅に移されていることの意義、あるいはこのような移動が特異なものであったのかどうかということについては検討を要するが、これも国家事業上の利便性の必要に応じたものであったことは確実であろう。

5 不行唐令と慶元令の対応

稲田氏は、「不行唐令に対応する慶元条法事類が全く見えないこと」は、「天聖令編纂の段階ですでに現行法としては役に立たないものを「不行唐令」として排除したことからすれば当然¹⁶⁹」としたうえで、拘禁中、居作服役中、あるいは護送中に死亡した者の取扱を規定した、天聖獄官令唐四条¹⁷⁰

諸ぞ囚、死して親戚なき者は、皆な棺を給し、官地の内に於て権に殯しへ其の棺は並に官物を用て造り給す。若し悪逆以上を犯したれば、棺を給さず。其れ官地の、京を去ること七里の外に、量りて一頃以下を給し、擬して諸司の死囚を埋め、大理にて検校す、塼銘を壙内に置き、塋を上を立て、其の姓名を書し、仍お本属に下して、家人に告して取らしむ。即し流移人の路に在り、及び流徒の役に在りて死したる者は、亦た此に準ず。

と慶元断獄令（『慶元条法事類』卷七五、刑獄門五、部送罪人¹⁷¹）

諸ぞ禁囚、若しくは居作人、身死して親属なき者は、官にて殯瘞を為して標識し、仍お本属に移文し、家人に告示して般取せしむ。即し罪人、部送せられ、道に在りて死したる者は、此に準ず。以上の費す所は、隨身の財物なき、或は足らざる者は、皆な贓罰錢を支す。

の間の対応関係を「管見の限り、唯一の例外」として指摘している¹⁷²。両条の対応は、仁井田氏によっても、唐獄官令復旧一〇条¹⁷³

諸ぞ囚、死して親戚なき者は、皆な棺を給し、官地の内に於て権に殯しへ其の棺は、京に在る者は、将作に

て造り供す。外に在る者は、官物を用て給す。若し悪逆以上を犯したれば給さず。官地の、京を去ること七里の外に、量りて一頃以下を給し、擬して諸司の死囚を埋め、大理に隸して檢校す、磚銘を壙内に置き、勝を上にして、其の姓名を書し、仍お本属に下して、家人に告して取らしむ。即し流移人の路に在り、及び流の徒する所の役に在りて死したる者は、亦た此に准す。

と上掲慶元断獄令との間の対応として示されているが、別の慶元断獄令（『慶元条法事類』卷七五、刑獄門五、部送罪人）

諸そ罪人を部送し、道に在りて身死し、家属の同行するなきも財物ありたる者は、官にて支を為し、殯瘞の費に充つ。餘りあれば、估売して官に納め、錢数を以て住家の所に報じ、転運司錢を支して給還す。

との間にも、当該唐獄官令との対応を見出すことは可能だろう。

さらに、たとえば、拘禁中に父母や夫の喪にあつた者の取扱を規定した、天聖獄官令唐一〇条⁽¹⁷⁵⁾

諸そ死罪を犯して禁に在り、悪逆以上に非ずして、父母の喪に遭い、婦人の夫の喪、及び祖父母の喪に承重せる者は、皆な假七日を給して発哀せしむ。流徒罪は三十日。悉く程を給さず。並に辦定するを待ち、保を責して乃ち給す。

慶元断獄令（『慶元条法事類』卷七七、服制門、喪葬）

諸そ杖以下の罪を犯して禁に在り、而して父母及び夫の喪に遭えば、保を責して量りて限を給して殯葬するを聽す。即し期の喪、本家に男夫の成丁なき者は、此に准すへ以上、事、要切に干したれば、仍お漏泄なきの状を責し、人を差して監管す。

の両条の間にも継承関係を想定することは可能であろう。⁽¹⁷⁶⁾ 天聖において効力を否定された不行唐令であっても、それ以後慶元までの間にその内容がある程度修正を経て復活することは考えられるから、不行唐令と元豊以後の令との間の継承関係も頭から否定するべきものではないのである。

本章における検証を通じて、元豊以後の令が唐令・天聖令の要素をかなりの程度で継承していたこと、しかもそれらの要素は格式へも継承されていたことが確認された。しかし、慶元令と唐令との間にある程度の継承関係が見出されることは、稲田氏の検証が前提とした『唐令拾遺』『唐令拾遺補』ならびに愛宕松男氏による、『慶元条法事類』の唐令復原への利用によってすでに示されていたことである。⁽¹⁷⁷⁾

仁井田氏は「慶元条法事類に存する慶元令の遺文は約二千条であるが、今その内容を些細に検すれば唐令に由来するものも屢々発見する」とし、唐令と「条文の字句の等しい」慶元令二箇条を例示している。⁽¹⁷⁸⁾ その第一は、障碍の等級の定義規定である、唐戸令復旧九条⁽¹⁷⁹⁾

諸そ一目盲、両耳聾、手に二指なし、足に三指なし、手足に大拇指なし、禿瘡にて髪なし、久漏、下重、大瘻、此の如きの類は、皆な残疾と為す。癡瘡、侏儒、腰脊折れ、一肢廢、此の如きの類は、皆な廢疾と為す。悪疾、癲狂、両肢廢、両目盲、此の如きの類は、皆な篤疾と為す。

に対応する慶元戸令（『慶元条法事類』卷七四、刑獄門四、老疾犯罪⁽¹⁸⁰⁾）

諸そ壹目盲、両耳聾、手に貳指なし、足に參指なし、手足に大拇指なし、禿瘡にて髪なし、久漏、下重、大瘻の類は、殘疾と為す。癡瘡、侏儒、腰脊折れ、壹支廢の類は、廢疾と為す。悪疾、癲狂、貳支廢、両目

盲の類は、篤疾と為す。

であり、その第二は、兵器の損失に関する賠償規定である、唐軍防令復旧二三条⁽⁸¹⁾

諸そ従軍し、甲仗を戦陣を経ずして損失したる者は、三分に二分を理す。戦陣を経て損失したる者は償せず。損したる者は官にて修す。

に対応する慶元軍器令(『慶元条法事類』卷八〇、雜門、毀失官私物)

諸そ従軍し、甲仗を戦陣を経ずして「経、もと誤つて軽に作る」損失したる者は、参分に貳分を理す。戦陣を経て失したる者は理せず。損したる者は官にて修す。

である。『唐令拾遺』『唐令拾遺補』はこのような認識にもとづいて『慶元条法事類』を唐令復原のための基本資料ならびに参考資料として活用したのである。

仁井田氏はまた、慶元令の「大多数は唐以後宋天聖に至る諸令には見出さない。……吏卒・場務・輦運・道積・時・進貢等各令の篇目並にその収むる諸条の如きは、之を見出さず、慶元条法事類に所謂「財用門」「權禁門」に属する条文にして、唐令以下前記諸令に存せざるもの、甚だ多数であることは特に注目を要する点である」と指摘したが、愛宕氏は「經濟部門、それも特に宋代を特色づける貨幣財政を限つて、慶元令には独自の条文が圧倒的であるというなら、これを除いた他部門において唐令の踏襲を予想することは、許さるべきであると同時に大いなる可能性を持つであろう⁽⁸³⁾」と述べ、慶元倉庫令(『慶元条法事類』卷三六、庫務門一、倉庫約束)

諸そ経用の瓷器の破損したる者は、歳に一分を除す。瓦器は二分。

に対応する唐營繕令復旧補二条⁽⁸⁴⁾

諸そ経用の瓦器の破損したる者は、歳に二分を除す。以外は徵填す。

を復原している⁽¹⁸⁵⁾。本条は、天聖宮繕令宋一七条⁽¹⁸⁶⁾

諸そ瓦器を用いるの処、経用し損壞したれば、一年の内、十分に二分を除するを聴す。以外は追填す。

にもとづいて、唐宮繕令復原一九条⁽¹⁸⁷⁾

諸そ瓦器の経用し損壞したる者は、一年の内、十分に二分を除するを聴す。以外は徵填す。

として復原されている。唐令復原条文としてどちらを採るかは措くとして、「瓷器をも含めた毀損率が盛りこまれている点」⁽¹⁸⁸⁾を除けば、この条文についても唐令から慶元令に至る内容的継承は疑いない⁽¹⁸⁹⁾。

愛宕氏が「慶元令においては、元豊令以来の前例にならつて、宋代という新時代に即応する独自の規定を大幅に拡大しているとはいへ、なお国初の淳化令・天聖令——これらはいずれも開元二十五年令の踏襲だった——から完全に離脱するものではなかった」⁽¹⁹⁰⁾と説くように、元豊以後の令は確実に唐令・天聖令という基本法典の要素を継承していた。稲田氏による假寧・喪葬、本稿による獄官・断獄と捕亡・雑の各篇目についての検証は、仁井田、愛宕両氏の主張の再確認作業だったともいえるのである。

おわりに

天聖令は唐令の性格を受け継いだ、令の法領域すなわち非刑罰法の領域における基本法典であった。元豊以後の令は、編勅の関連部分、附令勅・続附令勅という副次法典の系譜を継承しただけでなく、唐令・天聖令という基本法典の系譜をも継承したうえで、図式化・様式化できる部分を格式に分ちだし、規定形式は唐令・天聖令

のものを継承して作り上げられたものであった。唐令・天聖令と元豊以後の令との間の変容は、刑法的性格や行政法的性格を強めたということでも、基本法典から副次法典に階層移動したということでもない。基本法典・副次法典の系譜をあわせて継承した点で系譜的に変容し、基本・副次・細則という階層構造を融合した点で性格的に変容したのである。

以上の仮説を立証するために本稿が試みた、唐令・天聖令と慶元令格式との間の対応・継承関係の検証は、元豊以後の令が唐令・天聖令という基本法典の要素を継承したことは立証したと思われるが、その他の点についてはなお不十分であると言える。基本・副次・細則という階層構造を喪失した令の法領域の構造をどのようにとらえ直してゆくかということについても、海行法と一司法をあわせて総合的に考察し直す必要がある。その考察においては唐式という細則法典の系譜がどのようにに継承されたかも考慮しなければならないが、いずれも今後の課題としておかなければならない。

〔凡例〕

引用文中の（ ）内および（ ）内は原註、〔 〕内は筆者註を示す。唐令復原条文については、『唐令拾遺』『唐令拾遺補』によるものは「○○令復旧××条」、『天聖令校証』下冊の唐令復原研究によるものは「○○令復原××条」として示す。

〔文献〕

『唐令拾遺』 仁井田陞 『唐令拾遺』 東方文化学院、一九三三。東京大学出版会、一九六四による。
『唐令拾遺補』 仁井田陞／池田温編集代表 『唐令拾遺補——附唐日両令対照一覧——』 東京大学出版会、一九九七。

『天聖令校証』Ⅱ天一閣博物館・中国社会科学院歴史研究所天聖令整理課題組校証『天一閣藏明鈔本天聖令校証』—附唐令復原研究——中華書局、二〇〇六。

大津編『新段階』Ⅱ大津透編『日唐律令比較研究の新段階』山川出版社、二〇〇八。

辻『研究』Ⅱ辻正博『唐宋時代刑罰制度の研究』京都大学学術出版会、二〇一〇。

仁井田『研究』ⅣⅡ仁井田陞『中国法制史研究 法と慣習・法と道徳』東京大学出版会、一九六四。

浅井虎夫（一九一〇）『支那二於ケル法典編纂ノ沿革』京都法学会。律令研究会、一九七七による。

伊藤東涯（一七九七）『制度通』。吉川幸次郎校訂、岩波書店、上卷一九四四、下卷一九四八による。

稲田奈津子（二〇〇八）『慶元条法事類と天聖令——唐令復原の新たな可能性に向けて——』大津編『新段階』。

梅原郁（一九九三）『唐宋時代の法典編纂——律令格式と勅令格式——』梅原郁編『中国近世の法制と社会』京都大学

人文科学研究所。梅原郁『宋代司法制度研究』創文社、二〇〇六による。

大津透（二〇〇七）『北宋天聖令の公刊とその意義——日唐律令比較研究の新段階——』『東方学』一一四輯。

尾形勇ほか（二〇一〇）『世界史B』東京書籍。

岡野誠・服部一隆・石野智大編（二〇一〇）『天聖令』研究文献目録（第二版）『法史学研究会会報』一四号。

愛宕松男（一九七八）『逸文唐令の一資料について』星博士退官記念中国史論集編集委員会編『星博士退官記念中国史

論集』星斌夫先生退官記念事業会。愛宕松男『愛宕松男東洋史学論集第一卷 中国陶瓷産業史』三一書房、一九八七

による。

兼田信一郎（二〇〇八）『天一閣藏北宋天聖令研究の現状——『天一閣藏明鈔本天聖令校証』出版に寄せて——』『歴史

評論』六九三号。

川村康（二〇〇〇）『宋代配役考』『法と政治』五一卷一号。

牛来穎（二〇〇六）『天聖宮繕令復原唐令研究』『天聖令校証』下冊。

呉麗娉（二〇〇六）『唐喪葬令復原研究』『天聖令校証』下冊。

黄正建 (二〇〇六) 「天聖雜令復原唐令研究」『天聖令校証』下冊。

黄正建 (二〇〇八) 山口正晃訳「天聖令における律令格式勅」大津編『新段階』。

滋賀秀三 (一九五八) 「訳註唐律疏議 (一)」『国家学会雑誌』七二卷一〇号。律令研究会編『訳註日本律令五 唐律疏議 訳註篇一』東京堂出版、一九七九による。

滋賀秀三 (二〇〇三) 「法典編纂の歴史」滋賀秀三『中国法制史論集——法典と刑罰——』創文社。

全国歴史教育研究協議会編 (二〇〇八) 『改訂版世界史B用語集』山川出版社。

曾我部静雄 (一九六五) 「宋代の法典類」『東北大学文学部研究年報』一五号。「律令格式から勅令格式へ」曾我部静雄『中国律令史の研究』吉川弘文館、一九七二による。

戴建国 (一九九九) 「天一閣藏明抄本《官品令》考」『歴史研究』一九九九年三期。戴建国『宋代法制初探』黒龍江人民出版社、二〇〇〇。

戴建国点校 (二〇〇二) 『慶元条法事類』楊一凡・田濤主編『中国珍稀法律典籍統編』第一冊、黒龍江人民出版社。

辻正博 (一九九五) 「宋代の流刑と配役」『史林』七八卷五号。辻『研究』による。

辻正博 (二〇〇八) 「天聖「獄官令」と宋初の司法制度——「宋令」条文の成り立ちをめぐって——」大津編『新段階』。「天聖獄官令と宋初の司法制度」辻『研究』による。

仁井田陞 (一九三五) 「探訪法律史料」『東方学報』東京五冊統編。「唐宋および明代の法典」仁井田『研究』IVによる。

仁井田陞 (一九三六) 「敦煌発見唐水部式の研究」服部先生古稀祝賀記念論文集刊行会編『服部先生古稀祝賀記念論文集』富山房。仁井田『研究』IVによる。

仁井田陞 (一九五二) 『中国法制史』岩波書店。

仁井田陞 (一九六四) 「永樂大典本「慶元条法事類」について」仁井田『研究』IV。

仁井田陞・牧野巽 (一九三二) 「故唐律疏議製作年代考(上)」『東方学報』東京一冊。律令研究会編『訳註日本律令一 首卷』東京堂出版、一九七八による。

牧野巽（一九三二）「慶元条法事類の道釈門——宋代宗教法制の一資料——（上・中）」『宗教研究』新九卷二号・四号。
 「慶元条法事類」の道釈門——宋代宗教法制の一資料——」牧野巽『牧野巽著作集第六卷 中国社会史の諸問題』御茶の水書房、一九八五による。

三上喜孝（二〇〇七）「北宋天聖雜令に関する覚書——日本令との比較の観点から——」『山形大学歴史・地理・人類学論集』八号。

孟彦弘（二〇〇六a）「唐閔市令復原研究」『天聖令校証』下冊。

孟彦弘（二〇〇六b）「唐捕亡令復原研究」『天聖令校証』下冊。

呂志興（二〇〇九）『宋代法律体系与中華法系』四川大学出版社。

雷聞（二〇〇六）「唐開元獄官令復原研究」『天聖令校証』下冊。

律令研究会編（一九八七）『訳註日本律令七 唐律疏議訳註篇三』東京堂出版。

〔註〕

（1） 田令・賦役令・倉庫令・廩牧令・閔市令・捕亡令・疾疫令・假寧令・獄官令・營繕令・喪葬令・雜令の一二篇目。天聖令殘本の発見は戴建国（一九九九）によって報告され、『天聖令校証』として公刊された。

（2） 天聖令に関する研究動向については、大津透（二〇〇七）、兼田信一郎（二〇〇八）、岡野誠・服部一隆・石野智大編（二〇一〇）を参照。

（3） 後梁開平四年（九一〇）に頒行され、後唐同光元年（九三三）に廢棄された大梁新定格式律令は「唐の法典（格は開成格）」と内容に大差なく、王朝が替わり首都も長安から汴（開封）に移ったことに伴う事物名称の変更その他若干の改訂を施しただけのもの」（滋賀秀三（二〇〇三）九四頁）で、「律と令は唐開元そのままであった」（梅原郁（一九九三）七六九頁）。

（4） 滋賀秀三（二〇〇三）一〇九頁。

(5) 基本法典は「当代法制の中心を成すものとして、何らか体系的な編成の下に基本的な事項を定め、頻繁には変わらないものと期待されるような法典」であり、「律令制すなわち律と令とが二つの基本法典として相並んで存在する法典形式」のもとでは、「①刑罰・非刑罰の二本立て、②一時期に唯一の律令、③部分的改正を加えない、という三点」の特徴をもつ。副次法典は「ある時期ごとに、集積した単行指令を点検し、そこから将来とも法として維持すべき要素を抽出し、条文化し」た編纂物であり、「基本法典の条文を動かさないままで、時勢の変化に即して実質的に法を変動させ、また具体的事物の多様性に応じて法を細目化する機能を果たす」ものである（滋賀秀三（二〇〇三）一六、一八一―二二頁）。

(6) 一司法については、滋賀秀三（二〇〇三）一一〇、一二四―一三四頁、梅原郁（一九九三）七九九―八〇一、八〇八―八一、八二八―八二九頁を参照。

(7) 『玉海』巻六六、詔令、律令下、淳化編勅に「太宗、開元二十五年（五、もと誤って六に作る）に定める所の令式を以て、修して淳化令式と為す」とある淳化令式は、令式を再編纂したのではなく、開元二十五年令式を校勘したものである（仁井田陞・牧野巽（一九三二）四四八―四四九頁、『唐令拾遺』四〇―四一頁、仁井田陞（一九三五）一一八―一九頁）。

(8) 『続資治通鑑長編』巻三〇四、元豊三年（一〇八〇）五月乙亥（一二三日）にも記事がある。

(9) 『続資治通鑑長編』巻四三、咸平元年二月丙午（二二日）、『玉海』巻六六、詔令、律令下、咸平新定編勅にも記事がある。柴成務の上言は滋賀氏によって対校がなされている（滋賀秀三（二〇〇三）一四〇―一四一頁註7）。

(10) 滋賀秀三（二〇〇三）一一〇頁。違制罪は、職制律二二条「諸所制書を被むりて施行する所あるに、違いたる者は、徒二年。失錯したる者は、杖一百へ失錯とは、其の旨を失したるを謂う」に規定される。

(11) 『玉海』巻六六、詔令、律令下、大中祥符編勅にも記事がある。

(12) 滋賀氏は「唐令のうち今も実用されている部分については努めて原文を生かしながら些少の手を加えて時代に適合せしめ」たもの（滋賀秀三（二〇〇三）一一二頁）、梅原氏は「唐令」のうち現行法規と調整できる部分は生かし、

……構造や理念には殆んど手がつけられていないと見做し得る」もの（梅原郁（一九九三）七八八頁）とする。

- (13) 滋賀秀三（二〇〇三）一一二頁。『宋会要輯稿』一六四冊、刑法一之四、天聖七年五月二日「翰林学士宋綬言えらく「詔に准じて、編勅官の新修せる令三十卷、并に編勅より録出せる罪名輕簡なる者五百餘条もて為れる附令勅を以て、兩制と刑法官とに付して看詳せしむ。内、添刪修改せる事件あれば、並に已に刪正す。望むらくは、中書門下に付して施行せられんことを」と。之に従う。同、天聖七年九月二日「詳定編勅所言えらく「詔に准じて編勅を新定せるも、且く未だ雕印せず、写録して諸軒運發運司に降下して看詳行用せしめ、如し内に未だ便たらざる事件あれば、一年内を限りて、逐旋ちに実封を具して聞奏せしむ。当所にて已に写録し到れる、海行編勅并に目錄共せて三十卷、敕書德音十二卷、令文三十卷、并に奏勅一道に依りて上進す」と。詔して大理寺に送りて収管せしめ、将来一年内に、如し未だ便たらざる事件を修正することあれば、了る日を候ちて、本寺をして申拳せしめ、崇文院に下して雕印施行せしむ」。

- (14) 『続資治通鑑長編』卷一一一、明道元年（一〇三二）三月戊子（一日）、『玉海』卷六六、詔令、律令下、天聖新修令・編勅にも記事がある。滋賀氏は、これらの記事に附令勅が記されないのはそれが天聖令三〇卷に含まれていたからであるとしたうえで、『玉海』および『宋史』卷二〇四、芸文志三、史類、刑法類にある「附令勅十八卷」は「慶曆編勅編纂のときに天聖令文から附令勅だけを抄録して一八卷に編成したものであったのではないかと考えられる」（滋賀秀三（二〇〇三）一四一一―一四二頁註〔11〕）とする。天聖令残本が附令勅を欠くのはこれと何らかの關係があるのかもしれない。

- (15) 滋賀氏のいう「すでに死文と化している部分は敢えて削除もせずそのままとするという方針」（滋賀秀三（二〇〇三）一一一頁）、梅原氏のいう「唐令」を元通り残しておくという姿勢」（梅原郁（一九九三）七八八頁）は、このような形で活かされたと思われる。

- (16) 『天聖令校証』下冊の校録本・清本では、現行天聖令に宋××条、不行唐令に唐××条という条文番号を附している。本稿もこの条文番号に従う。

(17) 仁井田陞(一九三五)一一九—一二〇頁、滋賀秀三(二〇〇三)一一一頁、梅原郁(一九九三)七八九頁。

(18) 附令勅について、滋賀氏は「行為規範を定めた条項のうち違反を重く罰する必要のないものを編勅本体から分ち出し、改定作業が同時進行中であつた令の方に回付して、これに付属するものとして編纂」されたもの(滋賀秀三(二〇〇三)一一一頁)、梅原氏は「編勅の中から、新しい禁令で、罪名の軽簡なもの五百余条を選び、各令逐巻の後尾にそれを列挙した」もの(梅原郁(一九九三)七八九頁)とする。梅原氏は附令勅の実例二箇条を挙げている(同七九〇頁、八四四—八四五頁註(59))。

(19) 滋賀秀三(二〇〇三)一一一頁。

(20) 附令勅について、滋賀氏は「咸平以来の儀制勅も附令勅の一部として取り込まれた」(滋賀秀三(二〇〇三)一一一頁)とするが、儀制勅中の独自の罰則規定をもつ条項についてもこのようにいいうるかは疑問である。梅原氏は「勅の中の新しい現実に対応する約束——とりきめ・規定——や、禁令、すなわち原則部分のうちさして重要でない条項を、「附令」として旧来の「令」の体系にくっつけ、従つてその違反に対する刑罰も、そこに加えることが始まつた」(梅原郁(一九九三)七九一頁)とするが、梅原氏自身の「本来刑罰条項はそこにはなかつたと想定される」(同八四四頁註(59))との主張と矛盾することもあり、受け入れがたい。

(21) 『宋史』卷二〇四、芸文志三、史類、刑法類に「統附勅令一卷へ慶曆中、編。作者を知らず」と記されるほか、『玉海』卷六六、詔令、律令下、慶曆編勅にも記事がある。

(22) 『玉海』卷六六、詔令、律令下、嘉祐編勅は「其れ元降の勅、但だ約束を行うのみにして、刑名に在らざる者は、又た折して統降附令勅三卷と為す」と記す。

(23) 『玉海』卷六六、詔令、律令下、熙寧編勅にも記事がある。

(24) 『続資治通鑑長編』は日付を欠き、「按ずるに、四月の下、干支を脱去す。宋史を査するに、編勅を頒つは壬午日〈五日〉に係る」と註記する。

(25) 仁井田陞・牧野巽(一九三二)四五〇—四五二頁註(25)、滋賀秀三(二〇〇三)一一三、一一六頁。

- (26) 「唐宋両令の間に一線を劃するに至つたのは決して慶元にはじまるのではなく、宋天聖令に大改修を加へた元豊令及びその系統に属する諸令の変更による所であらう」(『唐令拾遺』四七頁)。
- (27) 『玉海』卷六六、詔令、律令下、元豊諸司勅式・編勅(「元豊」七年三月乙巳(六日)、詳定重修編勅書成る(孫覚謂えらく、煩碎にして用い難く、一条分ちて四五と為すことあり、と)。書目。元豊勅令式七十一卷、「元豊」七年、刑部侍郎崔台符等撰す。元祐中、劉摯等刊修す(元豊は約束を以て令と為し、刑名もて勅と為し、酬賞もて格と為す。熙寧勅は嘉祐の旧文に拠り、元豊勅は熙寧の前例を用う)は、元豊勅令格式を熙寧の前例だけを採つたものとするが、過貶の辞であり、取るべきではない。
- (28) 梅原郁(一九九三)八〇一頁。
- (29) 滋賀秀三(二〇〇三)一一五―一一六頁。
- (30) 滋賀秀三(二〇〇三)一一六頁。さらに滋賀氏は、『宋会要輯稿』一六四冊、刑法一之一二、元豊三年(一〇八〇)五月一三日詳定重修編勅所言を挙げて「唐式のうちから取るべきものを取つて残りは特別法編纂局送りという形で体よく棄てられたことが知られる。令については記事がないが、もはや「附令勅」でなく「令」と称したこと自体が、唐令(天聖令)を吸収・廃止に追いやつたことの明証であると言つてよいであろう。事実この後は唐の令・式に言及する記事は出て来ない。新しい令が五〇巻という大部なものになったのも、これら総てを吸収したからに外ならない」(滋賀秀三(二〇〇三)一四五頁註(29))と述べている。
- (31) 伊藤東涯(二七九七)下卷二三三頁。
- (32) 浅井虎夫(一九一八)一四〇頁。
- (33) 仁井田陞(一九三六)三二七頁。
- (34) 仁井田陞(一九五二)六五頁。
- (35) 曾我部静雄(一九六五)二二―二三頁。
- (36) 梅原郁(一九九三)七七八、七八七頁。律と令の間の「次元の違い」を梅原氏は具体的に説明していないが、

「律」が持つ最も重要な意味は、それがイデオロギー、特に「礼」と表裏している点であろう。仁井田氏は「律」は陰、「令」は陽とたとえられるが、私は「律」が陰なら「礼」が陽ではないかと考えている（同七七七八頁）という記述から、令は礼と表裏しない点で律と次元が違うと推察される。だが、仁井田氏のこの言説は、規範の定立（生成）を陽、その侵犯への処罰（刑殺）を陰としたうえで律令の関係を明らかにしたものであるから、梅原氏の主張とは位相が異なる。ただ、仁井田氏の言説も、律は陰陽を兼ね備え、令は陽をもつのみで陰を律に委ねたものとした方が正確だと思われる。

(37) 尾形勇ほか（二〇一〇）八一頁註⑦。副読本の用語集も「唐では律は刑法典、令は行政法ないし民法典」（全国歴史教育研究協議会編（二〇〇八）六三頁）としている。

(38) 仁井田陸（一九三六）三二七頁。

(39) 仁井田陸（一九五二）六五頁。

(40) 滋賀秀三（二〇〇三）二〇、二二頁。

(41) 仁井田陸（一九三六）三二七頁。

(42) 仁井田陸（一九五二）六五頁。

(43) 滋賀秀三（二〇〇三）二〇頁。

(44) 同前。

(45) 仁井田陸（一九五二）六五頁。

(46) 滋賀秀三（一九五八）三三九頁。

(47) 呂志興（二〇〇九）二一五頁。その具体的な律条と属性については、同二〇一―二一五頁表7―1を参照。

(48) 中村茂夫氏はこの条項を「乾肉等を――恐らくは――業として販売する者を主たる対象とし、それに一般の者をも含めて、有毒な食品を廃棄すべきにそれに違反したいわば行政犯を処罰する規定」としている（律令研究会編（一九八七）一三〇頁）。

(49) 食品衛生法六条「次に掲げる食品又は添加物は、これを販売し、又は販売の用に供するために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。／一 腐敗し、若しくは変敗したもの又は未熟であるもの。……／二 有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは付着し、又はこれらの疑いがあるもの。……／三 病原微生物により汚染され、又はその疑いがあり、人の健康を損なうおそれがあるもの。／四 不潔異物の混入又は添加その他の事由により、人の健康を損なうおそれがあるもの」。同法七一条一項「次の各号のいずれかに該当する者は、これを三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。／一 第六条……の規定に違反した者」。

(50) 薬事法一四条一項「医薬品、医薬部外品、厚生労働大臣の指定する成分を含有する化粧品又は医療機器の製造販売をしようとする者は、品目ごとにその製造販売についての厚生労働大臣の承認を受けなければならない」。同法八四条「次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。／……／三 第十四条第一項……の規定に違反した者」。

(51) 孟彦弘(二〇〇六a)五三五一五三六、五四〇頁。『唐令拾遺』は関市令復旧一一条「諸そ奴婢・牛馬駝騾驢等を売買したれば、本司・本部の公験を用いて以て券を立つ」として復原する(『唐令拾遺』七二〇頁)。

(52) 民法五七〇条本文「売買の目的物に隠れた瑕疵があったときは、第五百六十六条の規定を準用する」。同法五六六条一項「売買の目的物が地上権、永小作権、地役権、留置権又は質権の目的である場合において、買主がこれを知らず、かつ、そのために契約をした目的を達することができないときは、買主は、契約の解除をすることができる。この場合において、契約の解除をすることができないときは、損害賠償の請求のみをすることができる」。同条三項

「前二項の場合において、契約の解除又は損害賠償の請求は、買主が事実を知った時から一年以内にしなければならない」。

(53) 失火ノ責任ニ関スル法律「民法第七百九条ノ規定ハ失火ノ場合ニハ之ヲ適用セス但シ失火者ニ重大ナル過失アリタルトキハ此ノ限ニ在ラス」。民法七〇九条「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害し

た者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う」。

(54) 『唐令拾遺』三〇五―三〇六頁。

(55) 『唐令拾遺』二二五頁。

(56) 仁井田陞（一九三六）三二七頁。

(57) 孟彦弘（二〇〇六b）五四九、五五一頁。『唐令拾遺』は捕亡令復旧六条として復原する（『唐令拾遺』七三〇―七三一頁、『唐令拾遺補』八〇〇頁）。

(58) この関係は、遺失物法四条一項本文「拾得者は、速やかに、拾得をした物件を遺失者に返還し、又は警察署長に提出しなければならぬ」と刑法二五四条「遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金若しくは科料に処する」との関係に類似する。

(59) 滋賀秀三（二〇〇三）二〇頁。

(60) 伊藤東涯（一七九七）下巻二二三頁。

(61) 滋賀秀三（二〇〇三）八〇頁。

(62) 滋賀秀三（二〇〇三）三〇頁註(5)。

(63) 滋賀秀三（二〇〇三）二〇頁。呂志興（二〇〇九）七二頁参照。

(64) 伊藤東涯（一七九七）下巻二二七頁。

(65) 浅井虎夫（一九一一）二三五頁。

(66) 牧野巽（一九三二）一三三頁註(5)。

(67) 仁井田陞（一九六四）一五五頁。

(68) 曾我部静雄（一九六五）四二―四三頁。

(69) 梅原郁（一九九三）八一―八二頁。

(70) 滋賀秀三（二〇〇三）一一五―一六頁。

(71) 梅原郁 (一九九三) 七八七頁。

(72) 梅原郁 (一九九三) 八一八頁。

(73) 同前。

(74) 梅原郁 (一九九三) 八二〇頁。

(75) 同前。

(76) 『唐令拾遺』『唐令拾遺補』および『天聖令校証』下冊の唐令復原研究において、唐令復原のための基本史料・参考資料などとして挙げられている慶元等の宋令と唐令復旧・復原条文を、あるいは稲田奈津子 (二〇〇八) 八四―九〇頁表2・表3で対応されている天聖令と慶元令を比較しても、このような印象を得ることは困難であった。

(77) 黄正建 (二〇〇六) 七四七、七五三頁。『唐令拾遺補』は雑令復旧補五条として復原する (『唐令拾遺補』八五九頁)。本条のなかの猛獸の畏に関する規定は、天聖雜令宋四一条 (『天聖令校証』下冊四三二頁) 「諸ぞ猛獸ありたるの処、檻穽・射窠等を作るを聴すも、人行くの路に当てるを得ず。皆な明かに標幟を立て、以て往来に告ぐ」を経て、慶元雜令 (『慶元条法事類』卷七九、畜産門、捕猛獸) 「諸ぞ猛獸ありたれば、檢を施し坑穽の類を設けるを聴すも、人行くの路に当てるを得ず。仍お明かに標識を立つ (「識、もと誤つて議に作る」) へ、猛獸捕獲者への賞与規定は、慶元賞格 (同前) 「諸色人。猛獸を獲たれば、頭ごとにへ小にして未だ害を為す能わざる者は、半ばを減す、虎匠は、狼は絹式匹錢壹貫、豹は絹參匹錢貳貫、虎は絹伍匹錢伍貫。餘人は、狼は絹式匹、豹は絹參匹、虎は絹伍匹」へと継承されている。

(78) 梅原郁 (一九九三) 八二二頁。

(79) 同前。

(80) 『容齋三筆』が勅を「未然に禁ず」、令を「已然に禁ず」としているのは誤って転倒したものであろう。

(81) 唐式が元豊令に吸収されたことにより、令がより国家事業に密接化したと想定することは可能である。しかし前掲の『宋会要輯稿』一六四冊、刑法一之二二、元豊三年五月一三日詳定重修編勅所言を勘案すれば、唐式の内容は主

として一司法に継承されたと解すべきである。

(82) 曾我部静雄(一九六五)四三頁。

(83) 同前。

(84) 同前。

(85) 『続資治通鑑長編』卷三七三、元祐元年(一〇八六)三月己卯(二二日)にも引用されている。

(86) 「従来編勅のうちに含まれていた刑罰を伴わない規定は、この時、大部分は令に移されたが、若干は残されて勅に移したのもあったであろう。令に移された規定に対する違反は、律に定める「違令」の罪として軽い処罰で済まされる。他面、取り残された規定の方は、違反に対する処罰を新たに規定した上でなければ、いまや刑法典として体裁を整えた勅の中に入れて行けない。従来通りの処罰を維持するとすれば、その逐一について違反は「違制」を以て論ずるという規定を置くことになる」(滋賀秀三(二〇〇三)一四四―一四五頁註(28))。元豊司農勅令式という一司法についての言及であるが、『宋会要輯稿』一六四冊、刑法一之一、元豊元年(一〇七八)一〇月一三日「御史中丞・判司農寺蔡確言えらく「常平の旧勅は多く已に衝改せらるるも、免役等の法は素より未だ編定せられず。今、合に刪修して勅と為すべきを除くの外、所定の約束の小なる者は令と為し、其の名数・式様の類は式と為さん。乞うらくは、元豊司農勅令式を以て目と為さん」と。之に従う」からも、軽微な禁令は令に属させて違令罪によって処断すべきだという考えを読み取ることができる。

(87) 呂志興(二〇〇九)七一―七二頁。

(88) 滋賀秀三(二〇〇三)一二三頁。

(89) 滋賀秀三(二〇〇三)一一六頁。

(90) 梅原郁(一九九三)八一―八二〇頁。

(91) 滋賀氏は「格への追加であるところの格後勅が、再副次法典として、法の変動の機能を担うことになる。格後勅は五代から北宋にかけて編勅と名を変えて頻りに編纂を繰り返されるが、やがて編勅自体のなかに分化と体系化を生

じ、北宋中期以降、勅（刑罰）・令（非刑罰）・格（賞格等）・式（書式）という法典形式となつて、南宋末まで数次の纂修を重ねる。そして唐法のうち律だけは南宋末まで基本法典として効力を持ち続けた」（滋賀秀三（二〇〇三）二二頁）と述べ、梅原氏は唐律を基本法典に属する「中国的刑法典」、「宋刑統」を基本法典に属するものとして「宋人は普通には「律」と意識、過渡的折衷案」とし、唐令を基本法典に属する「広義の行政法典、非刑法典」、元豊以後の令を副次法典に属する「前代の「令」に相当する非刑法典（但し唐とは、内容的相違が顕著）」とする（梅原郁（一九九三）八〇四頁表II）。

(92) 滋賀秀三（二〇〇三）一三三―二四頁、梅原郁（一九九三）八二―八三頁。

(93) 梅原郁（一九九三）八二頁。

(94) 滋賀秀三（二〇〇三）一六頁。

(95) 同前。

(96) 滋賀秀三（二〇〇三）一一二頁。

(97) 滋賀秀三（二〇〇三）一四五頁註(29)。

(98) 「諸を心に田宅及び財物を分かつべき者は、兄弟にて均分す（其の父祖、亡なりたる後、各々自ら居を異にし、又は爨を同じくせずして三載以上を経、逃亡して六載以上を経、若くは父祖の旧の田宅・邸店・碾磗・部曲・奴婢の存在して分かつべきなき者は、輒く更に分を論ずるを得ず）。妻家より得たる所の財は、分つ限に在らず（妻、亡したると雖も、ある所の資財及び奴婢は、妻家は並に追理するを得ず）。兄弟、亡なりたる者は、子、父の分を承く（繼絶したるも亦た同じ）。兄弟、俱に亡なりたれば、則ち諸子にて均分す（其の父祖の永業田及び賜田も亦た均分す。口分田は、即ち丁中老小の法に准ず。若し田、少なき者は、亦た此の法に依りて分を為す）。其れ未だ妻を娶らざる者は、別に娣財を与う。姑姉妹の在室せる者は、男の娣財の半ばを減ず。寡妻の男なき者は、夫の分を承く。若し夫の兄弟、皆な亡なりたれば、一子の分に同じへ男ある者は、別に分を得ず。夫家に在りて守志せる者を謂う。若し改適したれば、其の見在せる部曲・奴婢・田宅は、費用するを得ず、皆な応に分かつべきの人にて均分す」（『唐令拾

遺』二四五―二四六頁。

(99) 滋賀秀三(二〇〇三)一四五頁註29。

(100) 吳麗娛(二〇〇六)六九四、七二二頁。『唐令拾遺』は喪葬令復旧二一条として復原する(『唐令拾遺』八三五頁、『唐令拾遺補』八四三頁)。

(101) 『天聖令校証』下冊四二五頁。

(102) 『天聖令校証』下冊四三〇頁。

(103) 黃正建(二〇〇六)七四一、七五一頁。『唐令拾遺』は雜令復旧一五条として復原する(『唐令拾遺』八五二頁)。

(104) 『天聖令校証』下冊四三〇頁。

(105) 黃正建(二〇〇六)七四一、七五一頁。『唐令拾遺』は雜令復旧一六条として復原する(『唐令拾遺』八五三頁、『唐令拾遺補』八五四頁)。

(106) 滋賀秀三(二〇〇三)一一六頁。

(107) 同前。

(108) 「律に關わる分野すなわち刑事司法の分野……には大明律(基本法典)の制定、問刑條例(副次法典)の發生、それが合して大清律例となり、そして私撰成案集の簇出という展開があったのであるが、律令制の枠組みで言えば令に關わる分野すなわち一般行政分野に目を転ずると、そこには全く異なつた展開があった。……太祖朱元璋は一般行政諸制度の建設にも大いに力を注いだ。……しかしそれらはすべて必要に応じて随時に発せられる立法・訓令・処分にわたるさまざまな内容の単行指令……と、その実施過程に生ずる慣例の集積として出来上がったものであり、それらを——少なくともその基本部分を——全部「令」という一本の法典に収めて一挙に制定しようとするようなことは発想されなかつたし、仮にそれを試みたとしても客觀的に不可能であつた」(滋賀秀三(二〇〇三)一四七―一四八頁)。

(109) 梅原郁(一九九三)八一―九頁。

(110) 稲田奈津子(二〇〇八)九二頁。

- (111) 稲田奈津子 (二〇〇八) 八三頁。
- (112) 梅原郁 (一九九三) 八二〇頁。
- (113) 従って職制も検証の対象とすべきであるが、天聖令残本はこの部分を欠くので除外せざるを得なかった。
- (114) 対応検証に際しては、三篇目に共通して『唐令拾遺』『唐令拾遺補』『天聖令校証』下冊、獄官―断獄について雷聞 (二〇〇六)、辻正博 (二〇〇八)、捕亡について孟彦弘 (二〇〇六b)、雑について黄正建 (二〇〇六)、三上喜孝 (二〇〇七)、稲田奈津子 (二〇〇八) 九五―九六頁註(14)を参照した。
- (115) 『天聖令校証』下冊四一八頁。
- (116) 『天聖令校証』下冊三三五頁宋四一条校註(二)。
- (117) 雷聞 (二〇〇六) 六三一、六四八頁。『唐令拾遺補』は獄官令復旧補三条として復原する(『唐令拾遺補』八二七頁)。
- (118) 『天聖令校証』下冊四一九頁。
- (119) 黄正建 (二〇〇六) 七三七、七五〇頁。『唐令拾遺』は雜令復旧一〇条として復原する(『唐令拾遺』八四九頁)。
- (120) 『唐令拾遺補』八五三頁、稲田奈津子 (二〇〇八) 九六頁註(14)。
- (121) 「天聖假寧・喪葬両令に対応する条文は、慶元勅令格式の中でも假寧令・假寧格・服制令・服制格・服制式の五つに集中している。……その対応率の高さ、特に格・式での高さが注目されよう」(稲田奈津子 (二〇〇八) 九二頁)。
具体的な対応関係と対応率については、同八四―九〇頁表2・表3、九二頁表4を参照。
- (122) 『天聖令校証』下冊四一六頁。
- (123) 同前。
- (124) 『天聖令校証』下冊四一九頁。
- (125) 天聖獄官令宋一六条・宋一七条が折杖法に対応していることについては、辻正博 (二〇〇八) 四八二―四八三頁を参照。

(126) 本条の「貳拾日外居作」について、かつて川村は「日貳升居作」と改変する説を示した(川村康(二〇〇〇)二八九頁、三〇八頁註(35))が、天聖獄官令宋一七条の「二十日外居作」を継承したものととして、これを撤回する。この文言の解釈については、辻正博(一九九五)二〇五頁註(32)を参照。

(127) 雷聞(二〇〇六)六一八、六四五頁。『唐令拾遺』は獄官令復旧一八条として復原する(『唐令拾遺』七七四頁、『唐令拾遺補』八二二頁)。

(128) 雷聞(二〇〇六)六一八―六一九、六四六頁。本条の復原については、辻正博氏によって問題点が指摘されている(辻正博(二〇〇八)四八三頁)。

(129) 雷聞(二〇〇六)六三七―六三八、六四九頁。『唐令拾遺』は獄官令復旧三九条「囚の家を去ること懸遠にして餉を絶つ者は、官にて衣糧を給し、家人の至る日に、數に依りて徵納す」として復原する(『唐令拾遺』七九二頁)。

(130) 『天聖令校証』下冊三三〇頁宋一六条校註(二)(三)、宋一七条校註(一)、雷聞(二〇〇六)六一八頁、六一八頁註(一)、辻正博(二〇〇八)四八二―四八三頁。

(131) 『天聖令校証』下冊四一七頁。
(132) 『天聖令校証』下冊四一九頁。

(133) 雷聞(二〇〇六)六二七、六四七頁。『唐令拾遺』は獄官令復旧二六条として復原する(『唐令拾遺』七八二頁)。
(134) 雷聞(二〇〇六)六三六、六四八―六四九頁。『唐令拾遺』は獄官令復旧四一条として復原する(『唐令拾遺』七九三頁、『唐令拾遺補』八二四頁)。

(135) 伊藤東涯(二七九七)下卷二二七頁。

(136) 牧野巽(一九三二)一三三頁註(5)。

(137) 仁井田陞(一九六四)一五五頁。
(138) 曾我部静雄(一九六五)四二頁。
(139) 滋賀秀三(二〇〇三)一一七頁。

- (140) 梅原郁（一九九三）八〇四頁表11、八一四―八一六頁。
- (141) ただし曾我部氏は、唐式も元豊以後の式も「施行細則としての様式であることには変わりはない」とする（曾我部静雄（一九六五）四二頁）。
- (142) 滋賀秀三（二〇〇三）一一五頁。
- (143) 梅原郁（一九九三）八〇一頁。
- (144) 梅原郁（一九九三）七八七頁。
- (145) 曾我部静雄（一九六五）四二頁。
- (146) 『唐令拾遺』四六一―四七頁。
- (147) 稲田奈津子（二〇〇八）八三頁。
- (148) 黄正建（二〇〇六）七三八―七三九、七五〇頁。『唐令拾遺』は雑令復旧二二条「諸そ水を以て田に溉ぐは、皆な下より始む」として復原する（『唐令拾遺』八五〇頁）。
- (149) 『天聖令校証』下冊四三〇頁。
- (150) 『唐令拾遺』八五〇―八五一頁、三上喜孝（二〇〇七）九四頁。
- (151) 『唐令拾遺』四六頁。
- (152) 黄正建（二〇〇六）七四二、七五二頁。『唐令拾遺』は雑令復旧二二条「諸そ畜産の人に舐つく者は、両角を截る。人を踏る者は、足を絆ぐ。人を齧る者は、両耳を截る」として復原する（『唐令拾遺』八五六頁）。
- (153) 『天聖令校証』下冊四三〇頁。
- (154) 『唐令拾遺補』八五五頁。
- (155) 註(57)参照。
- (156) 『天聖令校証』下冊四〇七頁。
- (157) 『唐令拾遺補』八〇〇―八〇二頁、『天聖令校証』下冊三二二頁末九条校註(一)(四)。

- (158) 黄正建（二〇〇六）七四二、七五二頁。『唐令拾遺』は雜令復旧二〇条として復原する（『唐令拾遺』八五五頁）。
- (159) 『天聖令校証』下冊四三〇頁。
- (160) 『唐令拾遺』八五五―八五六頁、『天聖令校証』下冊三七二頁宋二六条校註（一）。
- (161) 黄正建（二〇〇六）七三八、七五〇頁。『唐令拾遺』は雜令復旧二一条として復原する（『唐令拾遺』八四九頁、『唐令拾遺補』八五三頁）。
- (162) 『天聖令校証』下冊四二九―四三〇頁。
- (163) 『唐令拾遺』八四九―八五〇頁。
- (164) 埋藏物に関する規定は雜律五九条「諸そ他人の地の内に於て宿藏の物を得て、隠して送らざる者は、合に主に還すべきの分を計り、坐贓もて論じ三等を減ずへ若し古器の形制異なるを得て、官に送らざる者も、罪亦た之の如し」、遺失物に関する規定は雜律六〇条「諸そ闕遺の物を得て、五日に満ちて官に送らざる者は、各々亡失の罪を以て論ず。贓重き者は、坐贓もて論ず。私の物は、坐贓より二等を減ず」に置かれている。
- (165) 梅原郁（一九九三）八二〇頁。
- (166) 雷聞（二〇〇六）六二三、六四六頁。『唐令拾遺』は獄官令復旧二二条として復原する（『唐令拾遺』七七六頁、『唐令拾遺補』八二二頁）。
- (167) 『天聖令校証』下冊四一七頁。
- (168) 『慶元条法事類』卷七三、刑獄門三、檢断は、本条を含む五箇条（その二箇条目が本条）を「断獄令」として掲げ、黄正建氏は本条を断獄令としている（黄正建（二〇〇八）五六頁、七〇頁註（16））。しかし、同別門では、まず「勅」として「名例勅」一箇条とこの「断獄令」五箇条が置かれたあと、次に「令」としてさらに「断獄令」二箇条が置かれている。また、本条の次（三箇条目）に載せられた「諸そ獄案、両辞説を互いにし、及び情款を円ねくせず、或は本処にて論決するを得たるの人を以て、輒く上聞したる者は、各々杖壹伯」が形式上「勅」であることは疑いない。従って、本条を含む五箇条を「断獄令」としたのは「断獄勅」の誤りである。この点について戴建国民氏は「勅は

刑罰に関する法律規範であるが、令はそうではない。下文を見ると「各杖一百」という刑罰規定があるから、本条は明らかに勅に属する。また本書の体例は、条文が勅から令に移るとき、必ず改行して「令」一文字を記す。この「検断」という類目の下文にはさらに「令」字が記してあるから、この「令」字は疑いもなく「勅」の誤りであると述べている（戴建国点校（二〇〇二）七六二頁校勘記（一））。

(169) 『稲田奈津子』二〇〇八、八三頁。

(170) 『天聖令校証』下冊四二〇頁。本条は同文のまま、唐獄官令復原一条として復原されている（雷聞（二〇〇六）六一三—六一四、六四五頁）。

(171) 『慶元条法事類』卷七四、刑獄門四、病囚にも一部が載せられている。

(172) 『稲田奈津子』二〇〇八、九二頁。

(173) 『唐令拾遺』七六七頁。

(174) 『唐令拾遺』七六七—七六八頁。

(175) 『天聖令校証』下冊四二〇頁。本条は同文のまま、唐獄官令復原五一条として復原されている（雷聞（二〇〇六）六三一、六四八頁）。

(176) 当該慶元断獄令註に記される「事、要切に干したれば」という事態は「杖以下」については想定しにくいので、「杖以下」は「杖以上」の誤写と考えられるから、両条の間の継承関係はほぼ確実である。そうでなくても、唐令では徒罪以上に許された被拘禁者の発哀が、慶元までに杖罪以下に限定し、変形して復活継承されたといえる。

(177) 『稲田奈津子』二〇〇八、七九—八三頁。

(178) 『唐令拾遺』四六頁。

(179) 『唐令拾遺』二二八頁。

(180) 『慶元条法事類』卷七六、当贖門、罰贖、旁照法にも一部が載せられている。

(181) 『唐令拾遺』三七九頁、『唐令拾遺補』六一五頁。

- (182) 『唐令拾遺』四六頁。
- (183) 愛宕松男（一九七八）一七九頁。
- (184) 『唐令拾遺補』八三四頁。
- (185) 愛宕松男（一九七八）一八四頁。
- (186) 『天聖令校証』下冊四三三頁。
- (187) 牛來穎（二〇〇六）六六七、六七三頁。
- (188) 愛宕松男（一九七八）一八四頁。
- (189) 『唐令拾遺補』八三四頁、牛來穎（二〇〇六）六六七頁。
- (190) 愛宕松男（一九七八）一八三頁。淳化令については註(7)参照。

A Study on metamorphosis of *Ling* in Song China

論

Yasushi KAWAMURA

It has been said by students on legal history of China that *Ling*, the basic code of administrative law in Tang period, was metamorphosed into the subsidiary code of administrative law in Song period. But, there is some doubt about this assertion.

説

In Tang period, there were two basic codes. One was *Lü*, has been said the penal code, and another was *Ling*. In a sense, *Lü* was surely a kind of penal code, consisted of both provisions of regulation and punishment. While *Ling* had the provisions of regulation only, a man who broke the regulation in *Ling* was punishable by the provisions of punishment in *Lü*. So *Ling* was also a kind of penal code, handed over the provisions of punishment into *Lü*. Therefore, it has to be explained that *Lü* was one basic code included the provisions of punishment, and *Ling* was the other basic code excluded them.

In Song period, *Bienchi*, the subsidiary code, was separated into four parts of code, *Chi*, *Ling*, *Ge* and *Shi*. Students thought that, with this separation of *Bienchi*, *Ling* of Tang was abandoned, and the administrative elements of *Bienchi* usurped the title and became *Ling* of Song. However, the style of *Ling* was not changed. It was still a code handed over the provisions of punishment into other codes, *Lü* and *Chi*, the subsidiary code included the provisions of punishment. Through the examination of historical sources, it became clear that *Ling* of Song inherited considerable volume of elements from *Ling* of Tang. *Ling* of Song was not only descended from *Bienchi*, the subsidiary code, but also *Ling* of Tang, the basic code excluded the provisions of punishment. Indeed, in the area of codes without the provisions of punishment, distinction between the basic and the subsidiary was dissolved.

Now the doubt is clarified in this paper. *Ling*, the basic code excluded the provisions of punishment, was metamorphosed into the code excluded the provisions of punishment without distinction between the basic and the subsidiary.

一
二
六